

老 齡 基 礎 年 金

お 手 続 き ガ イ ド



手続きに必要な要件などのご確認

老齢基礎年金の受取り手続きにあたって必要な加入期間や保険料の受取り状況をご確認いただきます。



年金の受取り内容のご確認

老齢基礎年金の年金額や受取り年齢の変更方法、年金額の増額のための方法をご確認いただきます。



いつから？



年金額はいくら？



年金額を増やすには？



請求書類のご準備

請求書の記載の方法や請求の際の必要書類をご理解いただくとともに、本日お持ちではない書類があれば、ご準備いただきます。



必要書類リスト



請求書類のご提出と重要事項のご確認

請求書類のご提出と請求書提出にあたっての重要事項についてご確認いただきます。



説明事項のご確認

老 齢 基 礎 年 金

お 手 続 き カ ー ド



手続きに必要な要件などのご確認

老齢基礎年金の受取り手続きにあたって、必要な加入期間や保険料の受取り状況をご確認いただけます。

➡ お手続きカードNo.1,2,3,4,5,10



年金の受取り内容のご案内

老齢基礎年金の年金額や受取り年齢の変更方法、年金額の増額のための方法をご確認いただけます。

いつから？

➡ お手続きカードNo. 6,9

年金額はいくら？

➡ お手続きカードNo. 7,9,11,12,13

年金額を増やすには？

➡ お手続きカードNo. 8,9,10,11



請求書類のご準備

請求書の記載の方法や請求の際の必要書類をご理解いただくとともに、本日お持ちではない書類があれば、ご準備いただけます。



必要書類リスト



お手続きカード  請求書等記入例



請求書類のご提出と重要事項のご確認

請求書類のご提出と請求書提出にあたっての重要事項についてご確認ください。



説明事項のご確認



お手続きカードNo.16

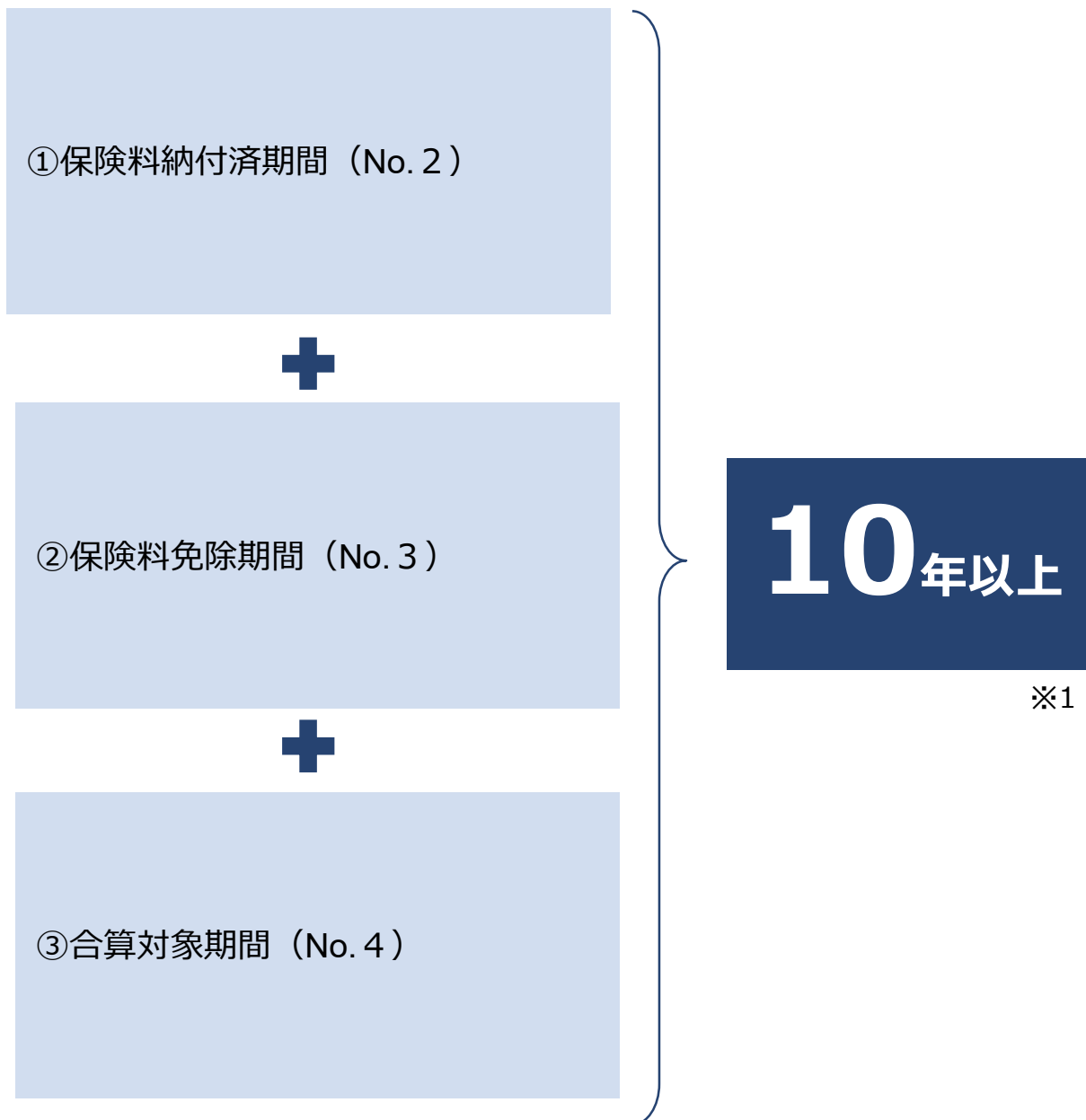
目次

カード No.	タイトル	説明の対象者（例）	概要
1	受給資格期間	●受給要件を満たさない者	■年金の受取りに必要な資格期間
2	保険料納付済期間	●全ての者	■保険料納付済期間
3	保険料免除期間	●全ての者	■保険料免除期間
4	合算対象期間	●保険料納付済期間と保険料免除期間を合算しても受給要件を満たさない者	■資格期間が足りない場合について ■合算対象期間一覧表
5	受給要件を満たす方法は？	●保険料納付済期間と保険料免除期間、合算対象期間を合計しても受給要件を満たさない者	■国民年金の任意加入
6	いつから受け取れる？	●全ての者	■受取り開始年齢 ■いつからいつまで受け取れるのか ■いつから入金されるのか
7	いくら？ - 年金額の計算 -	●全ての者	■老齢基礎年金の受取り年金額
8	増やす方法は？	●年金額の増額を希望する者	■追納 ■国民年金の任意加入 ■繰下げ申出
9	繰上げ受給・繰下げ受給	●受給要件を満たす者	■受取り開始年齢を繰上げ・繰下げた場合の年金額 ■繰上げ・繰下げ受給の増減率（％）
10	任意加入	●年金額の増額を希望する者 ●受給要件を満たさない者	■年金額を増やすには ■納付方法 ■任意加入をやめるとき ■受給要件を満たすためには ■納付方法 ■任意加入をやめるとき
11	付加保険料と付加年金	●年金額の増額を希望する者	■付加保険料と付加年金 ■注意事項 ■具体例
12	振替加算	●振替加算の対象者	■振替加算
13	生計維持関係の認定要件	●振替加算の対象者	■生計維持関係の認定要件
14	請求後の流れ	●請求書を提出した者	■年金の決定と受取り
15	複数の年金を受け取る権利があるとき	●複数の年金受給権を有する者	■老齢基礎年金以外の年金を受け取る権利があるとき

No.1-1 受給資格期間



老齢基礎年金の受取りに必要な資格期間



※1：老齢年金の受取りに必要な資格期間は、平成29年8月1日から25年から10年に短縮されました（遺族年金の支給要件や障害年金の納付要件は変更ありません）。

No.2-1 保険料納付済期間

国民年金（第1号被保険者）の場合、
保険料納付済期間と保険料免除期間、
および合算対象期間の合計が10年以上
であること。

10年以上

保険料納付済期間

保険料免除期間

合算対象期間



保険料納付済期間

保険料納付済期間とは、保険料を納めた期間をいいます。

保険料納付済期間とは？

- 第1号被保険者および昭和61年3月以前の国民年金の被保険者期間のうち保険料を納めた期間
 - 国民年金に任意加入して保険料を納めた期間
 - 保険料免除期間について保険料を追納した期間
 - 保険料未納期間について保険料を後納した期間
 - 時効消滅不整合期間について保険料を特例追納した期間
 - 国民年金保険料産前産後免除期間に該当する期間
-
- 第2号被保険者期間のうち20歳以上60歳未満の期間
 - 昭和36年4月から昭和61年3月までの厚生年金保険または船員保険の被保険者期間、
共済組合等の加入期間のうち20歳以上60歳未満の期間
-
- 第3号被保険者期間
 - ※ 3号該当届が2年以上遅れた場合は、3号特例届を行った日以後保険料納付済期間として認められた期間

No.3-1 保険料免除期間

国民年金（第1号被保険者）の場合、保険料納付済期間と保険料免除期間、および合算対象期間の合計が10年以上であること。

10年以上

保険料納付済期間

保険料免除期間

合算対象期間



保険料免除期間

保険料免除期間とは、保険料の納付義務が免除または猶予された期間をいいます。

1. 保険料免除期間

① 法定免除

法律に定められている要件に該当する方が対象となります。

➡ 加入・免除ガイド-No.18

② 申請免除

本人・世帯主・配偶者のそれぞれの前年所得が一定額以下の場合や失業した場合など、国民年金保険料を納めることが経済的に困難な方が対象となります。

➡ 加入・免除ガイド-No.16

2. 納付猶予期間

① 学生納付特例

本人の前年所得が一定額以下の学生が対象となります。家族の所得は考慮されません。

➡ 加入・免除ガイド-No.17

② 納付猶予（令和12年6月まで）

20歳以上50歳未満の方（学生を除きます）で、本人・配偶者のそれぞれの前年所得が一定額以下の方が対象となります。世帯主の所得は考慮されません。

➡ 加入・免除ガイド-No.16

No.4-1 合算対象期間

国民年金（第1号被保険者）の場合、保険料納付済期間と保険料免除期間、および合算対象期間の合計が10年以上であること。

10年以上

保険料納付済期間

保険料免除期間

合算対象期間



資格期間が足りない場合について

「保険料納付済期間」と「保険料免除期間」に「合算対象期間」を加えた期間が**10年以上**あれば老齢基礎年金の受給要件を満たすことになります。

なお、平成26年4月1日から、国民年金の任意加入被保険者期間のうち過去の保険料未納期間についても合算対象期間に算入できる場合があります。

※ 合算対象期間は、老齢基礎年金の受給資格期間に算入することができますが、**年金額には反映されません。**

65歳に達した日（65歳誕生日の前日）において、配偶者の老齢厚生年金などの加給年金額対象者であった人で、かつ、合算対象期間が10年以上ある場合には、老齢基礎年金の受給要件を満たすことになります。この場合、振替加算のみの老齢基礎年金が受給できます。

No.4-2 合算対象期間



合算対象期間一覧表（※1）

 : 合算対象期間

			昭和 36.4	昭和 37.12	昭和 55.1	昭和 57.1	昭和 61.4	平成 3.4	
	被用者年金制度加入者		※2						
1	〃（20歳未満または60歳以上）								
	〃 その配偶者								
2	被用者年金老齢年金（満了）受給権者								
	〃 その配偶者								
3	被用者年金受給資格満了者								
	〃 その配偶者								
4	被用者年金障害年金受給権者								
	〃 その配偶者								
5	被用者年金遺族年金受給権者 （通算遺族年金は除く）								
6	国会議員								
	〃 その配偶者								
7	地方議会議員								
	〃 その配偶者								
8	学生（高校・大学等）								
	学生（専修学校・各種学校等）								
9	昭和36年4月以後の国籍等取得者 ※5 在日期間								
10	国籍等取得海外居住期間 ※6								
11	在外邦人								
12	脱退手当金支給期間（20歳未満含む）							※3	
13	退職一時金支給期間（原資非凍結）				※4				
14	特別一時金支給期間								
15	任意脱退期間							※8	
16	通算対象期間								
17	退職・減額退職年金支給期間 （昭和6年4月2日以後生まれに限る）								
18	任意加入未納期間 ※7								

No.4-3 合算対象期間

- ※1 1・12・13・16を除き、20才以上60才未満の期間が対象
- ※2 ①厚生年金・船員保険は昭和36年4月以後公的年金の加入期間があり（国民年金の場合は、保険料納付済み期間又は免除期間）、通算1年以上であること。
②昭和36年4月1日より前の共済組合員の期間は昭和36年4月1日まで引き続いた期間であり、1年以上であること。
- ※3 昭和61年3月31日までに受け取った場合で、かつ、昭和61年4月1日から65歳に達した日の前日までの間に保険料納付済期間または保険料免除期間を有することになった場合に限る。
- ※4 昭和36年4月1日から昭和54年12月31日までに退職一時金（原資非凍結）の支給期間であること（昭和55年1月1日以後の脱退一時金に含まれない）。
- ※5 昭和36年4月1日以後、20歳に達した日の翌日から65歳に達した日の前日までの間に日本国籍を取得した方、または永住許可を受けた方などが日本国内に住所を有していた期間のうち、適用除外とされていた昭和36年4月1日から昭和56年12月31日までの20歳以上60歳未満の期間。
- ※6 中高齢となってから日本国内に住所を有することになった外国人または外国人であった方で、日本国内に住所を有していなかった期間のうち、昭和36年4月1日以後、日本国籍を取得した日等の前日までの20歳以上60歳未満の期間。
- ※7 平成26年4月1日以後、合算対象期間に算入する。
- ※8 平成29年8月1日以前に任意脱退した場合に、合算対象期間に算入する。

20歳に達した日 = 20歳誕生日の前日

65歳に達した日 = 65歳誕生日の前日

No.5-1 受給要件を満たす方法は？



国民年金の任意加入



老-No.10

受給要件を満たしていない場合、60歳に達した日の属する月以後（申出された月以後）70歳に達した日が属する月の前月までの間、任意加入した上で保険料を納めることにより、受給権を確保することができます。

ただし、申出された月より前にさかのぼって加入することはできません。

60歳に達した日 = 60歳誕生日の前日

70歳に達した日 = 70歳誕生日の前日

No.6-1 いつから受け取れる？

✓ 受取り開始年齢

⇒ 老-No.9



令和4年4月1日より、年金受給開始時期の上限が75歳まで引き上げられました。この制度改正は、令和4年4月1日以降に70歳に到達する方（昭和27年4月2日以降に生まれた方）が対象です。

✓ いつからいつまで受け取れるのか

<原則>

65歳に達した日の属する月の翌月分から受取りが開始され、お亡くなりになる月の属する月までの分を受け取ることができます。

例：65歳の誕生日が4月20日の場合

5月分からの受取りになります。



<繰上げ請求・繰下げ申出>

60歳に達した日以後に繰上げ請求することができます。

66歳に達した日以後に繰下げ申出することができます。

請求または申出した日の属する月の翌月分から受取りが開始され、お亡くなりになる月の属する月までの分を受け取ることができます。

60歳に達した日 = 60歳誕生日の前日

66歳に達した日 = 66歳誕生日の前日

No.6-2 いつから受け取れる？

☑ いつから入金されるのか

<最初の入金>

- ・ 初回受取り分は、**偶数月または奇数月の15日**（土日祝日の場合は直前の営業日）に入金されます。
- ・ 最初に受け取れるのは、受取り開始月分から直近の偶数月の前月分までです。

例：受給権を5月に取得し、最初の入金が9月である場合

受取り開始月の6月分から直近の偶数月の前月分までの2ヵ月分の年金額（6月分、7月分の年金額）が、9月15日に入金されます。

※ 年金証書受領時期によっては、入金月が前後することがあります。



<通常の入金>

- ・ **偶数月の15日**に入金されます。
- ・ 土曜日、日曜日、祝日の場合はその直前の営業日に入金されます。例えば15日が日曜日の場合、13日の金曜日に入金されます。

例：8月分と9月分の入金

10月15日に年金が振り込まれます。



No.7-1 いくら? – 年金額の計算 –



老齢基礎年金の受取り年金額（昭和31年4月2日以降生まれの方の額）

年金額（満額）＝年額**831,700円**（月額69,308円）

※ 昭和31年4月1日以前生まれの方の満額は、年額829,300円です。

<老齢基礎年金の計算式>

※ 被用者年金一元化施行に伴い27年10月からの年金は1円未満四捨五入します。

平成21年4月以後（から）の期間

$$831,700円 \times \frac{\text{保険料納付済月数} + \text{全額免除月数} \times \frac{4}{8} + \text{4分の1納付月数} \times \frac{5}{8} + \text{半額納付月数} \times \frac{6}{8} + \text{4分の3納付月数} \times \frac{7}{8}}{480月（40年）}$$

平成21年3月以前（まで）の期間

$$831,700円 \times \frac{\text{保険料納付済月数} + \text{全額免除月数} \times \frac{2}{6} + \text{4分の1納付月数} \times \frac{3}{6} + \text{半額納付月数} \times \frac{4}{6} + \text{4分の3納付月数} \times \frac{5}{6}}{480月（40年）}$$

※ 以下の要件に該当する場合に、上記計算式を用いる。

$$\text{保険料納付済月数} + \text{全額免除月数} + \text{4分の1納付月数} + \text{半額納付月数} + \text{4分の3納付月数} \leq 480月$$

No.7-2 いくら? – 年金額の計算 –

付加年金の受取り年金額（年額）

➡ 老-No.11

200円×付加保険料の納付月数

繰上げ・繰下げ受給した場合の受取り年金額（年額）

➡ 老-No.9

（老齢基礎年金＋付加年金）の年金額×受給率

振替加算の受取り額（年額）

➡ 老-No.12

238,600円×生年月日ごとに政令で定める率

No.8 増やす方法は？



国民年金の任意加入

➡ 老-No.10

65歳に達した日（65歳誕生日の前日）の属する月の前月までの間、厚生年金・共済組合に加入しておらず、国民年金の繰上げ受給をしていないときは、60歳以後（申出された月以後）でも任意加入した上で、保険料を納めることにより、年金額（上限は老齢基礎年金満額まで）を増やすことができます。

ただし、申出された月より前にさかのぼって加入することはできません。

任意加入した上で、さらに付加保険料を納めることにより、年金額を増やすことができます。

国民年金基金に加入している方は付加保険料を納めることはできません。

➡ 老-No.11



繰下げ申出

➡ 老-No.9

66歳以後75歳までに、年金を受け取る時期を遅らせることにより、受取り開始年齢に応じて一定の割合で年金額を増やすことができます。

令和4年4月1日より、年金受給開始時期の上限が75歳まで引き上げられました。この制度改正は、令和4年4月1日以降に70歳に到達する方（昭和27年4月2日以降に生まれた方）が対象です。



追納

➡ 加入・免除ガイド-No.20

保険料の納付義務が免除または猶予された期間の保険料を後から納付することをいい、将来受け取る年金額を増やすことができます。

No.9-1 繰上げ受給・繰下げ受給



受取り開始年齢を繰上げ・繰下げた場合の年金額

	年齢	受給率	受給額（円、年額）
繰上げ	60歳	76.0%	632,092
	61歳	80.8%	672,659,014
	62歳	85.6%	711,935
	63歳	90.4%	751,857
	64歳	95.2%	791,778
	65歳	100.0%	831,700
繰下げ	66歳	108.4%	901,563
	67歳	116.8%	971,426
	68歳	125.2%	1,041,288
	69歳	133.6%	1,111,151
	70歳	142.0%	1,181,014
	71歳	150.4%	1,250,877
	72歳	158.8%	1,320,740
	73歳	167.2%	1,390,602
	74歳	175.6%	1,460,465
	75歳	184.0%	1,530,328

※受給額は令和7年度（昭和31年4月2日以降生まれの方の満額）をベース

※減額率＝（月数）×0.4%、増額率＝（月数）×0.7%

■ 年金受給率は生涯同じです。

■ 取消、変更はできません。



繰上げ受給の注意点

- 請求日の属する月以前の分を、さかのぼって受け取ることはできません（請求日の属する月の翌月分から受け取れます）。
- 事後重症請求などによる障害基礎年金および寡婦年金が受けられなくなります。
- 65歳に達した日の属する月まで遺族年金を併給できません。
- 国民年金に任意加入できなくなります。
- 保険料免除期間への追納や、後納制度の利用ができなくなります。



繰下げ受給の注意点

- 老齢基礎年金の受給権が65歳に達した日において発生する場合、66歳に達した日以降に繰下げ申出をすることができます。
- 繰下げ申出の待機ができるのは、原則として75歳に達した日の属する月まで、または障害年金や遺族年金の受給権が発生するまでの間です。なお、昭和27年4月1日以前に生まれた方の繰下げ待機の上限年齢は、原則として70歳です。
- 繰下げ待機期間中に、75歳に達した日の属する月を超えた場合、または障害年金や遺族年金の受給権が発生した場合には、その時点で受給率が固定されます。この場合、繰下げ申出の手続きが遅れても年金額は増えません。
- 振替加算は繰下げ申出による増額の対象となりません。また、繰下げ待機期間中は振替加算を受けることはできません。
- 繰下げ待機期間中は、繰下げ申出を行うか、65歳からの本来の老齢基礎年金をさかのぼって請求するか、いつでも選択することができます。ただし、さかのぼって請求される場合、5年以上前の期間については時効により受け取ることができません。
- 繰下げ待機期間中の方がお亡くなりになった場合、未支給年金の受給権者である遺族が繰下げ申出することはできません。この場合、65歳からの本来の老齢基礎年金をさかのぼって請求いただくことになります。
- 70歳に到達した日後に受給権発生時点から年金をさかのぼって受け取ることを選択した場合、請求の5年前の日に繰下げ申出をしたものとみなし、増額した年金の5年間分を一括して受け取ることができます（特例的な繰下げみなし増額制度）。なお、繰下げみなし増額制度は昭和27年4月2日以降に生まれた方、または平成29年4月1日以降に受給権が発生した方が対象となります。

65歳に達した日＝65歳誕生日の前日

66歳に達した日＝66歳誕生日の前日

75歳に達した日＝75歳誕生日の前日

No.9-2 繰上げ受給・繰下げ受給



繰上げ・繰下げ受給の増減率（％）

月 年齢	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
繰上げ「減額（△）」												
60歳	24.0	23.6	23.2	22.8	22.4	22.0	21.6	21.2	20.8	20.4	20.0	19.6
61歳	19.2	18.8	18.4	18.0	17.6	17.2	16.8	16.4	16.0	15.6	15.2	14.8
62歳	14.4	14.0	13.6	13.2	12.8	12.4	12.0	11.6	11.2	10.8	10.4	10.0
63歳	9.6	9.2	8.8	8.4	8.0	7.6	7.2	6.8	6.4	6.0	5.6	5.2
64歳	4.8	4.4	4.0	3.6	3.2	2.8	2.4	2.0	1.6	1.2	0.8	0.4
65歳	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
繰下げ「増額（＋）」												
66歳	8.4	9.1	9.8	10.5	11.2	11.9	12.6	13.3	14.0	14.7	15.4	16.1
67歳	16.8	17.5	18.2	18.9	19.6	20.3	21.0	21.7	22.4	23.1	23.8	24.5
68歳	25.2	25.9	26.6	27.3	28.0	28.7	29.4	30.1	30.8	31.5	32.2	32.9
69歳	33.6	34.3	35.0	35.7	36.4	37.1	37.8	38.5	39.2	39.9	40.6	41.3
70歳	42.0	42.7	43.4	44.1	44.8	45.5	46.2	46.9	47.6	48.3	49.0	49.7
71歳	50.4	51.1	51.8	52.5	53.2	53.9	54.6	55.3	56.0	56.7	57.4	58.1
72歳	58.8	59.5	60.2	60.9	61.6	62.3	63.0	63.7	64.4	65.1	65.8	66.5
73歳	67.2	67.9	68.6	69.3	70.0	70.7	71.4	72.1	72.8	73.5	74.2	74.9
74歳	75.6	76.3	77.0	77.7	78.4	79.1	79.8	80.5	81.2	81.9	82.6	83.3
75歳	84.0											

※ 年齢は、請求時の年齢です。

※ 繰上げ・繰下げ受給を希望するときは月単位で増減率が異なります。

■ 年金額の計算例（40年間保険料を納めた場合の年額）

※ 令和7年度の保険料額や、給付額で計算した場合

<繰上げ>

<繰下げ>

61歳8ヵ月で繰上げ請求した場合

減額（△） 133,072円
: 831,700円×**16.0%**

年金累計額

<82歳6ヵ月分まで>

65歳での請求：14,554,750円

61歳8ヵ月での請求：14,554,750円

82歳7ヵ月分以降も受給できる場合は、65歳での請求の方が生涯受給額が高くなります。

68歳4ヵ月で繰下げ請求した場合

増額（＋） 232,876円
: 831,700円×**28.0%**

年金累計額

<80歳2ヵ月分まで>

65歳での請求：12,614,117円

68歳4ヵ月での請求：12,597,483円

80歳3ヵ月分以降も受給できる場合は、68歳4ヵ月での請求の方が生涯受給額が高くなります。

No.10-1 任意加入



年金額を増やすには

65歳に達した日（65歳誕生日の前日）の属する月の前月までの間、厚生年金・共済組合に加入しておらず、国民年金の繰上げ受給をしていないときは、60歳以後（申出された月以後）でも任意加入した上で、保険料を納めることにより、年金額を増やすことができます。ただし、申出された月より前にさかのぼって加入することはできません。

年金額を増やすことが可能な方

年金額が満額に到達していない方

加入期間

65歳になるまでの間
(満額になるまで)

具体例（年額）

20歳

60歳

65歳

35年（420月）納付済

任意加入で5年間
(60月) 納付

$$831,700\text{円} \times \frac{420\text{月}}{480\text{月}} \\ \rightarrow \mathbf{727,738\text{円}}$$

$$831,700\text{円} \times \frac{480\text{月}}{480\text{月}} \\ \rightarrow \mathbf{831,700\text{円}}$$

103,962円
プラス



納付方法



任意加入の保険料の納付方法は、
口座振替または、クレジットカード納付
となっております。

※ 預金口座等を有しない方はご相談ください。



任意加入をやめるとき

任意加入をやめるときにも手続きが必要ですので、お住まいの市区町村窓口にて
手続きを行ってください。

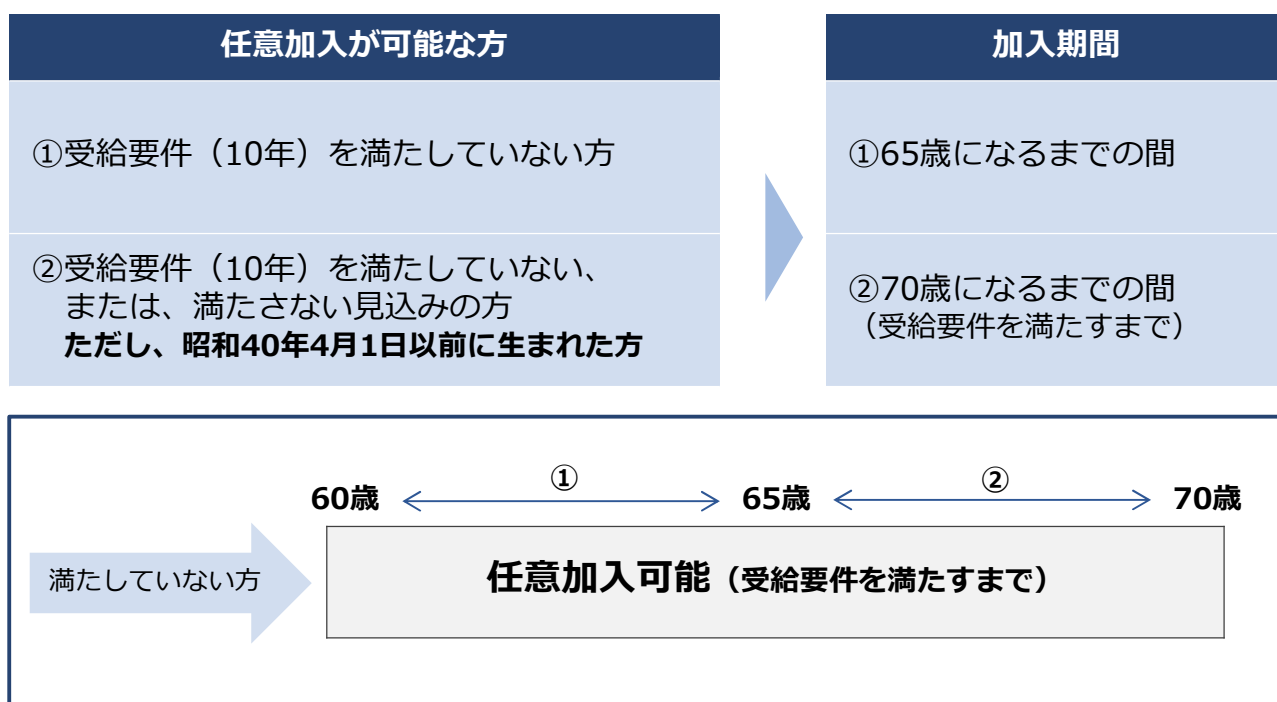
No.10-2 任意加入

✓ 受給要件を満たすためには

受給要件を満たしていない場合、60歳に達した日の属する月以後（申出された月以後）70歳に達した日が属する月の前月までの間、任意加入した上で保険料を納めることにより、受給権を確保することができます。

ただし、申出された月より前にさかのぼって加入することはできません。

①で受給要件を満たさなかったときに、②の特例高齢任意加入が可能となります。



✓ 納付方法



任意加入の保険料の納付方法は、
口座振替または、クレジットカード納付
となっております。

※ 預金口座等を有しない方はご相談ください。

✓ 任意加入をやめるとき

任意加入をやめるときにも手続きが必要ですので、お住まいの市区町村窓口にて手続きを行ってください。

60歳に達した日 = 60歳誕生日の前日

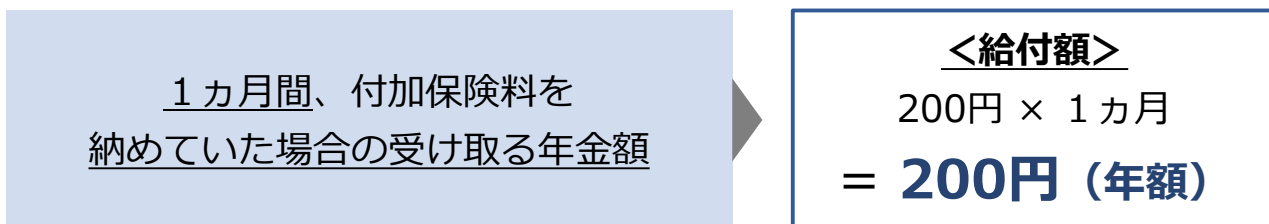
70歳に達した日 = 70歳誕生日の前日

No.11-1 付加保険料と付加年金

✓ 付加保険料と付加年金

定額保険料（17,510円）に加えて、**付加保険料（月額400円）**を納めた場合、**年額**で【**200円×付加保険料を納めた月数**】の付加年金が加算されます。

- 付加保険料を納めた場合は、以下の年金額を受け取れます。



なお、付加年金は定額のため、物価スライド（増額・減額）はありません。

- 1カ月間付加保険料を納めた場合



年金を受け取り始めて2年で、納付した付加保険料の合計額に見合う付加年金額を受け取ることができます。

✓ 注意事項

- 付加保険料を納めるには申込みが必要です。
- 付加保険料の納付は、申込みをした月分からとなります。
- 納付期限は、翌月末日となっています。
- 納付期限を経過した場合でも、期限から2年間は付加保険料を納めることができます。
- 付加保険料を納付することを希望しなくなった場合は、付加保険料納付辞退申出書の提出が必要となります。
- 国民年金基金に加入している方は付加保険料を納めることはできません。
- 定額保険料が未納で付加保険料のみ納付したときは、付加保険料も未納になってしまいます。

No.11-2 付加保険料と付加年金

☑ 具体例

例えば、60歳から65歳になるまでの5年間、付加保険料を納めた場合の、加算される年金額（年額）は次のとおりとなります。

$$200円 \times 60月（5年） = \underline{12,000円}$$

付加保険料を5年間納めた場合の、納付合計額は次のとおりとなります。

$$400円 \times 60月（5年） = \underline{24,000円}$$

※付加年金は定額のため、物価スライド（増額・減額）はありません。

■ 5年間付加保険料を納めた場合



No.12-1 振替加算



振替加算

次の要件を満たしている場合は、老齢基礎年金の額に加算がされます。

ご本人が老齢基礎年金を受給する資格を得たとき（**65歳誕生日の前日**）において、配偶者によって**生計を維持**しており、その配偶者が受けている**年金の加給年金額の対象**となっていたこと（ご本人、配偶者ともに新法の適用対象者である）

+

ご本人が**大正15年4月2日から昭和41年4月1日**までの間に生まれていること

+

ご本人が老齢基礎年金の他に老齢厚生年金や退職共済年金を受けている場合は、厚生年金保険または共済組合等の加入期間が240月未満であること、または、ご本人の35歳以後（男性は40歳以後）の厚生年金保険の加入期間が、次の表未満であること

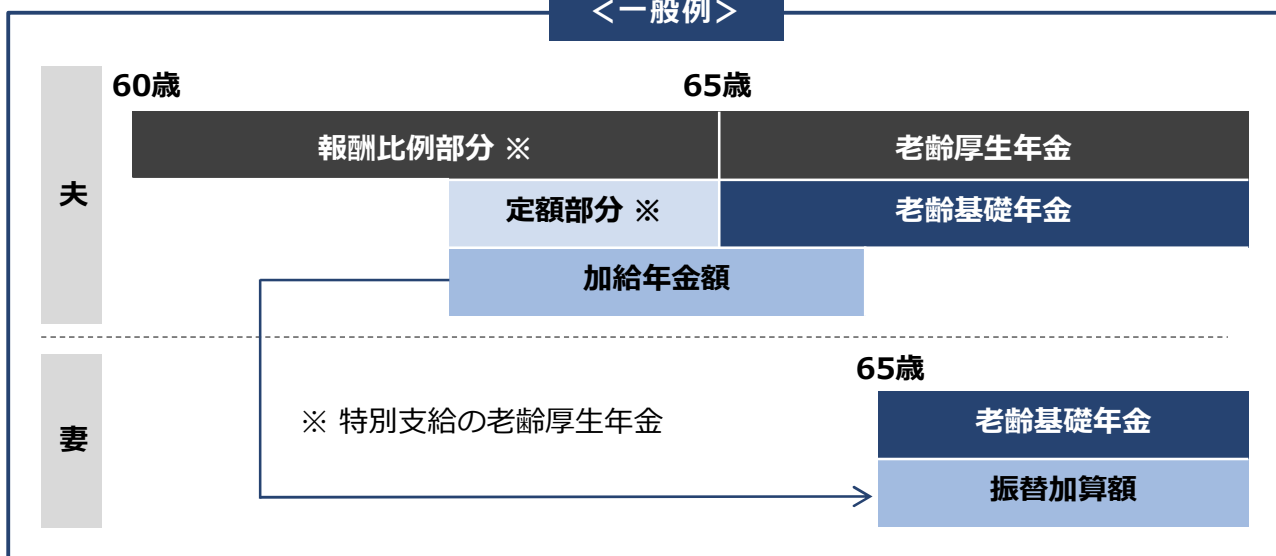
妻（夫）の生年月日	加入期間
昭和22年4月1日以前	180月（15年）
昭和22年4月2日～昭和23年4月1日	192月（16年）
昭和23年4月2日～昭和24年4月1日	204月（17年）
昭和24年4月2日～昭和25年4月1日	216月（18年）
昭和25年4月2日～昭和26年4月1日	228月（19年）

（参考）振替加算の額（令和7年4月～）

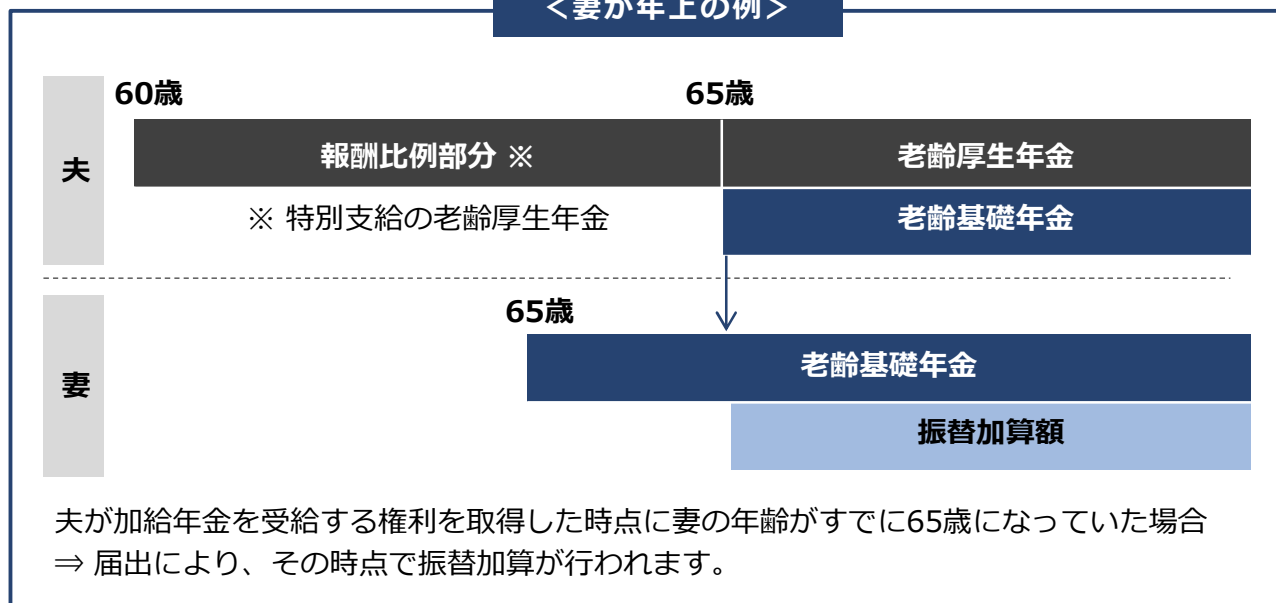
ご本人の生年月日	政令で定める率	年額	月額
大正15年4月2日～昭和2年4月1日	1	238,600円	19,883円
⋮	⋮	⋮	⋮
昭和25年4月2日～昭和26年4月1日	0.360	85,896円	7,158円
昭和26年4月2日～昭和27年4月1日	0.333	79,454円	6,621円
昭和27年4月2日～昭和28年4月1日	0.307	73,250円	6,104円
昭和28年4月2日～昭和29年4月1日	0.280	66,808円	5,567円
昭和29年4月2日～昭和30年4月1日	0.253	60,366円	5,030円
昭和30年4月2日～昭和31年4月1日	0.227	54,162円	4,513円
昭和31年4月2日～昭和32年4月1日	0.200	47,860円	3,988円
昭和32年4月2日～昭和33年4月1日	0.173	41,399円	3,449円
昭和33年4月2日～昭和34年4月1日	0.147	35,177円	2,931円
昭和34年4月2日～昭和35年4月1日	0.120	28,716円	2,393円
昭和35年4月2日～昭和36年4月1日	0.093	22,255円	1,854円
昭和36年4月2日～昭和41年4月1日	0.067	16,033円	1,336円
昭和41年4月2日以後	－	－	－

No.12-2 振替加算

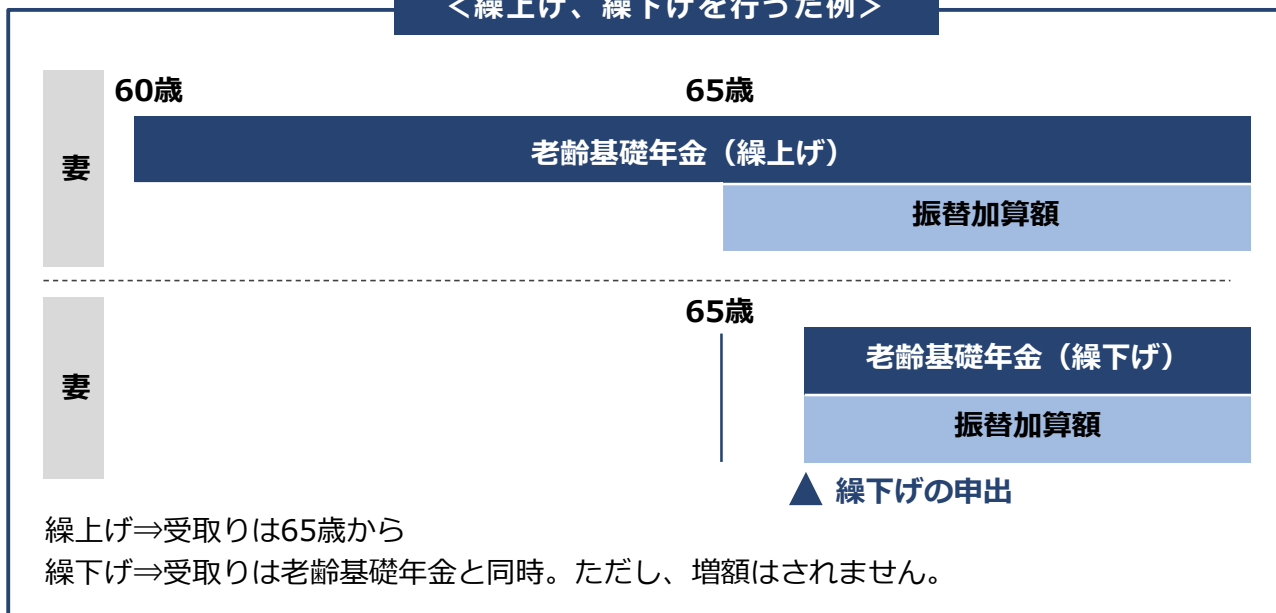
<一般例>



<妻が年上の例>



<繰上げ、繰下げを行った例>



No.13-1 生計維持関係の認定要件



生計維持関係の認定要件

ご本人と配偶者が生計を同一にしており、ご本人の収入または所得が一定金額未満であることなどがが必要です。具体的には次の要件を満たす必要があります。

生計同一 要件 いずれか

- ① 配偶者と住民票上同一世帯に属しているとき
- ② 配偶者と住民票上世帯を異にしているが、住所が住民票上同一であるとき
- ③ 配偶者と住所が住民票上異なっているが、次のいずれかに該当するとき
 - ア 現に起居を共にし、かつ、消費生活上の家計を一つにしていると認められるとき
 - イ 単身赴任、就学または病気療養等の止むを得ない事情により住所が住民票上異なっているが、次のような事実が認められ、その事情が消滅したときは、起居を共にし、消費生活上の家計を一つにすると認められるとき
 - (i) 配偶者から生活費、療養費等の経済的な援助を受けていること
 - (ii) 配偶者との間に定期的に音信、訪問があること

かつ

収入要件 いずれか

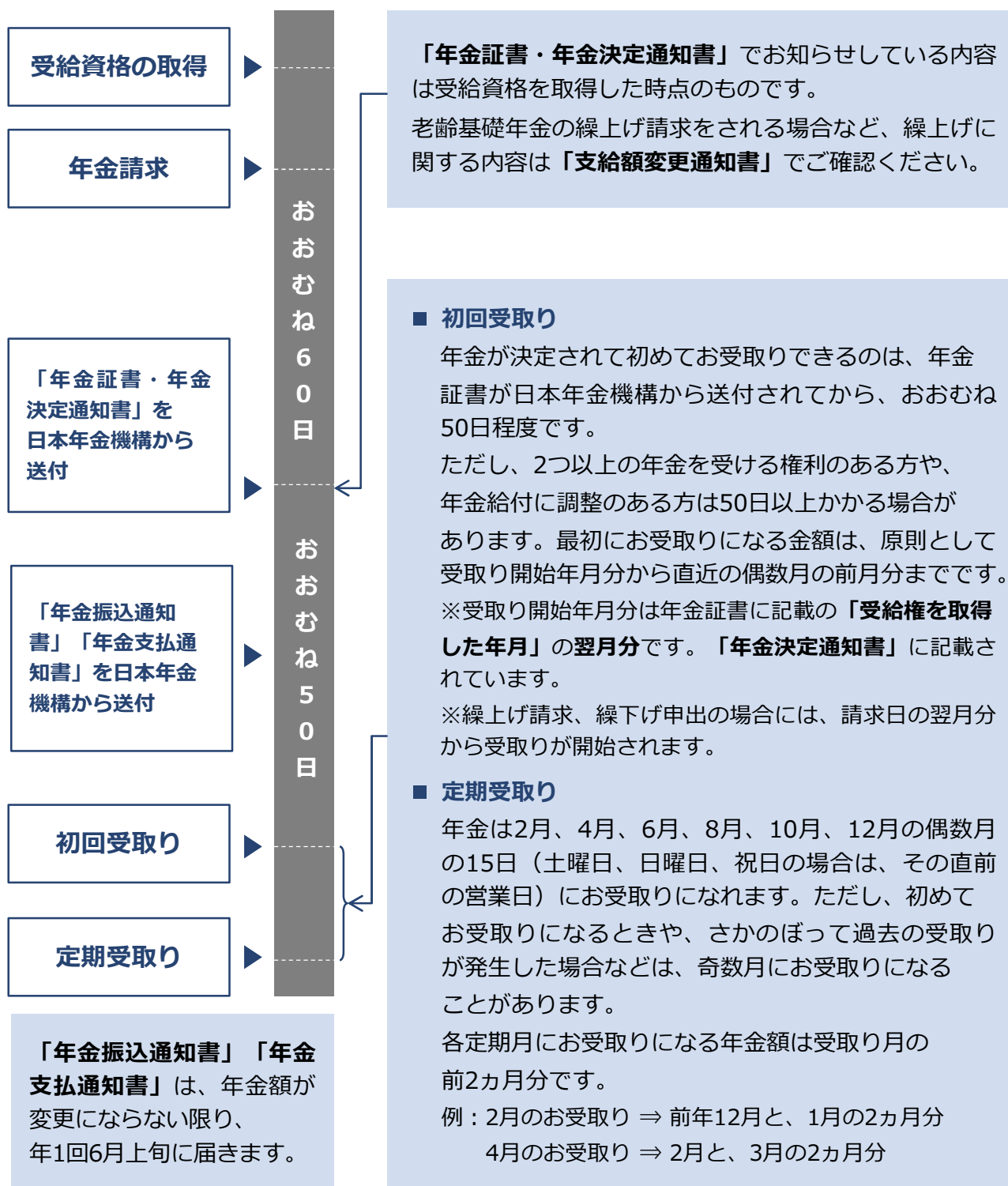
- ① 前年の収入（前年の収入が確定しない場合にあっては、前々年の収入）が年額850万円未満であること
- ② 前年の所得（前年の所得が確定しない場合にあっては、前々年の所得）が年額655.5万円未満であること
- ③ 一時的な所得があるときは、これを除いた後、前記①または②に該当すること
- ④ 前記の①、②または③に該当しないが、定年退職等の事情により近い将来（おおむね5年以内）収入が年額850万円未満または所得が年額655.5万円未満となると認められること

No.14-1 請求後の流れ



年金の決定と受取り

年金請求の手続きが終わると、下図のように各種通知書等が送付され、年金を受け取れます。



No.14-2 請求後の流れ

● 年金証書・年金決定通知書

国民年金・厚生年金保険年金証書						
年金の種類	基礎年金番号	年金コード				
受給権者の氏名						
受給権者の生年月日	年	月	日	受給権を取得した年月	年	月
上記のとおり、国民年金法による年金給付・厚生年金保険法による保険給付を行うことに決定したことを証します。						
年				月		日
				厚生労働大臣		見本

I 厚生年金保険 年金決定通知書

1. 年金の種類と年金決定の根拠となった厚生年金保険法の条文

厚生年金 厚生年金保険法 第 条 の

2. 年金額の内訳

支払開始年月	基本となる年金額 (円)	加給年金額または加算額 (円)	繰上げ・繰下げによる減算・加算額 (円)	支給停止額 (円)	年金額 (円)
元号 年 月					
支給停止理由		支給停止期間	年 月～	年 月まで	

3. 加入期間の内訳

加入期間	月数
①厚生年金保険の加入期間	月
②厚生年金保険の戦時加算期間	月
③船員保険の戦時加算期間	月
④沖縄農林期間	月
⑤沖縄免除期間	月
⑥離婚分割等により加入者とみなされた期間	月
⑦旧令共済組合期間	月

5. 平均標準報酬額等の内容

厚生年金保険の加入期間の種類	月数	平均標準報酬額 (平均標準報酬月額)
①平成15年3月までの期間	月	円
②平成15年4月以降の期間	月	円
③平成15年3月までの厚生年金基金期間	月	円
④平成15年4月以降の厚生年金基金期間	月	円
⑤昭和61年3月までの坑内員又は船員であった期間	月	円
⑥昭和61年4月～平成3年3月の坑内員又は船員であった期間	月	円
⑦昭和61年3月までの坑内員であった厚生年金基金期間	月	円
⑧昭和61年4月～平成3年3月の坑内員であった厚生年金基金期間	月	円

4. 加給年金額対象者等の内訳

加給年金額対象者	配偶者 (区分) 子 人
遺族加算区分	

II 国民年金 年金決定通知書

1. 年金の種類と年金決定の根拠となった国民年金法の条文

基礎年金 国民年金法 第 条 の

2. 年金額の内訳

支払開始年月	基本となる年金額 (円)	加算額 (円)	繰上げ・繰下げによる減算・加算額 (円)	支給停止額 (円)	年金額 (円)
元号 年 月					
支給停止理由		支給停止期間	年 月～	年 月まで	加算額対象者 人

3. 年金の計算の基礎となった保険料納付済期間等の内訳

国民年金の 保険料 納付済期間 等	第1号期間 (国民年金加入期間)		第2号期間 (厚生年金・共済年金加入期間)	第3号期間 (厚生年金・共済年金加入者に扶養されていた配偶者の期間)
	納付	月 4分の1免除 月 ()	厚生年金保険 月	月
	半額免除	月 ()		
	(付加) 月 4分の3免除 月 ()	共済組合 月		
	全額免除	月 ()		

※ 国民年金の保険料納付済期間等の第1号期間における免除期間の()内の月数は平成21年4月以降の月数です。

※ 診断書の種類は、裏面をご覧ください。

III 障害基礎・障害厚生年金の障害状況

障害の等級	級 号
診断書の種類	
次回診断書提出年月	年 月

年 月 日

様

上記のとおり決定しましたので
通知します。

厚生労働大臣

見本

● 年金振込通知書

● 年金額改定通知書

20250831 A-10

請求後の流れ

● 統合通知書

[illegible]

● 年金支払通知書

年金支払通知書

このお知らせ
について

年金証書の基礎年金番号・年金コード		
年 金 の 種 類	((1)-(2)-(3)-(4)のA)	円
振 込 先 (支 払 先)	((1)-(3)-(4)のA)	円
	((1)-(3)-(4)のA)	円

裏面【支払額内訳表】の⑤項番の数字に対応しています。

【 支払額の項目別内訳表 】

通算	項 目				
01	定額支払額				
02	過去分の支払額（一時払）				
03	国民健康保険料 社会保険料 国民健康保険料税額 後遺障害等医療保険料額				
04	所得控除および復興特別所得税 個人住民税額および森林環境税額				
05	支払調整額 ア 各支払で調整する額 イ 次期以降で調整する額の合計				

- [illegible]

厚生労働省
官署支出官
厚生労働省年金局事業企画課長

[illegible]

【支払額内訳表】（表面の(1)、(2)、(4)の項目の内訳は以下のとおりです。）

表面【支払紙の項目別内訳表】の項番の()数字に対応しています。

(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)
沿革	支払対象期間	开始 年月	支払年金額または 変更後年金額 (年額)	変更前年金額 (年額)	累計支払年金額 (年額)	支払額 (円)

- 今回支払いは、年金の対象月となる限りです。
- 年金の支払は、5年連続する年時に限りお支払いできません。(4)支払対象月の前年に「印」がある場合は、特別に年金の支払があります。お支払いの額は「印」の年分以降の分となります。
- (11)支払額は、(10)算出された支払額×12/月数(12月)に7%を乗じたものに相当します。
なお、1日未満の無効期間の扱いで、上記の計算結果と異なる場合があります。

※ (6)支払対象期間に、支払調整「〇〇」と記載がある方はこちらをご覧ください。

「QQ」中の文字の書きは、今回のお支払で加算、減算した理由を表示しています。	
	減算の理由
F01	2つ以上の年会对する権利が発生しているものと判明した場合は、その権利のうち1つを今年度の支払分から取り除き、残りの権利は来年度の支払額として本払額を今回の支払額で調整しています。
F36	今年度に受けた年会的な支払額を、今回の支払分まで引き引いて調整しています。
F03	支払先の会費無効の通知がありましたので、既に支払済みの支払分を引いて支払分、あらためてお支払いする必要があります。
F41	「児童手当の支給に関する法律」に追加年会的要素対象者の記載がされていないため、お支払いの一部を一時差引としています。皆様にお知らせしたとおり、差引もしていただくお支払いします。
F04	郵便費でお支払いするための送金通知書の支払額が誤りであったため、あらためてお支払いする必要があります。
F51	今回の決定内容に訂正があります。今年度にお支払いした額を引いて調整しています。
F33	すでに文字が受けた年会的な支払額を、今回の送金通知書に追加して今年度の支払分として加算したため、減算したことを表示しています。
その他	その他の理由により、減払戻及び本払額を今回のお支払で引き、減算したことを表示しています。

通知書に関するお問い合わせ
 **ねんさんダイヤル**
0570-05-1165

受付 時間	月曜日	午前8:30～午後7:00
	火～金曜日	午前8:30～午後5:15
	第2土曜日	午前9:30～午後4:00

⑤ 土曜日は、日曜日に、2013（第2土曜日は第1回）、13月20日～13月21日（13月21日は13月22日）。

あなたの年金 簡単便利な「ねんきんネット」で！

- スマートフォンやパソコンから、年会費の返金、年会費返金申請書の返金や再交付申請、投票結果等申請書の提出などができます。
- 現金ながら年会費を受け取る場合など、会費に次いだ年会費見込額を返金できます。
- マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナンバーからアクセスすることが出来ます。

個人・法人ネット

詳しくは、**ねんきんネット** https://www.nenkin.go.jp/n_net

スマートフォンからの閲覧はこちらへ →

http://www1.eppendorf.com/ep-3000.html

No.14-5 請求後の流れ

● 支給額変更通知書

このたび、年金を決定または年金額を変更しましたので通知します。(決定・変更理由等は裏面でご確認ください。)

年金の種類

基礎年金番号・年金コード

年金

円

今後、あなたにお支払いする年金額は左の太枠内の金額になります。

厚生年金

1. 年金の計算の基礎となった加入期間の内訳 2. 年金の計算の基礎となった平均標準報酬額等の内訳

加入期間	月数	厚生年金保険の加入期間の種類	月数	平均標準報酬額 平均標準報酬月額 (円)
ア. 厚生年金保険の加入期間		ア. 平成15年3月までの期間 (ウ、オ、及びキ、を合算します)		
イ. 厚生年金保険の一時加算期間		イ. 平成15年4月以降の期間 (エ、を合算します)		
ウ. 沖縄加算期間		ウ. 平成15年3月までの厚生年金特例期間 (ケ、及びコ、を合算します)		
エ. 離職分割等により厚生年金の 被保険者となされた期間		エ. 平成15年4月以降の厚生年金特例期間		
オ. 旧令再編加算期間		オ. 平成15年3月までの船員であった期間 (サ、及びジ、を合算します)		
		カ. 平成15年4月以降の船員であった期間		
		キ. 昭和61年3月までの坑内員であった期間 (ク、を合算します)		
		ク. 昭和61年4月から平成3年3月までの坑内員 であった期間 (コ、を合算します)		
		ケ. 昭和61年3月までの坑内員であった 厚生年金特例期間		
		コ. 昭和61年4月から平成3年3月までの坑内員 であった厚生年金特例期間		
		サ. 昭和61年3月までの船員であった期間		
		ジ. 昭和61年4月から平成3年3月までの船員 であった期間		

3. 加給年金対象者等の内訳

加給年金対象者

(余 白)

【 障害厚生年金の障害の状況 】

次回診断書提出年月

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に文書又は口頭であなたの住所地の社会保険審査官（地方厚生局内）に審査請求できます。また、その決定に不服があるときは、決定書の送付された日の翌日から起算して2か月以内に社会保険審査会（厚生労働省管内）に再審査請求できます。

なお、この決定の取消の訴は、審査請求の決定を経た後でないと、提起できませんが、審査請求があった日から2か月を経過しても審査請求の決定がないときや、この決定の執行等による差し止めを命じるための緊急の必要があるとき、その他正当な理由のあるときは、審査請求の決定を経なくても提起できます。この訴は、審査請求の決定（審査請求をした場合には、当該決定又は社会保険審査会の裁定、以下同じ。）の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告（代表者は法務大臣）として提起できます。ただし、提起して審査請求の決定の取消の訴を提起したときは訴を提起できません。

厚生労働大臣

厚労省印

【 厚生年金 】

項目	基本となる年金額 (1) = (4) + (5) + (6) (円)	支給停止額(2) (円)	年金額 (3) = (1) - (2) (円)	変更後の障害等級	該当または不該当と なった加給年金対象者 (生年月日) 続・障

【 厚生年金 】

項目	基本額(4) (円)	特別加給金額 又は寡婦加算額(5) (円)	加給年金額(6) (円)

項目	決定・変更年月	決 定 ・ 変 更 理 由

お問い合わせは「ねんきんダイヤル」へ！

お問い合わせの際は、基礎年金番号をお知らせください。

0570-05-1165

050 から始まる電話でおかけになる場合は
03-6700-1165

(受付時間)

月 曜 日 午前8:30～午後7:00
火～金曜日 午前8:30～午後5:15
第2土曜日 午前9:30～午後4:00

* 携帯電話が故障の場合は、翌日以降の開始時刻から午後7:00まで電話をおかけください。
* 初回は「第2土曜日を除く」12月29日～1月3日はご利用いただけません。

日本年金機構ホームページ <http://www.nenkin.go.jp>

20230701 A-10

29

No.15-1 複数の年金を受け取る権利があるとき

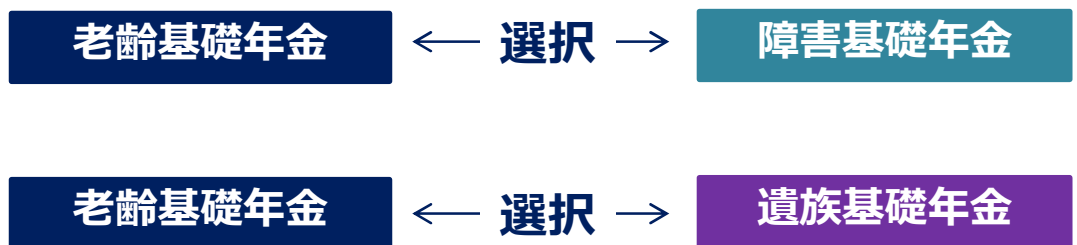


老齢基礎年金以外の年金を受け取る権利があるとき

老齢基礎年金を受け取ることができる方が、障害基礎年金や遺族基礎年金などを受け取ることができる場合には、「1人1年金の原則」により、いずれか1つの年金を選択いただく必要があります。

この場合、いずれか1つの年金を選択した上で、「年金受給選択申出書」を提出してください。

(例)



また、老齢厚生年金は老齢基礎年金と同じ事由で支払われるため、1つの年金とみなされ、あわせて受け取ることができます。



なお、老齢基礎年金と遺族厚生年金のように事由が異なる2つ以上の年金を受け取ることができる場合があります。

(例)





請求書等記入例 – 必要書類を含む –

「配偶者なし」の場合

必ず提出・添付するもの

- 年金請求書（国民年金・厚生年金保険老齢給付）

年金請求書（国民年金・厚生年金保険老齢給付）

● 年金請求書は、年金請求書に記載の事項を正確に記入し、年金請求書に添付する書類を提出することによって、年金の受給を受けることができます。

● 年金請求書は、年金請求書に記載の事項を正確に記入し、年金請求書に添付する書類を提出することによって、年金の受給を受けることができます。

1. ご本人（年金を受ける方）についてご記入ください。

2. 年金の受給に必要となる事項についてご記入ください。

年金請求書（国民年金・厚生年金保険老齢給付）

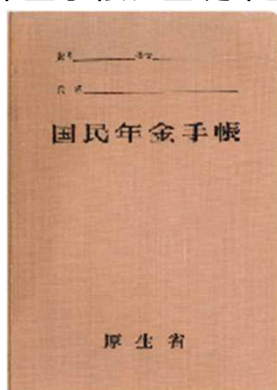
● 年金請求書は、年金請求書に記載の事項を正確に記入し、年金請求書に添付する書類を提出することによって、年金の受給を受けることができます。

● 年金請求書は、年金請求書に記載の事項を正確に記入し、年金請求書に添付する書類を提出することによって、年金の受給を受けることができます。

1. ご本人（年金を受ける方）の印字内容を正確に記入し、捺印をお願いします。

2. 年金の受給に必要となる事項についてご記入ください。

- 年金手帳、基礎年金番号通知書または年金証書



基礎年金番号通知書

基礎年金番号
XXXX-XXXXXX

フリガナ ネンキン タロウ
氏名 年金 太郎
生年月日 平成 X 年 X 月 X 日
令和 X 年 X 月 X 日 交付
厚生労働大臣

<以前交付されていた年金手帳>

国民年金・厚生年金保険年金証書

年金の種類 基礎年金番号 年金コード

受給権者の氏名

受給権者の生年月日 年 月 日 受給権を取得した年月 年 月

上記のとおり、国民年金法による年金給付・厚生年金保険法による保険給付を行うことに決定したことを証します。

年 月 日 厚生労働大臣

見本

- 預金通帳、貯金通帳、キャッシュカード等（コピー可）※年金請求書に金融機関の証明を受けた場合又は公金受取口座として登録済の口座を指定する場合は不要
- 生年月日を証する書類として、戸籍の謄本（戸籍の全部事項証明書）、戸籍の抄本（戸籍の個人事項証明書）、戸籍の記載事項証明書（戸籍の一部事項証明書）、住民票、住民票の記載事項証明書のいずれか（年金請求書で個人番号（マイナンバー）を記入済みの方は省略可）



請求書等記入例 – 必要書類を含む –

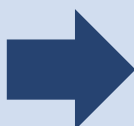
「配偶者なし」の場合

その他状況に応じて必要な書類

- 委任状（代理人が請求する場合） ※請求者本人が署名したもの
- 窓口にお越しになる方の身分を確認できるもの ※運転免許証、パスポート等
- 老齢基礎年金支給繰上げ請求書、老齢基礎年金支給繰下げ申出書 ※希望する場合
- 年金受給選択申出書 ※他の年金を受け取っている場合
- 年金裁定請求の遅延に関する申立書
※受給権発生日の翌日から5年経過した場合に提出（繰下げ申出時を除く）
- 合算対象期間が確認できる書類
- 年金証書 ※他の公的年金から年金を受けている場合

市区町村で受付できない場合

- 厚生年金のみの方
- 複数の年金制度に加入の方
- 国民年金（第3号）の方



お近くの年金事務所、
または街角の年金相談センター
へお問い合わせください。



請求書等記入例 – 必要書類を含む –

「配偶者あり」の場合

必ず提出・添付するもの

● 年金請求書（国民年金・厚生年金保険老齢給付）

● （請求者とその配偶者の）年金手帳、年金証書または基礎年金番号通知書



<以前交付されていた年金手帳>



- 預金通帳、貯金通帳、キャッシュカード等（コピー可）※年金請求書に金融機関の証明を受けた場合又は公金受取口座として登録済の口座を指定する場合は不要
 - 生年月日を証する書類として、戸籍の謄本（戸籍の全部事項証明書）、戸籍の抄本（戸籍の個人事項証明書）、戸籍の記載事項証明書（戸籍の一部事項証明書）、住民票、住民票の記載事項証明書のいずれか（※）
 - 住民票（世帯全員・本籍地・続柄記載）（※）
- ※ 年金請求書で個人番号（マイナンバー）を記入済みの方は省略可



請求書等記入例 – 必要書類を含む –

「振替加算に該当する請求者」は生計維持関係の書類及び収入に関する書類が必要

生計維持関係の書類

- ご本人と配偶者の身分関係を明らかにできる戸籍謄本等（年金請求書で個人番号（マイナンバー）を記入済みの方は省略可）
- 生計同一関係に関する申立書（配偶者と別居等されている請求者の場合で、第三者の証明もしくは第三者の証明に代わる書類の添付が必要）

【第三者の証明に代わる書類】

- ・ 資格確認書の写し等
 - ※健康保険等の被扶養者の場合（国民健康保険以外）
- ・ 給与明細または賃金台帳等
 - ※給与計算上、扶養手当等の対象になっている場合
- ・ 源泉徴収票または課税（非課税）証明書等
 - ※税法上の扶養家族になっている場合
- ・ 定期的に送金されていたことのわかる現金書留の封筒または預貯金通帳等
 - ※定期的に送金がある場合

収入に関する下記のいずれかの書類（マイナンバーで収入確認できる場合は省略可）

- 所得証明書、課税（非課税）証明書、源泉徴収票
 - ※ご本人の年収が850万円（所得が655.5万円）未満の場合
- 資格確認書の写し等
 - ※健康保険等の被扶養者の場合（国民健康保険以外）
- 第3号被保険者認定通知書（第3号被保険者資格該当通知書）、年金手帳（第3号被保険者である旨の記載があるものに限る）
 - ※国民年金第3号被保険者の場合
- 年金証書および決定通知書（裁定通知書）
 - ※公的年金の加給年金額対象者または加算額対象者の場合
- 国民年金保険料免除該当通知書、国民年金保険料免除申請承認通知書
 - ※国民年金保険料免除者の場合
- 保護開始決定通知書
 - ※生活保護受給者の場合

その他状況に応じて必要な書類

- 委任状（代理人が請求する場合）
- 窓口にお越しになる方の身分を確認できるもの
 - ※運転免許証、パスポート等
- 老齢基礎年金支給繰上げ請求書、老齢基礎年金支給繰下げ申出書
 - ※希望する場合
- 年金受給選択申出書
 - ※他の年金を受け取っている場合
- 年金裁定請求の遅延に関する申立書
 - ※受給権発生日の翌日から5年経過した場合に提出
- 合算対象期間が確認できる書類
- 年金証書
 - ※他の公的年金から年金を受けている場合



請求書等記入例 – 必要書類を含む –

年金請求書記載例（ターンアラウンド請求書）

記入例

【送付実施機関：日本年金機構】

年金請求書(国民年金・厚生年金保険老齢給付)

- この年金請求書には、日本年金機構でお預かりしている情報をあらかじめ印字しています。印字内容が異なっている場合は、二重線を引いて訂正してください。
※訂正した箇所については別途手続きが必要な場合がありますので、年金事務所等にご連絡ください。
- 記入する箇所は、黄色の部分です。（（注）黄色は金融機関で証明を受ける場合に使用する欄です。）
- 黒インクのボールペンでご記入ください。
※鉛筆や、摩擦等により消色するインクを用いたペンは使用しないでください。
- 代理人の方が提出する場合は、ご本人（年金を受ける方）が12ページにある委任状をご記入ください。

受付登録コード
1 7 1 1

入力処理コード
4 3 0 0 1

シール貼付不要

1. ご本人(年金を受ける方)の印字内容の確認のうえ

23 郵便番号	168-0071
24 住所	杉並区高井戸西 3-5-24 ○○マンションXX号室
フリガナ	ネンキン タロウ
21 氏名	年金 太郎 郎 様

※ 原則として、住民票住所を記入してください。
ただし、住民票住所と異なる居所を通知書等送付先とする必要がある場合には、年金請求書の住所欄に通知書等送付先を記入した上で、別途、「住民基本台帳による住所等の更新停止・解除申出書」を提出してください。

※ 個人番号(マイナンバー)をご記入いただくことにより、毎年誕生月にご提出いただく「年金受給権者現況届」が原則不要となります。
※ 共済組合等の加入期間がある方は、必ず個人番号(マイナンバー)をご記入ください。

個人番号※ (マイナンバー)	X X X X X X X X X X X X X X X X	2 生年月日	昭和 XX 年 XX 月 XX 日
基礎年金番号	X X X X - X X X X X X	電話番号	X X X - X X X X - X X X X

※個人番号(マイナンバー)を記入された場合、個人番号カード(マイナンバーカード)等の写しは13ページをご確認ください。なお、共済組合等の加入期間がある場合は必ず個人

※ 公金受取口座として登録済の口座を年金振込先にする場合であっても口座情報の記入は必要です。

2. 年金の受取口座をご記入ください。貯蓄預金口座または

年金受取口座に公金受取口座として登録済の口座を利用するかご記入ください。

(1) 公金受取口座の利用意思	① 利用する	② 利用しない(または未登録)
-----------------	--------	-----------------

写しの添付や金融機関の証明は不要です。

年金受取口座として指定する口座をご記入ください。(公金受取口座を利用する場合も必ずご記入ください。)

25 ① 金融機関コード	26 支店コード	(フリガナ) スキナミ (フリガナ) タカイト	29 預金種別	30 口座番号(左詰めで記入)
25 ② 年金振込先	26 支店コード	29 ① 普通 ② 当座	30 X X X X X X	
25 ③ 金融機関	26 支店	29 ① 普通 ② 当座	30 X X X X X X	
25 ④ 金融機関	26 支店	29 ① 普通 ② 当座	30 X X X X X X	
25 ⑤ 金融機関	26 支店	29 ① 普通 ② 当座	30 X X X X X X	
25 ⑥ 金融機関	26 支店	29 ① 普通 ② 当座	30 X X X X X X	
25 ⑦ 金融機関	26 支店	29 ① 普通 ② 当座	30 X X X X X X	
25 ⑧ 金融機関	26 支店	29 ① 普通 ② 当座	30 X X X X X X	
25 ⑨ 金融機関	26 支店	29 ① 普通 ② 当座	30 X X X X X X	
25 ⑩ 金融機関	26 支店	29 ① 普通 ② 当座	30 X X X X X X	
25 ⑪ 金融機関	26 支店	29 ① 普通 ② 当座	30 X X X X X X	
25 ⑫ 金融機関	26 支店	29 ① 普通 ② 当座	30 X X X X X X	
25 ⑬ 金融機関	26 支店	29 ① 普通 ② 当座	30 X X X X X X	
25 ⑭ 金融機関	26 支店	29 ① 普通 ② 当座	30 X X X X X X	
25 ⑮ 金融機関	26 支店	29 ① 普通 ② 当座	30 X X X X X X	
25 ⑯ 金融機関	26 支店	29 ① 普通 ② 当座	30 X X X X X X	
25 ⑰ 金融機関	26 支店	29 ① 普通 ② 当座	30 X X X X X X	
25 ⑱ 金融機関	26 支店	29 ① 普通 ② 当座	30 X X X X X X	
25 ⑲ 金融機関	26 支店	29 ① 普通 ② 当座	30 X X X X X X	
25 ⑳ 金融機関	26 支店	29 ① 普通 ② 当座	30 X X X X X X	
25 ㉑ 金融機関	26 支店	29 ① 普通 ② 当座	30 X X X X X X	
25 ㉒ 金融機関	26 支店	29 ① 普通 ② 当座	30 X X X X X X	
25 ㉓ 金融機関	26 支店	29 ① 普通 ② 当座	30 X X X X X X	
25 ㉔ 金融機関	26 支店	29 ① 普通 ② 当座	30 X X X X X X	
25 ㉕ 金融機関	26 支店	29 ① 普通 ② 当座	30 X X X X X X	
25 ㉖ 金融機関	26 支店	29 ① 普通 ② 当座	30 X X X X X X	
25 ㉗ 金融機関	26 支店	29 ① 普通 ② 当座	30 X X X X X X	
25 ㉘ 金融機関	26 支店	29 ① 普通 ② 当座	30 X X X X X X	
25 ㉙ 金融機関	26 支店	29 ① 普通 ② 当座	30 X X X X X X	
25 ㉚ 金融機関	26 支店	29 ① 普通 ② 当座	30 X X X X X X	
25 ㉛ 金融機関	26 支店	29 ① 普通 ② 当座	30 X X X X X X	
25 ㉜ 金融機関	26 支店	29 ① 普通 ② 当座	30 X X X X X X	
25 ㉝ 金融機関	26 支店	29 ① 普通 ② 当座	30 X X X X X X	
25 ㉞ 金融機関	26 支店	29 ① 普通 ② 当座	30 X X X X X X	
25 ㉟ 金融機関	26 支店	29 ① 普通 ② 当座	30 X X X X X X	
25 ㊱ 金融機関	26 支店	29 ① 普通 ② 当座	30 X X X X X X	
25 ㊲ 金融機関	26 支店	29 ① 普通 ② 当座	30 X X X X X X	
25 ㊳ 金融機関	26 支店	29 ① 普通 ② 当座	30 X X X X X X	
25 ㊴ 金融機関	26 支店	29 ① 普通 ② 当座	30 X X X X X X	
25 ㊵ 金融機関	26 支店	29 ① 普通 ② 当座	30 X X X X X X	
25 ㊶ 金融機関	26 支店	29 ① 普通 ② 当座	30 X X X X X X	
25 ㊷ 金融機関	26 支店	29 ① 普通 ② 当座	30 X X X X X X	
25 ㊸ 金融機関	26 支店	29 ① 普通 ② 当座	30 X X X X X X	
25 ㊹ 金融機関	26 支店	29 ① 普通 ② 当座	30 X X X X X X	
25 ㊺ 金融機関	26 支店	29 ① 普通 ② 当座	30 X X X X X X	
25 ㊻ 金融機関	26 支店	29 ① 普通 ② 当座	30 X X X X X X	
25 ㊼ 金融機関	26 支店	29 ① 普通 ② 当座	30 X X X X X X	
25 ㊽ 金融機関	26 支店	29 ① 普通 ② 当座	30 X X X X X X	
25 ㊾ 金融機関	26 支店	29 ① 普通 ② 当座	30 X X X X X X	
25 ㊿ 金融機関	26 支店	29 ① 普通 ② 当座	30 X X X X X X	

※ 年金振込先を公金受取口座へ登録する場合は1を、登録しない場合は2を○で囲んでください。

上記(1)で「2 利用しない(または未登録)」を選択された方は、上記(2)年金振込先

(3) 公金受取口座の登録意思

(3) 公金受取口座の登録意思	① 登録する	② 登録しない
-----------------	--------	---------

公金受取口座については最終ページをご参照ください。



請求書等記入例 – 必要書類を含む –

年金請求書記載例（ターンアラウンド請求書）

3ページ(続紙を含む)の見方および訂正方法

勤務した会社名などを表示していますが、会社名や船舶所有者名が日本年金機構に登録されていない場合には、「厚生年金保険」または「船員保険」と表示しています。国家公務員共済組合、地方公務員共済組合については、「公務員共済」、私立学校教職員共済については、「私学共済」と表示しています。また、国民年金に加入の場合は、「国民年金」と表示しています。

加入した年金制度を表示しています。
「国年」…国民年金法（第1号被保険者・第3号被保険者）
「厚年」…厚生年金保険法
「船保」…船員保険法
「共済」…国家公務員共済組合法、地方公務員共済組合法、私立学校教職員共済法など
※基金加入期間の有無については表示していません。

年金制度に加入した期間（自・至）を表示しています。現在加入中である場合には、（至）は空欄となっています。

「#」…年金制度間で被保険者期間が重複していることを表示しています。
「#」表示がある方は、複数の年金制度で重複した被保険者期間の記録をお持ちです。このため、記録を整備する必要があります。この年金請求書を提出される前にお近くの年金事務所等へ記録の整備をお申し出ください。

	事業所名称（支店名等）、船舶所有者名称または共済組合名称等	勤務期間(※)または国民年金の加入期間	年金制度	事業所（船舶所有者）の所在地または国民年金加入当時の住所	備考
1	厚生年金保険	(自) 昭和41. 4. 1 (至) 昭和48. 10. 1	厚年		
2	国民年金	(自) 昭和50. 10. 1 (至) 平成 2. 4. 1	国年		
3	△△株式会社	(自) 平成 2. 4. 1 (至) 平成 5. 4. 1	厚年		
4	公務員共済	(自) 平成 5. 8. 1 (至) 平成15. 8. 1	共済		
5	国民年金	(自) 平成15. 8. 1 (至) 平成17. 3. 1	国年	② ××市〇〇町 1-1-1	#
6	〇〇商事㈱	(自) 平成17. 3. 1 (至) 平成17. 8. 1	厚年	□□市◇◇町 3-2-1	#
	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

年金加入記録欄の訂正方法

- ①印字されている年金加入記録欄が異なっている場合は、二重線を引いて訂正してください。
- ②年金加入記録を訂正した場合は、「事業所（船舶所有者）の所在地または国民年金加入当時の住所」欄もご記入ください。
- ③現在加入中（（至）が空欄）の方が、年金を請求するまでの間に退職等をされた場合は、退職日等の翌日を「勤務期間または国民年金の加入期間」欄にご記入ください。

◆厚生年金基金に加入していた方へ

この年金請求書とは別に手続きが必要です。

- 基金に加入している（加入していた）期間については、厚生年金基金にお問い合わせください。
- 加入していた厚生年金基金の加入期間が10年未満で脱退された場合および加入していた厚生年金基金が解散している場合は企業年金連合会にお問い合わせください。

《企業年金連合会のお問い合わせ先》

電話番号：0570-02-2666

*050から始まる電話番号からは 03-5777-2666

◆国民年金基金に加入していた方へ

この年金請求書とは別に手続きが必要です。

- 基金に加入している（加入していた）期間については、国民年金基金にお問い合わせください。
- 中途脱退者（60歳になる前に基金を脱退した方。ただし、15年以上基金に加入していた方を除く）は、国民年金基金連合会にお問い合わせください。

《国民年金基金連合会のお問い合わせ先》

電話番号：03-5411-0211



請求書等記入例 – 必要書類を含む –

年金請求書記載例（ターンアラウンド請求書）

記入例

3. これまでの年金の加入状況についてご確認ください。

（現在の年金加入記録を（1）に印字しています。）

（1）下記の年金加入記録をご確認のうえ、印字内容が異なっているところは二重線を引いて訂正してください。
訂正した場合には「事業所（船舶所有者）の所在地または国民年金加入当時の住所」欄をご記入ください。

	事業所名称（支店名等）、船舶所有者名称または共済組合名称等	勤務期間（※）または国民年金の加入期間	年金制度	事業所（船舶所有者）の所在地または国民年金加入当時の住所	備考
1	厚生年金保険	（自）昭和 41. 4. 1 （至）昭和 48. 10. 1	厚年		
2	国民年金	（自）昭和 50. 10. 1 （至）平成 2. 4. 1	国年		
3	△△株式会社	（自）平成 2. 4. 1 （至）平成 3. 4. 1	厚年		
4	〇〇県市町村共済組合	（自）平成 5. 4. 1 （至）平成 15. 8. 1	共済		
5	国民年金	（自）平成 15. 8. 1 （至） 平成 17. 4. 1 平成 17. 3. 1	国年	〇〇市△△町 X-X-X	#
6	〇〇商事（株）	（自）平成 17. 3. 1 （至） 平成 17. 8. 1	厚年	□□市◇◇町 X-X-X	#

（※）厚年・船保・共済の（至）年月日については、退職日等の翌日を表示しています。

お客様の 受給資格期間 ※	***
---------------------	-----

※受給資格期間とは、年金の受け取りに必要な期間のことです。
※左欄に***が表示されている場合は、重複期間がありますので、年金事務所等でご確認ください。
※（1）年金制度に「国年」と表示されている場合、左欄の月数には、国民年金の任意加入期間のうち、保険料を納めていない月数が含まれている場合がありますので、年金事務所等でご確認ください。

ご注意ください！

複数の年金手帳番号をお持ちの方は、一部の年金記録が基礎年金番号に反映されていない場合があります。

受給資格期間や年金額を増やすことができます。

ご本人のお申し出により、60歳以上65歳未満の5年間（納付月数は480月まで）、国民年金保険料を納めることで、受給資格期間や年金額を増やすことができる任意加入制度がありますのでぜひご利用ください。

（なお、厚生年金保険・共済組合加入中の方は任意加入制度をご利用いただくことはできません。）



請求書等記入例 – 必要書類を含む –

年金請求書記載例（ターンアラウンド請求書）

4ページを記入する際の注意事項

●4ページ(2)を記入する際の注意事項

(※1)加入していた年金制度が国民年金の場合、事業所名称の欄には「国民年金」とご記入ください。

(※2)加入していた年金制度を○で囲んでください。

「国年」……国民年金法(第1号被保険者・第3号被保険者)

「厚年」……厚生年金保険法

「船保」……船員保険法

「共済」……国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法など

4ページ(4)年金の受給に必要な資格期間について

老齢基礎年金・老齢厚生年金は、受給資格期間が10年以上あれば受け取ることができます。

受給資格期間には、年金制度に加入していた期間のほか、以下の期間（合算対象期間）を含めることができます。

なお、老齢基礎年金・老齢厚生年金を受け取っているご本人が亡くなられた場合に、ご遺族が遺族基礎年金・遺族厚生年金を受け取るためには、原則として、亡くなられた方の受給資格期間が25年以上あることが必要となります。

<合算対象期間>

○昭和61年3月までの期間において国民年金に任意加入しなかった期間

1 配偶者が下記ア～キの制度の被保険者、組合員または加入者であった期間

2 配偶者が下記ア～キの制度の老齢年金または退職年金を受けることができた期間

3 本人または配偶者が下記ア～キの制度の老齢年金または退職年金の受給資格期間を満たしていた期間

4 本人または配偶者が下記ア～キの制度から障害年金を受けることができた期間

5 本人が下記ア～キの制度から遺族に対する年金を受けることができた期間

6 本人または配偶者が都道府県議会、市町村議会の議員または特別区の議会の議員ならびに国会議員であった期間

7 本人が都道府県知事の承認を受けて国民年金の被保険者とされなかった期間

○国民年金に任意加入しなかった期間

8 本人が日本国内に住所を有さなかった期間

9 本人が日本国内に住所を有した期間であって日本国籍を有さなかったため国民年金の被保険者とされなかった期間

10 本人が学校教育法に規定する高等学校の生徒または大学の学生等であった期間

11 本人が昭和61年4月以後の期間で下記ア～ケの制度の老齢または退職を事由とする年金給付を受けることができた期間

ただし、ウ～ケの制度等の退職を事由とする年金給付であって年齢を理由として停止されている期間は除く

○その他の期間

12 本人または配偶者が下記ア～ケの制度以外の年金や恩給を受けていた期間等

ア. 厚生年金保険法

イ. 船員保険法(昭和61年4月以後を除く)

ウ. 国家公務員共済組合法

エ. 地方公務員等共済組合法

オ. 私立学校教職員共済法

カ. 廃止前の農林漁業団体職員共済組合法

キ. 地方公務員の退職年金に関する条例

ク. 廃止前の国会議員互助年金法

ケ. 改正前の地方公務員等共済組合法

(地方議会議員共済)

見本

4ページ(4)⑦の年金または恩給

1. 恩給

2. 執行官法に基づく年金

3. 国会議員互助年金

4. 旧令共済の年金

5. 地方公務員の退職年金に関する条例に基づく年金

6. 戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づく年金

7. 未帰還者留守家族等援護法に基づく年金

8. 日本製鉄八幡共済組合の老齢年金または養老年金

➡ (4)
⑦



請求書等記入例 – 必要書類を含む –

年金請求書記載例（ターンアラウンド請求書）

記入例

(2) 3ページ(続紙を含む)に印字されている期間以外に年金加入期間(国民年金・厚生年金保険・船保・共済組合)がある場合は、その期間を下欄にご記入ください。

事業所名称(支店名等)、船舶所有者名称または共済組合名称等 (※1)	勤務期間または 国民年金の加入期間	加 年 金 (※2)
1 〇〇株式会社	(自)平成3年4月1日 (至)平成5年4月1日	国民(厚年) 船保(共済)
2	(自) 年 月 日 (至) 年 月 日	国民(厚年) 船保(共済)
3	(自) 年 月 日 (至) 年 月 日	国民(厚年) 船保(共済)

※ 事業所(会社)の名称、所在地が現在変わっている場合でも、勤務していた当時のものをご記入ください。

(3) 改姓・改名をしているときは、旧姓名および変更した年月日をご記入ください。

旧姓名	(フリガナ) コウネン タロウ (氏) 厚年 太郎
変更日	昭和(平成・令和) XX 年 XX 月 XX 日

旧姓名	(フリガナ) コウネン タロウ (氏) 厚年 太郎
変更日	昭和(平成・令和) 年 月 日

※ 年金記録の確認のため、旧姓名をご記入ください。3回以上改姓・改名している場合は、余白にご記入ください。

※(4)については3ページ下部にあります「お客様の受給資格期間」が300月未満の方のみご記入ください。

(4) 20歳から60歳までの期間における婚姻期間や年金に加入していない期間等について、以下の該当する項番を
チェックしてください。

(以下の①～⑦に該当する場合は、添付書類が必要となる場合があります。)
※以下の書類のほか、受給資格期間の確認のため、別途、他の書類の提出をお近くの年金事務所へ事前にご相談ください。

※ 保険料納付済期間(厚生年金保険や共済組合等の加入期間を含む)及び保険料免除期間の合計が25年未満の場合は、項番①～⑧をご確認いただき、該当する項目にご記入ください。
なお、必要書類は事前にお近くの年金事務所にご確認ください。

項番	確認項目(記入欄)
①	☒ 昭和61年3月以前に婚姻していた期間がある ⇒過去に婚姻していた相手方について以下にご記入ください。 (現在婚姻中の相手方については、8ページにご記入ください。 方ナ氏名: 漢字氏名: ※生年月日:大正・昭和 年 月 日 ※基礎年金番号: ※生年月日や基礎年金番号はわかる範囲でご記入ください。 複数いる場合は、余白にご記入ください。
②	☒ 海外に住んでいたことがある
③	☒ 外国籍である(あった)方で、65歳到達の前日(65歳の誕生日の前々日)までに帰化又は永住許可を受けている
④	☒ 平成3年3月以前に大学院・大学・短期大学・専修学校・各種学校の学生であったことがある (夜間部・通信制は除く。)
⑤	☒ 昭和61年3月以前に本人または配偶者が、国会議員・地方議会議員であったことがある
⑥	☒ 昭和61年3月以前に国民年金の任意脱退の承認を受けたことがある
⑦	☒ 本人または配偶者が、3～2ページの最下段に記載の年金または恩給を受けていたことがある
⑧	☒ 上記①～⑦に該当しない

※ 複数回確認されている場合は、すべての戸籍全部事項証明書

・海外に居住していた期間が確認できる戸籍の附票の写し

以下のいずれかの書類
・帰化日が確認できる戸籍謄本または戸籍抄本
・永住許可年月日が記載された在留カード等
・特別永住者証明書

・在籍(期間)証明書等

・国会議員、地方議会議員の期間を証明できる書類
・都道府県知事等の承認により国民年金の被保険者とされなかった期間が確認できる書類

・年金または恩給を受けていたことが確認できる証書等

・なし

※年金請求書を共済組合等に提出する場合は、上記の項目に関して、年金事務所での年金加入期間確認通知書(合算対象期間用)の発行を受け、年金請求書と合わせて提出する必要があります。



請求書等記入例 – 必要書類を含む –

年金請求書記載例（ターンアラウンド請求書）

右の6ページを記入する際の注意事項

2つ以上の年金を受ける権利を得た場合について

2つ以上の年金を受ける権利を得た場合は、原則として、どちらか一方の年金を選択することになり、もう一方の年金は支給停止となります。

- 受け取る年金を選択する際には、「年金受給選択申出書」の提出が必要です。
詳しくは、「ねんきんダイヤル」またはお近くの年金事務所にお問い合わせください。

雇用保険と年金との調整について

65歳になるまでの老齢厚生年金（特別支給の老齢厚生年金を含みます）を受給している方が、雇用保険の失業給付または高年齢雇用継続給付を受給する場合、年金額の全部または一部が支給停止されます。

- 雇用保険に加入したことがある方（資格喪失後7年未満）、現在雇用保険に加入中の方は、雇用保険被保険者証等の番号が確認できる書類の添付が必要です。
- 複数の雇用保険被保険者証をお持ちの方は、直近に交付された雇用保険被保険者証に記載されている被保険者番号をご記入のうえ、番号が確認できる書類の写しを添付してください。
- 雇用保険被保険者番号について、ご不明な点がございましたら、勤務先またはハローワークにお問い合わせください。

見本

→ (3)



請求書等記入例 – 必要書類を含む –

年金請求書記載例（ターンアラウンド請求書）

記入例

4-1. 現在の年金の請求状況についてご記入ください。

今回請求する年金の他に現在請求中の公的年金があれば○で囲んでください。（請求中の年金がない場合は記入不要です。）

公的年金制度名			
☒ 国民年金法	☐ 厚生年金保険法	☐ 船員保険法	☐ 老齢または退職
☐ 国家公務員共済組合法	☐ 地方公務員共済組合法	☐ 私立学校教職員共済法	☐ 障害
☐ その他（ ）			☐ 遺族

※ 2つ以上の年金を受ける権利を得た場合は、原則として、どちらか一方の年金を選択することになり、もう一方の年金は支給停止となります。詳しくは、「ねんきんダイヤル」またはお近くの年金事務所にお問い合わせください。

4-2. 雇用保険の加入状況についてご記入ください。

65歳になるまでの老齢厚生年金（特別支給の老齢厚生年金を含みます）を請求する方は以下をご記入ください。

(1) 雇用保険に加入したことがありますか。

☒ はい	☐ いいえ
-------------------------------------	---------------------------

(1)で「いいえ」を○で囲んだ方は(4)へお進みください。

(2) (1)で「はい」を○で囲んだ方は次の質問についてご記入ください。
年金請求書を提出する時点で、最後に雇用保険の被保険者でなくなった日から

☐ はい	☒ いいえ
--------------------------	--------------------------------------

(2)で「はい」を○で囲んだ方は次ページへお進みください。

(3) (2)で「いいえ」を○で囲んだ方は雇用保険被保険者番号(10桁または11桁)を左詰めでご記入ください。

雇用保険被保険者番号	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

※ (3)に記入した場合、雇用保険被保険者証等の番号が確認できる書類の添付が必要です。
詳しくは、年金の請求手続きのご案内をご覧ください。

(4) (1)で「いいえ」を○で囲んだ方は雇用保険に加入していなかった理由について、次のアまたはイのいずれかをチェックしてください。

☒	ア	雇用保険の加入事業所に勤めていたが、雇用保険の被保険者から除外されていたため。 雇用保険法による適用事業所に雇用される者であるが、雇用保険被保険者の適用除外であり、雇用保険被保険者証の交付を受けたことがない。 (例 事業主、事業主の妻等)
☒	イ	雇用保険に加入していない事業所に勤めていたため。 雇用保険法による適用事業所に雇用されたことがないため、雇用保険被保険者証の交付を受けたことがない。

※(5)は共済組合の加入期間がある方のみご記入ください。

(5) 60歳から65歳になるまでの間に、雇用保険の基本手当または高年齢雇用継続給付を受けていますか（または受けたことがありますか）。「はい」または「いいえ」を○で囲んでください。

☐ はい	☒ いいえ
--------------------------	--------------------------------------



請求書等記入例 – 必要書類を含む –

年金請求書記載例（ターンアラウンド請求書）

右の8ページを記入する際の注意事項

配偶者がいる方は、以下の点に留意してご記入ください。

配偶者について

- 配偶者とは、夫または妻のことをいいます。また、婚姻の届け出はしていなくても、事実上ご本人（年金を受ける方）と「婚姻関係と同様の状態にある方」を含みます。

加給年金額について

ご本人（年金を受ける方）によって、生計を維持されている配偶者または子がいる場合に、老齢厚生年金に加給年金額が加算されます。

- 厚生年金保険の被保険者期間が20年以上ある方が、65歳到達時点（または定額部分支給開始年齢に到達した時点）で、その方に生計を維持されている下記の配偶者または子がいるときに加算されます。
- 65歳到達後、被保険者期間が20年以上となった場合は、退職改定時または在職改定改定時に生計を維持されている下記の配偶者または子がいるときに加算されます。

対象者	年齢制限
配偶者	・ 65歳未満であること (大正15年4月1日以前に生まれた配偶者には年齢制限はありません。)
子	・ 18歳になった後の最初の3月31日まで (国民年金法施行令別表に定める1等・2級の障害の状態にある場合は20歳未満)

見本

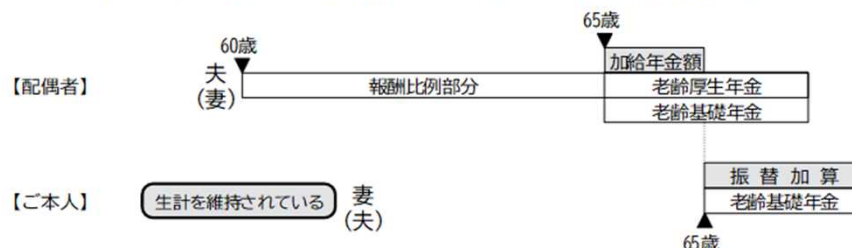
配偶者が老齢年金や退職年金（厚生年金保険等の加入期間が20年以上あるもの）の受給権を有したとき、または、障害年金を受けているときは、加給年金は支給停止されます。該当する方は「加給年金額支給停止事由該当届」の提出が必要となる場合がありますので、日本年金機構のホームページをご覧ください。

振替加算について

振替加算は、ご本人（年金を受ける方）が配偶者によって生計を維持されている場合に、ご本人（年金を受ける方）の年金に加算されます。

- 配偶者の「特別支給の老齢厚生年金」や「老齢厚生年金」に加算される加給年金額は、ご本人（年金を受ける方）が65歳になると自分の老齢基礎年金を受けられるため、加算されなくなります。このとき、ご本人（年金を受ける方）が配偶者によって生計を維持されている場合に、ご本人（年金を受ける方）の老齢基礎年金の額に加算がされます。これを振替加算といいます。
- ご本人（年金を受ける方）の被保険者期間が20年以上※の老齢厚生年金（退職共済年金）等の受給権者であるときは、加算されません。

※中高齢の資格期間の短縮の特例を受ける方は、厚生年金保険（一般）の被保険者期間が15～19年。



加給年金額や振替加算の詳細説明は、日本年金機構ホームページ(<https://www.nenkin.go.jp/>)に掲載しています。ご不明な点がございましたら、「ねんきんダイヤル」またはお近くの年金事務所にお問い合わせください。



請求書等記入例 – 必要書類を含む –

年金請求書記載例（ターンアラウンド請求書）

記入例

5-1. 配偶者についてご記入ください。

(1) 配偶者はいいますか。

☒ はい ・ ☐ いいえ

「いいえ」を○で囲んだ方は次ページへお進みください。

配偶者がいる場合、添付書類が必要となる場合があります。
(2) (1) で「はい」を○で囲んだ方は、次の①～④についてご記入ください。

配偶者の個人番号（マイナンバー）を記入いただくことで、戸籍の添付を省略できる場合があります。

① 配偶者の氏名、生年月日、個人番号(または基礎年金番号)。

31	氏名	(フリガナ) ネンキン ハナコ (姓) 年金 (名) 花子	4	生年月日	大正 昭和 平成 XX年 XX月 XX日
3	個人番号※ (または基礎年金番号)	X X X X X X X X X X X X		性別	① 男 ② 女

※個人番号（マイナンバー）については、13ページをご確認ください。基礎年金番号（10桁）で届出する場合は左詰めでご記入ください。

② 配偶者の住所がご本人（年金を受ける方）の住所と異なる場合は、配偶者の住所をご記入ください。

郵便番号	
住所	(フリガナ) 市区町村 建物名

③ 配偶者について、現在請求中の公的年金があれば○で囲んでください。
(請求中の年金がない場合は記入不要です。)

公的年金制度名		年金の種類
☒ ア. 国民年金法	☒ イ. 厚生年金保険法	☒ 老齢または退職
☐ 工. 国家公務員共済組合法	☐ 才. 地方公務員等共済組合法	☐ 障害
☐ キ. その他 ()	☐ 力. 私立学校教職員共済法	☐ 遺族

④ 加給年金額および振替加算に関する生計維持の申し立てについてご記入ください。

ご本人（年金を受ける方）によって生計維持されている配偶者がいる場合または、ご本人（年金を受ける方）が配偶者によって生計を維持されている場合は「生計維持関係に関する申立書」にご記入ください。

以下の2つの要件を満たしていること、「生計」
ア 生計を同じくしていること（例）同居し
イ 収入要件を満たしていること
年収850万円(所得655.5万円)を将来にわたって有しないことが認められること。

生計維持関係に関する申立書

申立日 (記入日) 令和 XX年 XX月 XX日

1. 上記の配偶者と生計を同じくしていますか。
(同居している場合や、単身赴任等で住所を異にする場合)

☒ はい ・ ☐ いいえ

※ 申し立てを行った場合、同居の事実を明らかにすることができる住民票（コピー不可）が必要です。
○ 配偶者の個人番号（マイナンバー）を記入した場合、住民票は不要です。

2. 上記の配偶者または本人の年収について、該当するものを○で囲んでください。

対象者	(1) 年収は850万円未満ですか。 (または所得655.5万円未満ですか。)
配偶者 (加給年金額に関する申立て)	☒ はい ・ ☐ いいえ
本人 (振替加算に関する申立て)	☒ はい ・ ☐ いいえ

加給年金の支給に該当する場合は、上段の「はい」を○で囲んでください。振替加算の支給に該当する場合は、下段の「はい」を○で囲んでください。
加給年金および振替加算どちらにも該当する場合は、上下段両方の「はい」を○で囲んでください。

※ 収入について証明する書類が必要です。
○ 配偶者の個人番号マイナンバーを記入した場合、収入について証明する書類は不要です。



請求書等記入例 – 必要書類を含む –

年金請求書記載例（ターンアラウンド請求書）

右の10ページを記入する際の注意事項

ご本人（年金を受ける方）によって生計を維持されている子がいる方は、以下の点に留意してご記入ください。

子について

ご本人（年金を受ける方）によって、生計を維持されている子がいる場合、加給年金額が加算されることがあります。（詳しくは、7ページをご確認ください。）

● 子とは、次のいずれかに該当する方を指します。

- a : 18歳になった後の最初の3月31日までにいる子
- b : 20歳未満であって、国民年金法施行令別表に定める障害等級1級・2級の障害の状態にある子

（例）aの場合



＊障害状態にある子については、障害状態が確認できる医師または歯科医師の診断書等の添付が必要です。

＊加給年金額の対象となる子がいる場合は、10ページに子の氏名等をご記入ください。
対象となる子が3人を超える場合は4人目以降を別紙にご記入の上、この請求書に添付してご提出ください。
なお、別紙の様式については、日本年金機構のホームページに掲載していますので、ご活用ください。
届出用紙の郵送を希望される場合は、「ねんきんダイヤル」やお近くの年金事務所にお問い合わせください。



請求書等記入例 – 必要書類を含む –

年金請求書記載例（ターンアラウンド請求書）

記入例

5-2. 子についてご記入ください。

(1) 以下のいずれかに該当する「子」はい

- ① 18歳になった後の最初の3月31日までに
- ② 20歳未満であって、国民年金法施行令

はい ・ いいえ

子がいる場合、添付書類が必要と

生計を同じくしている子がいる場合は、○で囲んでください。

※「子」とは、18歳になった年度の3月31日までの間の子、または20歳未満で障害等級1級・2級の障害状態にある子

「ある」を○で囲んだ場合は、診断書の提出が必要です。

※対象となる子が3人を超える場合は、4人目以降を別紙にご記入の上、請求書に添付してください。なお、別紙の様式については、日本年金機構のホームページに掲載していますので、ご活用ください。

(2) (1) で「はい」を○で囲んだ方は、

- ① 子の氏名、生年月日、個人番号(マイナンバー)および障害の状態についてご記入ください。(4人目以降は別紙にご記入ください)

32	A欄	子の氏名 (フリガナ) ネンキン (氏) 一郎 (名)	生年月日 (平成) XX年 XX月 XX日 (令和)	32	診
		個人番号 (マイナンバー) XXXXX XXXXX XXXXX XXXXX	障害の状態 ある ・ ない		
33	B欄	子の氏名 (フリガナ) (氏) (名)	生年月日 (平成) 年 月 日 (令和)	33	診
		個人番号 (マイナンバー)			
34	C欄	子の氏名 (フリガナ) (氏) (名)	障害の状態 ある ・ ない		
		個人番号 (マイナンバー)			

別紙有無
☐ 有

子の個人番号(マイナンバー)を記入いただくことで、戸籍の添付を省略できる場合があります。

- ② 加給年金額に関する生計維持の申し立

ご本人(年金を受ける方)によって生計維持され

以下の2つの要件を満たしているとき、「生

ア 生計を同じくしていること(例) 同居している。専業主婦で専業主夫でいる。専業主婦で専業主夫でいる。

イ 収入要件を満たしていること

年収850万円(所得655.5万円)を将来にわたって有しないことが認められること。

ご本人(年金を受ける方)によって生計を維持されている子がいる場合は「生計維持関係に関する申し立書」にご記入ください。

生計維持関係に関する申し立書

申立日
(記入日) 令和 XX年 XX月 XX日

- 1. 上記の子と生計を同じくしていますか

(同居している場合や、単身赴任等で住所が異

はい ・ いいえ

※ 申し立てを行った場合、同居の事実を明らかにすることができる住民票(コピー不可)が必要です。

○子のマイナンバーを記入した場合、住民票は不要です。

- 2. 上記の子の年収について、該当するものを○で囲んでください。

対象者	(1) 年収は850万円未満ですか。 (または所得655.5万円未満ですか。)	(1)で「いいえ」に○を付けた方のみご記入ください。 (2) おおむね5年以内に年収850万円 (所得655.5万円) 未満となる見込み がありますか。
A欄の子	はい ・ いいえ	※ 収入について証明する書類が必要です。
B欄の子	はい ・ いいえ	○子のマイナンバーを記入した場合、収入について証明する書類は不要です。
C欄の子	はい ・ いいえ	はい※ ・ いいえ

※(2)で「はい」を○で囲んだ方は、添付書類が必要です。年金の請求手続きのご案内をご覧ください。



請求書等記入例 – 必要書類を含む –

年金請求書記載例（ターンアラウンド請求書）

右の12ページを記入する際の注意事項

《作成（記入）時の注意事項》

- 「代理人」（委任を受ける方）欄については、ご本人（委任する方）が決められた代理人（受任する方）の氏名、ご本人との関係、住所、電話番号をご記入ください。
なお、法人を代理人とすることはできません。
- 「ご本人」欄については、委任状を作成（記入）した日付、ご本人の基礎年金番号、氏名（旧姓がある方は、その旧姓もご記入ください）、生年月日、住所、電話番号、委任する内容をご記入ください。
- 委任する内容について、1. ～ 5. の項目から選んで○で囲んでください（5. を選んだ場合には委任する内容を具体的にご記入ください）。
- 「年金の加入期間」や「見込額」などの交付については、希望される交付方法等をA. B. の項目から選んで○で囲んでください。

《来所時の注意事項》

- 代理人が来所される場合は、代理人の方の本人確認書類が必要です（代表的な本人確認書類は次の①～③です）。

- ① 個人番号カード（マイナンバーカード）
- ② 運転免許証
- ③ パスポート

※本人確認書類に記載されている氏名および住所は、委任状に記載されているものと同じである必要があります。
上記①～③をお持ちでない場合は、お問い合わせください。

見本

- 基礎年金番号通知書等の再交付については、取扱い上、窓口での交付ができません。交付方法を、「A. 代理人に交付を希望する」を選んだ場合であっても、ご本人様の登録の住所あてに送付しますのでご了承ください。



請求書等記入例 – 必要書類を含む –

年金請求書記載例（ターンアラウンド請求書）

記入例

6. 代理人に手続きを委任される場合にご記入ください。

委任状

代理人 *ご本人(委任する方)がご記入ください。

フリガナ	ネンキン	ハナコ	ご本人との関係	妻
氏名	年金 花子			
住所	〒 168-0071 杉並区高井戸西 3-5-24		電話	XXX-XXXX-XXXX
			建物名	〇〇マンションXX号室

私は、上記の者を代理人と定め、以下の内容を委任します。

ご本人 *ご本人(委任する方)がご記入ください。

作成日 令和XX年XX月XX日

基礎年金番号	X	X	X	X	—	X	X	X	X	X	X
フリガナ	ネンキン					タロウ					
氏名	年金 太郎					生年月日	大正 昭和 XX年XX月XX日				
	(旧姓)										
住所	〒 168-0071 杉並区高井戸西 3-5-24					電話	XXX-XXXX-XXXX				
						建物名	〇〇マンションXX号室				
委任する内容	●委任する事項を次の項目から選んで○で囲んでください。5.を選んだ場合は委任する内容を具体的にご記入ください。 ① 年金および年金生活者支援給付金の請求について ② 年金および年金生活者支援給付金の見込額について ③ 年金の加入期間について 4. 各種再交付手続きについて 5. その他(具体的にご記入ください) ●「年金の加入期間」や「見込額」などの交付について A 代理人に交付を希望する B. 本人あて郵送を希望する										

※前頁の注意事項をお読みいただき、記入漏れのないようにお願いします。

なお、委任状の記入内容に不備があったり、本人確認ができない場合はご相談に応じられないことがあります。



請求書等記入例 – 必要書類を含む –

年金請求書記載例（ターンアラウンド請求書）

「個人番号(マイナンバー)」について

- ご記入いただいていない場合であっても、ご提供いただいた住民票情報等を基に、番号利用法（マイナンバー法）に基づき、個人番号（マイナンバー）を登録させていただきます。個人番号（マイナンバー）の登録後は、年1回の現況の確認（現況届）や住所変更の届出が原則不要になります。
- ご記入された個人番号（マイナンバー）は、個人番号（マイナンバー）が正しい番号であることの確認（番号確認）および提出する方が番号の正しい持ち主であることの確認（身元（実存）確認）（※）が必要なため、以下の書類をご提出ください。

（例）個人番号カード（マイナンバーカード）、個人番号の表示がある住民票の写し、通知カード（氏名、住所等が住民票の記載と一致する場合に限る）

【窓口で提出される場合】

上記の原本をご提示ください。

【郵送で提出される場合】

上記のコピーを添付してください。

*個人番号カード（マイナンバーカード）の場合、個人番号の記載面のコピーが必要になります。

※「身元（実存）確認」は当請求書で確認します。

* 配偶者、子および扶養親族の番号確認、身元（実存）確認書類の提出は必要ありません。

見本



記入例

基礎年金番号と異なる記号番号が記載された年金手帳等をお持ちの場合は、その記号番号をすべてご記入ください。

また、記号番号を記入された場合は、ご記入いただいた年金手帳等のコピーを添付してください。

※ 手帳記号番号を記入した方は「年金手帳」または「厚生年金保険被保険者証」のコピーを添付してください。

- ※「マイナンバーが未登録の方：0」または「空欄」の方は、1 ページにマイナンバーを記入した場合に、ご本人の生年月日を明らかにできる書類の添付を省略できます。

- ※ 手帳記号番号を記入した方は「年金手帳」または「厚生年金保険被保険者証」のコピーを添付してください。



請求書等記入例 – 必要書類を含む –

年金請求書記載例（ターンアラウンド請求書）

「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の記入方法 (16ページを記入する前にお読みください。)

- 老齢年金は、所得税法の規定により、その支払いを受ける際に源泉徴収が行われます。そのため、配偶者控除等各種控除を受けるためには、原則として16ページの「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」（以下「申告書」という）を提出する必要があります。印字されているカナ氏名、生年月日、住所、基礎年金番号をご確認のうえ、氏名を記入し、下の「記入上の注意事項」をお読みいただいてから、必要事項をご記入ください。
- この申告書に記入した扶養親族等の状況に応じて所得控除を行い、源泉徴収税額の計算を行うことになります。また、所得税法の規定により、扶養親族等の個人番号（マイナンバー）をご記入ください。なお、国民年金の老齢基礎年金のみの請求をする方は、源泉徴収等が不要な年金額のため記入する必要はありません。
- 老齢年金から源泉徴収される所得税は、給与所得のように年末調整が行われないことから、その年に納付すべき税額との差額は確定申告により精算する必要があります。ただし、その年中の公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、その公的年金等の全部が源泉徴収の対象となる場合において、その年分の公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下であるときは、その年分の所得税について確定申告は要しません。詳しくは、国税庁のホームページをご確認いただくか、お近くの税務署にお尋ねください。
- 給与等の所得のある方が、その給与等の支払者に提出した「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」に記入した扶養親族等と同じ扶養親族等をこの申告書に記入した場合には、双方の所得について重複して所得控除が行われることになるため、確定申告により所得税額を納付することになる場合があります。

記入上の注意事項

- あ** 『源泉控除対象配偶者または障害者に該当する同一生計配偶者』欄は、下記(注)を参照し、該当する場合のみ、配偶者の氏名等を記入してください。
配偶者が「配偶者の区分」に記載されている年金収入に該当する場合は、「配偶者の区分」に○をつけてください。
12月31日現在で70歳以上の方については、「老人」を○で囲んでください。
- (注) この欄に記入する配偶者は、請求者本人と生計を一にする配偶者で、配偶者の収入が「配偶者の区分」に記載に該当するか、合計所得金額が95万円以下となる方です。婚姻届を提出していない方は対象にはなりませんのでご注意ください。また、配偶者の収入が「配偶者の区分」の記載を超えるか、合計所得金額が48万円を超える場合は、障害者控除、老人控除は受けることができません。
- い** 「控除対象扶養親族(16歳以上)」欄は、扶養親族のうち、年金請求する年の12月31日現在で16歳以上の方をご記入ください。
- ・ 12月31日現在で19歳以上23歳未満の方については「特定扶養親族」に該当しますので、「特定」を○で囲んでください。
 - ・ 12月31日現在で70歳以上の方については「老人扶養親族」に該当しますので、「老人」を○で囲んでください。
- 「扶養親族(16歳未満)」欄は、扶養親族のうち、年金を請求する年の12月31日現在で16歳未満の方をご記入ください。
- ・ 16歳未満の扶養親族については、扶養控除の対象外となりますが、障害者に該当する場合は障害者控除が適用されます。
- 「控除対象扶養親族(16歳以上)」欄および「扶養親族(16歳未満)」欄に記入する「扶養親族」とは、年金を受ける方と生計を同じくする配偶者以外の親族で、合計所得金額が48万円以下の方のことをいいます。
- う** 「障害」欄および「本人障害」欄は、普通障害者の場合は「普通障害」、特別障害者の場合は「特別障害」を○で囲んでください。
また、障害者に該当する方がいる場合は、「摘要」欄に、氏名、身体障害者手帳等の種類と交付年月日、障害の程度(等級など)をご記入ください。
- 『特別障害』とは、身体障害者等級が1級または2級に該当するか、重度の精神障害等をいい、「普通障害」とは、特別障害以外の障害をいいます。
- え** 「寡婦等」欄は、請求者本人が寡婦の場合は「寡婦」、ひとり親の場合は「ひとり親」を○で囲んでください。
- ・ 「寡婦」とは受給者ご本人で、以下の(1)または(2)のどちらかに該当する方のうち、ご本人の所得(年金を請求する年)の見積額が500万円以下である方をいいます。
 - (1) 以下の①・②のどちらかに該当する方で、扶養親族(子以外)のある方
 - ① 夫と死別・離婚した後、婚姻していない方
 - ② 夫の生死が明らかでない方
 - (2) 以下の①・②のどちらかに該当する方で、扶養親族のいない方
 - ① 夫と死別した後、婚姻していない方
 - ② 夫の生死が明らかでない方
 - ・ 「ひとり親」とは、受給者ご本人で、以下のいずれかに該当する方のうち、生計を一にする子がいて、かつ、ご本人の所得(年金を請求する年)の見積額が500万円以下である方をいいます。
 - ① 配偶者と死別・離婚した後、婚姻していない方
 - ② 婚姻していない方
 - ③ 配偶者の生死が明らかでない方
- * 『生計を一にする子』とは、他の方の同一生計配偶者または扶養親族とされておらず、所得(年金を請求する年)の見積額が48万円以下の子をいいます。
- * ご本人や扶養親族の所得見積額が基準額を超える場合、退職所得を除くと基準額以下となる場合は、「寡婦等」欄の『地方税控除』を○で囲んでください。
- * 住民票の続柄欄に「夫(本属)」、「妻(本属)」またはこれらと同様の記載がある方は、「寡婦」および「ひとり親」には該当しません。
- お** 受給者本人の合計所得額が900万円を超える場合は、○をつけてください。
- か** 扶養親族等の対象者と別居している方がいる場合は、区分の『別居』を○で囲み、「摘要」欄に、その方の氏名と住所をご記入ください。
また、扶養親族等の対象者と同居している場合は、区分の『同居』を○で囲んでください。
- き** 「所得金額」欄は、年金を請求する年の所得金額(見積額)をご記入ください。例えば、給与所得がある場合、給与の収入金額から給与所得控除額を差し引いた金額となります。
- く** 所得金額に退職所得が含まれている場合は、「摘要」欄にその方の氏名と退職所得がある旨、および退職所得を除いた所得金額をご記入ください。

見本

国外にお住まいの扶養親族等がいる場合の提出方法

- 控除対象となる配偶者または扶養親族が非居住者(※1)の場合は、その方の「非居住」を○で囲み、「摘要」欄にその方の氏名、住所、非居住である旨を記入し、親族関係書類(※2)を申告書と一緒に提出してください。
- ※1 「非居住者」とは、国内に住所を有せず、かつ、現在まで引き続いて1年以上国内に居所を有しない方をいいます。
- ※2 「親族関係書類」とは、次の①または②のいずれかの書類で、その非居住者があなたの配偶者または親族であることを証するものをいいます。
なお、これらの書類が外国語により作成されている場合には、日本語での翻訳文も必要になります。
- ① 戸籍の附票の写しその他の国または地方公共団体が発行した書類およびその配偶者または扶養親族の旅券の写し
 - ② 外国政府または外国の地方公共団体が発行した書類(その配偶者または扶養親族の氏名、生年月日および住所または居所の記載があるものに限りです。)
- 国外にお住まいの配偶者以外の扶養親族がいる場合の記入方法
配偶者以外の扶養親族が非居住者の場合は、その方の「非居住」を○で囲み、「摘要」欄にその方の氏名、住所、非居住である旨および、①～④のいずれかの該当する番号をご記入ください。該当しない場合、控除は受けられません。親族関係書類を申告書と一緒に提出してください。
- ① 対象者の年齢が30歳未満または70歳以上である
 - ② 対象者が①に該当せず、留学のため国内に住所を有しなくなった(留学生であることを証明する書類の添付が必要です)
 - ③ 対象者が①に該当せず、障害者に該当する
 - ④ 対象者が①に該当せず、年金受給者より、その年において、生活費または養育費に充てるための送金を年間38万円以上受ける見込みがある



請求書等記入例 – 必要書類を含む –

年金請求書記載例（ターンアラウンド請求書）

記入例

4. 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書についてご記入ください。

提出年

令和 XX 年

提出日

令和 XX 年 XX 月 XX 日 提出

1 1 5 0

- (1) ご本人（年金を受ける方）のカナ氏名、生年月日、住所、基礎年金番号を確認し、氏名をご記入ください。
ご本人自身が障害者・寡婦等に該当しない場合は、下記事項を○で囲む必要はありません。

フリガナ	ネンキン タロウ	生年月日	昭和 XX 年 XX 月 XX 日		
氏 名	年金 太郎				
住 所	杉並区高井戸西 3-5-24 ○○マンション XX 号室				
郵便番号	168-0071	電話番号	XX - XXXX - XXXX		
基礎年金番号	XXXX-XXXXXX				
う 本人障害	1. 普通障害 2. 特別障害	え 寡婦等	1. 寡婦 2. ひとり親 地方税免除（退職所得を除く） 4. 寡婦 5. ひとり親	お 本人所得	年間所得の見積額が 900万円を超える

ご本人の所得の見積額が900万円を超える場合、○で囲んでください。

- (2) 上記の提出年の扶養親族等の「う か き く」については「
(ご本人に控除対象配偶者や扶養親族がいない場合は、下記事項を記入する必要はありません)」

あ 源泉控除対象配偶者または障害者に該当する同一生計配偶者	ネンキン ハナコ 年金 花子	1. 夫 2. 妻	1 明 3 大 5 昭 7 平 XX 年 XX 月 XX 日	1. 普通障害 2. 特別障害	同居・別居の区分 非居住者	所得金額 老齢年金 25 万円(年間)
配偶者の区分	○	収入が年金のみで、以下のいずれかに該当する。 1. 65歳以上の場合、年金額が158万円以下 2. 65歳未満の場合、年金額が108万円以下			機構 使用欄 (本人所得と配偶者所得、退職所得の有無から該当するコードを記載)	
い 扶養親族(16歳未満)	ネンキン イチロウ 年金 一郎	子	1 明 3 大 5 昭 7 平 XX 年 XX 月 XX 日	1. 普通障害 2. 特別障害	同居・別居の区分 1. 同居 2. 別居 1. 非居住	所得金額 0 万円(年間)
	ネンキン ウメ 年金 うめ	母	1 明 3 大 5 昭 7 平 XX 年 XX 月 XX 日	1. 普通障害 2. 特別障害	同居・別居の区分 1. 同居 2. 別居 1. 非居住	所得金額 0 万円(年間)

所得の見積額をご記入ください。
所得金額に退職所得が含まれている場合は、「摘要」欄に氏名、退職所得がある旨、退職所得を除いた所得金額をご記入ください。
「配偶者の区分」欄に○をした場合は、記入不要です。

う か き く 摘要	① 年金太郎 身体障害者手帳(2級 平成 XX 年 XX 月 XX 日交付) ② 年金一郎 住所 京都府京都市○○区△△町 X-X ③ 年金うめ 非居住者 住所 アメリカ合衆国 ①
------------	--

- * ① 障害に該当する方は、氏名、身体障害者手帳などの種類と交付年月日、障害の程度（等級など）をご記入ください。
* ② 扶養親族等で別居している方がいる場合は、その方の氏名と住所をご記入ください。
* ③ 国外にお住まいの場合は、請求書15ページをご覧のうえ、その方の氏名等（配偶者以外の扶養親族の方は控除該当要件）を「摘要」欄にご記入ください。



請求書等記入例 – 必要書類を含む –

年金請求書記載例（ターンアラウンド請求書）

年金請求書の提出先について

この年金請求書は、提出先をご確認のうえ、郵送または窓口へご持参ください。
(提出前に添付書類が揃っていることをご確認ください。)

* 詳細は同封の「老齢年金請求書のご提出について」をご確認ください。

* 窓口での手続きには、予約相談をご利用ください。お申し込みは「ねんきんダイヤル」へ！



* 国民年金第1号被保険者とは、日本国内に住所のある20歳以上60歳未満の自営業者・農業者とその家族、学生、無職の方です。

* 国民年金第3号被保険者とは、厚生年金保険の被保険者(民間会社員等)や共済組合の組合員(公務員等)に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者(年収が130万円未満の方)です。

● 年金請求書の受付は、全国どここの年金事務所および街角の年金相談センターでも承っております。

※ 共済組合等の加入期間がある方についても、年金事務所に年金請求書(日本年金機構より送付したもの)を提出することで、共済組合等に加入していた期間の年金を請求することが可能です。

見本

「公金受取口座」の利用・登録

○ 公金受取口座登録制度とは

● 公金受取口座登録制度とは、国民の皆さまが金融機関にお持ちの預貯金口座について、一人一口座、給付金等の受取のための口座として、国(デジタル庁)に任意で登録していただく制度です。
詳しくは、デジタル庁ホームページ「公金受取口座登録制度」をご確認ください。
(<https://www.digital.go.jp/policies/account-registration/>)

また、口座情報登録・連携システム利用に関する利用規約もあわせてご確認ください。
(https://img.myna.go.jp/html/account_registration_riyoukiyaku.html)

● 公金受取口座の登録、登録状況の確認や登録口座の変更、削除を行う場合は、マイナポータルからお手続きください。

○ 年金振込先に公金受取口座を利用する場合の注意点

● 公金受取口座を変更しても、年金の受取口座は変更されません。

● 年金の受取口座を変更する場合には、公金受取口座の変更手続きとは別に「年金受給権者受取機関変更届」の提出が必要です。

● また、公金受取口座での年金受取をやめ、別の口座を年金受取口座として指定する場合も「年金受給権者受取機関変更届」の提出が必要です。

○ 年金振込先の口座を公金受取口座に登録する場合の確認事項

● 年金振込先の口座を公金受取口座に登録することに同意(「1. 登録する」に○印を記入)した場合は、年金受取口座の情報は個人番号(マイナンバー)等とともに登録され、口座情報は公的給付を支給する行政機関等に提供されます。ただし、海外に居住している方は、年金請求時における公金受取口座登録の対象外となるため、公金受取口座の登録意思欄への記入は不要です。

● 公金受取口座の登録結果は国(デジタル庁)から送付されます。なお、マイナポータルを開設済みの方へは、マイナポータル上で通知されます。

● 公金受取口座の登録には時間がかかる場合があります。お急ぎの方はマイナポータルでの登録をお願いします。



請求書等記入例 – 必要書類を含む –

年金請求書（様式第101号）

様式第101号

年金請求書（国民年金・厚生年金保険老齢給付）

- 年金を受ける方が記入する箇所は （黄色）の部分です。（（注） は金融機関で証明を受ける場合に使用する欄です。）
- 黒インクのボールペンでご記入ください。
*鉛筆や、摩擦等により消色するインクを用いたペンは使用しないでください。
- 代理人の方が提出する場合は、年金を受ける方が13ページにある委任状をご記入ください。

受付登録コード
1 7 1 1

入力処理コード
4 3 0 0 0 1

二次元コード

8



1. ご本人(年金を受ける方)についてご記入ください。

23 郵便番号			
フリガナ			
24 住 所	市 区 町 村 建物名		
フリガナ			性 別
21 氏 名	(氏)	(名)	① 男 ② 女

社会保険労務士の提出代行者欄

① 個人番号※ (マイナンバー)				2 生年月日	3. 大正 5. 昭和	年	月	日
基礎年金番号				電話番号	- -			

※個人番号(マイナンバー)を記入された場合、個人番号カード(マイナンバーカード)等の提示または写しの提出が必要です。
詳しくは14ページをご確認ください。なお、共済組合等の加入期間がある方は、個人番号(マイナンバー)及び基礎年金番号の両方をご記入ください。

2. 年金の受取口座をご記入ください。貯蓄預金口座または貯蓄貯金口座への振込みはできません。

年金受取口座に公金受取口座として登録済の口座を利用するかご記入ください。

(1) 公金受取口座 の利用意思	① 利用する	② 利用しない(または未登録)
---------------------	--------	-----------------

※公金受取口座を利用する場合は、通帳等の
写しの添付や金融機関の証明は不要です。

年金受取口座として指定する口座をご記入ください。(公金受取口座を利用する場合も必ずご記入ください。)

25 ① 金融機関	26 金融機関コード	27 支店コード	(フリガナ)	銀行 金融 信託 郵便 信用 協同 労働 福祉 その他	(フリガナ)	本店 支店 出張所 本所 支所	28 預金種別	30 口座番号(左詰めで記入)
(2) 年金振込先	29 貯金通帳の記号(左詰めで記入)	30 番号(右詰めで記入)	金融機関またはゆうちょ銀行の証明欄					
口座名義人氏名 (カタカナ)	(氏)	(名)	21 の氏名フリガナと、口座名義人氏名フリガナが同じであることをご確認ください。 ※通帳等の写し(金融機関名、支店名、口座名義人氏名フリガナ、預金種別、口座番号の面)を添付する場合または公金受取口座を利用する場合、証明は不要です。					

上記(1)で「2 利用しない(または未登録)」を選択された方は、上記(2)年金振込先を公金受取口座へ登録するかご記入ください。

(3) 公金受取口座 の登録意思	① 登録する	② 登録しない
---------------------	--------	---------

公金受取口座については18ページをご参照ください。



請求書等記入例 – 必要書類を含む –

年金請求書（様式第101号）

右の3ページを記入する際の注意事項

- 履歴はあなたがはじめて公的年金制度に加入したときから古い順にご記入ください。
(被保険者記録照会回答票を添付する場合は、履歴欄の記入は不要です。)
- 事業所等の名称変更や所在地の変更、転勤などがあったときは、そのことがわかるように、それぞれの事業所等ごとに必要事項をご記入ください。

《記入例》

詳しくわからないときでも、市区町村名まではご記入ください。

詳しくわからないときでも、「〇年〇月頃」あるいは「〇年の夏頃」など、わかる範囲でご記入ください。

加入していた年金制度が国民年金のときは、記入不要です。

社名だけでなく、支店・工場等についてもご記入ください。

履歴(公的年金制度加入経過) ※できるだけ詳しく、正確にご記入ください。 (右欄にチェックした場合、記入不要です。)				国民年金記録照会回答票を添付する場合は、以下にチェックしてください。 ☐ 被保険者記録照会回答票の記載内容と相違ない			
(1) 事業所(船舶所有者)の名称および船舶であったときはその船舶名	(2) 事業所(船舶所有者)の所在地または国民年金加入時の住所	(3) 勤務期間または国民年金の加入期間	(4) 加入していた年金制度の種類				
最初 (有)〇〇商店	台東区台東2-X	自) S50年 4月 1日 (迄) S56年 3月 31日	1. 国民年金 2. 厚生年金 保険 3. 厚生年金(船員) 保険 4. 共済組合				
2	杉並区高井戸西3-X-X	自) S56年 4月 1日 (迄) S59年 3月 31日	1. 国民年金 2. 厚生年金 保険 3. 厚生年金(船員) 保険 4. 共済組合				
3	△△化学(株)	自) S59年 4月 1日 (迄) S61年 3月 31日	1. 国民年金 2. 厚生年金 保険 3. 厚生年金(船員) 保険 4. 共済組合				
4	△△化学(株)大阪工場	自) S61年 4月 1日 (迄) H3年 3月 31日	1. 国民年金 2. 厚生年金 保険 3. 厚生年金(船員) 保険 4. 共済組合				
5	△△化学(株)大阪支店	自) H3年 4月 1日 (迄) H4年 6月 30日	1. 国民年金 2. 厚生年金 保険 3. 厚生年金(船員) 保険 4. 共済組合				
6	△△化学(株)東京支店	自) H4年 7月 1日 (迄) H14年 3月 31日	1. 国民年金 2. 厚生年金 保険 3. 厚生年金(船員) 保険 4. 共済組合				
7		自) 年 月 日 (迄) 年 月 日	1. 国民年金 2. 厚生年金 保険 3. 厚生年金(船員) 保険 4. 共済組合				
10		自) 年 月 日 (迄) 年 月 日	1. 国民年金 2. 厚生年金 保険 3. 厚生年金(船員) 保険 4. 共済組合				

◆厚生年金基金に加入していた方へ

この年金請求書とは別に手続きが必要です。

- 基金に加入している(加入していた)期間については、厚生年金基金にお問い合わせください。
- 加入していた厚生年金基金の加入期間が10年未満で脱退された場合および加入していた厚生年金基金が解散している場合は企業年金連合会にお問い合わせください。

《企業年金連合会のお問い合わせ先》

電話番号: 0570-02-2666

*050から始まる電話番号からは 03-5777-2666

◆国民年金基金に加入していた方へ

この年金請求書とは別に手続きが必要です。

- 基金に加入している(加入していた)期間については、国民年金基金にお問い合わせください。
- 中途脱退者(60歳になる前に基金を脱退した方。ただし、15年以上基金に加入していた方を除く)は、国民年金基金連合会にお問い合わせください。

《国民年金基金連合会のお問い合わせ先》

電話番号: 03-5411-0211

受給資格期間や年金額を増やすことができます。

ご本人のお申し出により、60歳以上65歳未満の5年間(納付月数は480月まで)、国民年金保険料を納めることで、受給資格期間や年金額を増やすことができる任意加入制度がありますのでぜひご活用ください。
(なお、厚生年金保険・共済組合加入中の方は任意加入制度をご利用いただくことはできません。)



請求書等記入例 – 必要書類を含む –

年金請求書（様式第101号）

3. これまでの年金の加入状況についてご記入ください。

(1) 年金制度の被保険者または組合員等となっていた期間について、下記の履歴欄にご記入ください。

履 歴(公的年金制度加入経過) ※できるだけ詳しく、正確にご記入ください。 (右欄にチェックした場合は記入不要です。)		被保険者記録照会回答票を添付する場合は、以下にチェックしてください。 ☒ 被保険者記録照会回答票の記載内容と相違ない	
(1) 事業所(船舶所有者)の名称および船員であったときはその船舶名	(2) 事業所(船舶所有者)の所在地または国民年金加入時の住所	(3) 勤務期間または国民年金の加入期間	(4) 加入していた年金制度の種類
最		(自) 年 月 日	1. 国民年金 2. 厚生年金保険 3. 厚生年金(船員)保険 4. 共済組合等
初		(至) 年 月 日	
2		(自) 年 月 日	1. 国民年金 2. 厚生年金保険 3. 厚生年金(船員)保険 4. 共済組合等
		(至) 年 月 日	
3		(自) 年 月 日	1. 国民年金 2. 厚生年金保険 3. 厚生年金(船員)保険 4. 共済組合等
		(至) 年 月 日	
4		(自) 年 月 日	1. 国民年金 2. 厚生年金保険 3. 厚生年金(船員)保険 4. 共済組合等
		(至) 年 月 日	
5		(自) 年 月 日	1. 国民年金 2. 厚生年金保険 3. 厚生年金(船員)保険 4. 共済組合等
		(至) 年 月 日	
6		(自) 年 月 日	1. 国民年金 2. 厚生年金保険 3. 厚生年金(船員)保険 4. 共済組合等
		(至) 年 月 日	
7		(自) 年 月 日	1. 国民年金 2. 厚生年金保険 3. 厚生年金(船員)保険 4. 共済組合等
		(至) 年 月 日	
8		(自) 年 月 日	1. 国民年金 2. 厚生年金保険 3. 厚生年金(船員)保険 4. 共済組合等
		(至) 年 月 日	
9		(自) 年 月 日	1. 国民年金 2. 厚生年金保険 3. 厚生年金(船員)保険 4. 共済組合等
		(至) 年 月 日	
10		(自) 年 月 日	1. 国民年金 2. 厚生年金保険 3. 厚生年金(船員)保険 4. 共済組合等
		(至) 年 月 日	

(2) 改姓・改名をしているときは、旧姓名および変更した年月日をご記入ください。※年金記録の確認に使用します。

旧姓名	(フリガナ)	
	(氏)	(名)
変更日	昭和・平成・令和	年 月 日

旧姓名	(フリガナ)	
	(氏)	(名)
変更日	昭和・平成・令和	年 月 日



請求書等記入例 – 必要書類を含む –

年金請求書（様式第101号）

右の5ページを記入する際の注意事項

5ページ（3）年金の受給に必要な資格期間について

老齢基礎年金・老齢厚生年金は、受給資格期間が10年以上あれば受け取ることができます。
受給資格期間には、年金制度に加入していた期間のほか、以下の期間（合算対象期間）を含めることができます。
なお、老齢基礎年金・老齢厚生年金を受け取っているご本人が亡くなられた場合に、ご遺族が遺族基礎年金・遺族厚生年金を受け取るためには、原則として、亡くなられた方の受給資格期間が25年以上あることが必要となります。

<合算対象期間>

○昭和61年3月までの期間において国民年金に任意加入しなかった期間

- 1 配偶者が下記ア～キの制度の被保険者、組合員または加入者であった期間
- 2 配偶者が下記ア～キの制度の老齢年金または退職年金を受けることができた期間
- 3 本人または配偶者が下記ア～キの制度の老齢年金または退職年金の受給資格期間を満たしていた期間
- 4 本人または配偶者が下記ア～キの制度から障害年金を受けることができた期間
- 5 本人が下記ア～キの制度から遺族に対する年金を受けることができた期間
- 6 本人または配偶者が都道府県議会、市町村議会の議員および特別区の議会の議員ならびに国会議員であった期間
- 7 本人が都道府県知事の承認を受けて国民年金の被保険者とされなかった期間

○国民年金に任意加入しなかった期間

- 8 本人が日本国内に住所を有さなかった期間
- 9 本人が日本国内に住所を有した期間であって日本国籍を有さなかったため国民年金の被保険者とされなかった期間
- 10 本人が学校教育法に規定する高等学校の生徒または大学の学生等であった期間
- 11 本人が昭和61年4月以後の期間で下記ア～ケの制度の老齢または退職を事由とする年金給付を受けることができた期間
ただし、ウ～ケの制度等の退職を事由とする年金給付であって年齢を理由として停止されている期間は除く

○その他の期間

- 12 本人または配偶者が下記ア～ケの制度以外の年金や恩給を受けていた期間等

- | | |
|------------------------|----------------------|
| ア. 厚生年金保険法 | カ. 廃止前の農林漁業団体職員共済組合法 |
| イ. 船員保険法(昭和61年4月以後を除く) | キ. 地方公務員の退職年金に関する条例 |
| ウ. 国家公務員共済組合法 | ク. 廃止前の国会議員互助年金法 |
| エ. 地方公務員等共済組合法 | ケ. 改正前の地方公務員等共済組合法 |
| オ. 私立学校教職員共済法 | (地方議会議員共済) |

5ページ（3）⑦の年金または恩給

- | | |
|---------------|---------------------------|
| 1. 恩給 | 5. 地方公務員の退職年金に関する条例に基づく年金 |
| 2. 執行官法に基づく年金 | 6. 戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づく年金 |
| 3. 国会議員互助年金 | 7. 未帰還者留守家族等援護法に基づく年金 |
| 4. 旧令共済の年金 | 8. 日本製鉄八幡共済組合の老齢年金または養老年金 |

➡ (3) ⑦



請求書等記入例 – 必要書類を含む –

年金請求書（様式第101号）

（３）は保険料納付済期間（厚生年金保険や共済組合等の加入期間を含む）および保険料免除期間の合計が25年未満の方のみご記入ください。

（３）20歳から60歳までの期間における婚姻期間や年金に加入していない期間等について、以下の該当する項番を
チェックしてください。

（以下の①～⑦に該当する場合は、添付書類が必要となる場合があります※。）

※以下の書類のほか、受給資格期間の確認のため、別途、他の書類の提出をお願いすることがありますので、
お近くの年金事務所へ事前にご相談ください。

項番	確認項目（記入欄）	必要な書類の例
①	・昭和61年3月以前に婚姻していた期間がある ⇒過去に婚姻していた相手方について以下にご記入ください。 (現に婚姻中の相手方については、9ページにご記入ください。) カナ氏名： 漢字氏名： ※生年月日：大正・昭和 年 月 日 ※基礎年金番号： ※生年月日や基礎年金番号はわかる範囲でご記入ください。 複数名いる場合は、余白にご記入ください。	・婚姻期間が確認できる戸籍謄本 または戸籍抄本※ ※結婚から離婚または死別まで確認できる もの。複数回婚姻されている場合は、 すべての戸籍全部事項証明
②	・海外に住んでいたことがある	・海外に居住していた期間が確認できる 戸籍の附票の写し
③	・外国籍である（あった）方で、65歳到達の前日（65歳の誕生日の前々日） までに帰化又は永住許可を受けている	以下のいずれかの書類 ・帰化日が確認できる戸籍謄本または 戸籍抄本 ・永住許可年月日が記載された 在留カード等 ・特別永住者証明書
④	・平成3年3月以前に大学院・大学・短期大学・専修学校・各種学校 の学生であったことがある (夜間部・通信制は除く。)	・在籍（期間）証明書等
⑤	・昭和61年3月以前に本人または配偶者が、国会議員・地方議会議員 であったことがある	・国会議員、地方議会議員の期間を 証明できる書類
⑥	・昭和61年3月以前に国民年金の任意脱退の承認を受けたことがある	・都道府県知事等の承認により国民 年金の被保険者とされなかった期 間が確認できる書類
⑦	・本人または配偶者が、4ページの最下段に記載の年金または恩給 を受けていたことがある	・年金または恩給を受けていたこと が確認できる証書等
⑧	・上記①～⑦に該当しない	・なし

※年金請求書を共済組合等に提出する場合は、上記の項目に関して、年金事務所等で年金加入期間確認通知書
（合算対象期間用）の発行を受け、年金請求書と合わせて提出する必要があります。



請求書等記入例 – 必要書類を含む –

年金請求書（様式第101号）

右の7ページを記入する際の注意事項

2つ以上の年金を受ける権利を得た場合について

2つ以上の年金を受ける権利を得た場合は、原則として、どちらか一方の年金を選択することになり、もう一方の年金は支給停止となります。

- 受け取る年金を選択する際には、「年金受給選択申出書」の提出が必要です。
詳しくは、「ねんきんダイヤル」またはお近くの年金事務所にお問い合わせください。

雇用保険と年金との調整について

65歳になるまでの老齢厚生年金（特別支給の老齢厚生年金を含みます）を受給している方が、雇用保険の失業給付または高年齢雇用継続給付を受給する場合、年金額の全部または一部が支給停止されます。

- 雇用保険に加入したことがある方（資格喪失後7年未満）、現在雇用保険に加入中の方は、雇用保険被保険者証等の番号が確認できる書類の添付が必要です。
- 複数の雇用保険被保険者証をお持ちの方は、直近で交付された雇用保険被保険者証に記載されている被保険者番号をご記入のうえ、番号が確認できる書類の写しを添付してください。
- 雇用保険被保険者番号について、ご不明な点がございましたら、勤務先またはハローワークにお問い合わせください。

→ (3)



請求書等記入例 – 必要書類を含む –

年金請求書（様式第101号）

4-1. 現在の年金の請求状況についてご記入ください。

今回請求する年金の他に現在請求中の公的年金があれば○で囲んでください。
(請求中の年金がない場合は記入不要です。)

公的年金制度名			年金の種類
☐ ア. 国民年金法	☐ イ. 厚生年金保険法	☐ ウ. 船員保険法	☐ 老齢または退職
☐ エ. 国家公務員共済組合法	☐ オ. 地方公務員等共済組合法	☐ カ. 私立学校教職員共済法	☐ 障害
☐ キ. その他 ()			☐ 遺族

4-2. 雇用保険の加入状況についてご記入ください。

65歳になるまでの老齢厚生年金（特別支給の老齢厚生年金を含みます）を請求する方は以下をご記入ください。

(1) 雇用保険に加入したことがありますか。

☐ はい ・ ☐ いいえ



(1) で「いいえ」を○で囲んだ方は
(4) へお進みください。

(2) (1) で「はい」を○で囲んだ方は次の質問についてご記入ください。
年金請求書を提出する時点で、最後に雇用保険の被保険者でなくなった日から7年以上経過していますか。

☐ はい ・ ☐ いいえ



(2) で「はい」を○で囲んだ方は
次ページへお進みください。



(3) (2) で「いいえ」を○で囲んだ方は雇用保険被保険者番号(10桁または11桁)を左詰めでご記入ください。

22 雇用保険被保険者番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

※ (3) に記入した場合、雇用保険被保険者証等の番号が確認できる書類の添付が必要です。

(4) (1) で「いいえ」を○で囲んだ方は雇用保険に加入していなかった理由について、
次のアまたはイのいずれかをチェックしてください。

☒	ア	雇用保険の加入事業所に勤めていたが、雇用保険の被保険者から除外されていたため。 雇用保険法による適用事業所に雇用される者であるが、雇用保険被保険者の適用除外であり、雇用保険被保険者証の交付を受けたことがない。 (例 事業主、事業主の妻等)
☒	イ	雇用保険に加入していない事業所に勤めていたため。 雇用保険法による適用事業所に雇用されたことがないため、雇用保険被保険者証の交付を受けたことがない。

※ (5) は共済組合の加入期間がある方のみご記入ください。

(5) 60歳から65歳になるまでの間に、雇用保険の基本手当または高年齢雇用継続給付を受けていますか(または受けたことがありますか)。「はい」または「いいえ」を○で囲んでください。

☐ はい ・ ☐ いいえ



請求書等記入例 – 必要書類を含む –

年金請求書（様式第101号）

右の9ページを記入する際の注意事項

配偶者がいる方は、以下の点に留意してご記入ください。

配偶者について

- 配偶者とは、夫または妻のことをいいます。また、婚姻の届け出はしていなくても、事実上ご本人（年金を受ける方）と「婚姻関係と同様の状態にある方」を含みます。

加給年金額について

ご本人（年金を受ける方）によって、生計を維持されている配偶者または子がいる場合に、老齢厚生年金に加給年金額が加算されます。

- 厚生年金保険の被保険者期間が20年※以上ある方が、65歳到達時点（または定額部分支給開始年齢に到達した時点）で、その方に生計を維持されている下記の配偶者または子がいるときに加算されます。
- 65歳到達後、被保険者期間が20年※以上となった場合は、退職改定時または在職改定改定時に生計を維持されている下記の配偶者または子がいるときに加算されます。

※中高齢の資格期間の短縮の特例を受ける方は、厚生年金保険（一般）の被保険者期間が15～19年。

対象者	年齢制限
配偶者	・65歳未満であること (大正15年4月1日以前に生まれた配偶者には年齢制限はありません。)
子	・18歳になった後の最初の3月31日まで (国民年金法施行令別表に定める障害等級1級・2級の障害の状態にある場合は20歳未満)

配偶者が老齢年金や退職年金（厚生年金保険等の加入期間が20年以上あるもの（中高齢者等の資格期間の短縮の特例に該当する場合を含む。））の受給権を有したとき、または、障害年金を受けているときは、加給年金は支給停止されます。

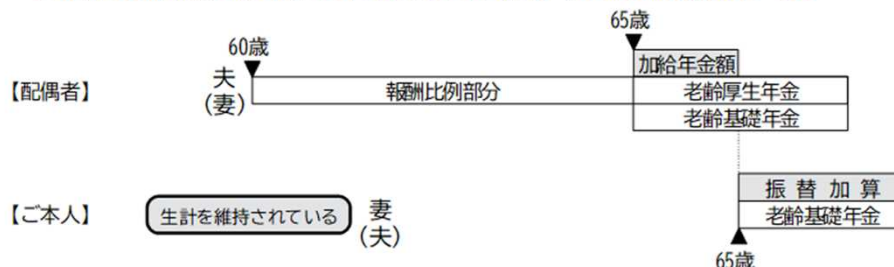
該当する方は「加給年金額支給停止事由該当届」の提出が必要となる場合がありますので、日本年金機構のホームページをご覧になるか、年金事務所にお問い合わせください。

振替加算について

振替加算は、ご本人（年金を受ける方）が配偶者によって生計を維持されている場合に、ご本人（年金を受ける方）の年金に加算されます。

- 配偶者の「特別支給の老齢厚生年金」や「老齢厚生年金」に加算される加給年金額は、ご本人（年金を受ける方）が65歳になると自分の老齢基礎年金を受けられるため、加算されなくなります。このとき、ご本人（年金を受ける方）が配偶者によって生計を維持されている場合に、ご本人（年金を受ける方）の老齢基礎年金の額に加算がされます。これを振替加算といいます。
- ご本人（年金を受ける方）の被保険者期間が20年以上※の老齢厚生年金（退職共済年金）等の受給権者であるときは、加算されません。

※中高齢の資格期間の短縮の特例を受ける方は、厚生年金保険（一般）の被保険者期間が15～19年。



加給年金額や振替加算の詳しい説明は、日本年金機構ホームページ(<https://www.nenkin.go.jp/>)に掲載しています。ご不明な点がございましたら、「ねんきんダイヤル」またはお近くの年金事務所にお問い合わせください。



請求書等記入例 – 必要書類を含む –

年金請求書（様式第101号）

5-1. 配偶者についてご記入ください。

(1) 配偶者はいますか。

☐ はい ・ ☐ いいえ



「いいえ」を○で囲んだ方は次ページへお進みください。

(2) (1)で「はい」を○で囲んだ方は、次の①～④についてご記入ください。

① 配偶者の氏名、生年月日、個人番号(または基礎年金番号)、性別についてご記入ください。

31 氏名	(フリガナ)	4 生年月日	3. 大正	年	月	日
	(氏)		5. 昭和			
3 個人番号※ (または 基礎年金番号)		性別	7. 平成	1. 男	2. 女	

※個人番号(マイナンバー)については、14ページをご確認ください。基礎年金番号(10桁)で届出する場合は左詰めでご記入ください。

② 配偶者の住所がご本人(年金を受ける方)の住所と異なる場合は、配偶者の住所をご記入ください。

郵便番号	
住所	(フリガナ) 市区 町 村 建物名

③ 配偶者について、現在請求中の公的年金があれば○で囲んでください。
(請求中の年金がない場合は記入不要です。)

公的年金制度名			年金の種類
☐ ア. 国民年金法	☐ イ. 厚生年金保険法	☐ ウ. 船員保険法	☐ 老齢または退職
☐ エ. 国家公務員共済組合法	☐ オ. 地方公務員等共済組合法	☐ カ. 私立学校教職員共済法	☐ 障害
☐ キ. その他()			☐ 遺族

④ 加給年金額および振替加算に関する生計維持の申し立てについてご記入ください。

ご本人(年金を受ける方)によって生計維持されている配偶者や子がいる場合、「加給年金額」が加算される場合があります。また、ご本人(年金を受ける方)が配偶者によって生計維持されている場合、「振替加算」が加算される場合があります。

以下の2つの要件を満たしているとき、「生計維持されている」といいます。

ア 生計を同じくしていること(例) 同居している。単身赴任等で住所が異なっているが生活費を共にしている。

イ 収入要件を満たしていること

年収850万円(所得655.5万円)以上を将来にわたって有しないことが認められること。

生計維持関係に関する申し立て

申立日(記入日) 令和 年 月 日

1. 上記の配偶者と生計を同じくしていますか。該当するものを○で囲んでください。

(同居している場合や、単身赴任等で住所が異なっているが生活費を共にしている場合は生計を同じくしていることとなります。)

☐ はい ・ ☐ いいえ

2. 上記の配偶者または本人の年収について、該当するものを○で囲んでください。

対象者	(1) 年収は850万円未満ですか。 (または所得655.5万円未満ですか。)	(1)で「いいえ」を○で囲んだ方のみご記入ください。 (2) おおむね5年以内に年収850万円 (所得655.5万円) 未満となる見込み がありますか。
配偶者 (加給年金額に関する申し立て)	☐ はい ・ ☐ いいえ	☐ はい※ ・ ☐ いいえ
本人 (振替加算に関する申し立て)	☐ はい ・ ☐ いいえ	☐ はい※ ・ ☐ いいえ

※(2)で「はい」を○で囲んだ方は、おおむね5年以内に年収850万円(所得655.5万円)未満となる見込みがあることが確認できる書類の添付が必要となります。



請求書等記入例 – 必要書類を含む –

年金請求書（様式第101号）

右の11ページを記入する際の注意事項

ご本人（年金を受ける方）によって生計を維持されている子がいる方は、以下の点に留意してご記入ください。

子について

ご本人（年金を受ける方）によって、生計を維持されている子がいる場合、加給年金額が加算されることがあります。（詳しくは、8ページをご確認ください。）

- 子とは、次のいずれかに該当する方を指します。
 - a : 18歳になった後の最初の3月31日までにある子
 - b : 20歳未満であって、国民年金法施行令別表に定める障害等級1級・2級の障害の状態にある子

（例）a の場合



* 障害状態にある子については、障害状態が確認できる医師または歯科医師の診断書等の添付が必要です。

* 加給年金額の対象となる子がいる場合は、11ページに子の氏名等をご記入ください。
対象となる子が3人を超える場合は4人目以降を別紙にご記入の上、この請求書に添付してご提出ください。
なお、別紙の様式については、日本年金機構のホームページに掲載していますので、ご活用ください。
届出用紙の郵送を希望される場合は、「ねんきんダイヤル」やお近くの年金事務所にお問い合わせください。

（個人番号（マイナンバー）による戸籍、住民票、所得証明書等の添付省略について）

マイナンバーによる情報連携の仕組みを利用して、情報の取得を行うことにより、戸籍、住民票、所得証明書等の添付書類の省略を行っています。なお、情報連携で情報の確認ができない場合は、引き続き戸籍、住民票、所得証明書等が必要となりますので、ご了承ください。

個人番号（マイナンバー）による添付省略の詳しい説明は、日本年金機構ホームページ(<https://www.nenkin.go.jp/>)に掲載しています。ぜひご利用ください。



請求書等記入例 – 必要書類を含む –

年金請求書（様式第101号）

5-2. 子についてご記入ください。

(1) 以下のいずれかに該当する「子」はいますか。

- ① 18歳になった後の最初の3月31日までにいる子
- ② 20歳未満であって、国民年金法施行令別表に定める障害等級1級・2級の障害の状態にある子

☒ はい ・ ☐ いいえ



「いいえ」を○で囲んだ方は次ページへお進みください。

(2) (1)で「はい」を○で囲んだ方は、次の①～②についてご記入ください。

- ① 子の氏名、生年月日、個人番号(マイナンバー)および障害の状態についてご記入ください。
(4人目以降は別紙にご記入ください。)

職員記入欄
別紙有無
☐ 有

欄	子の氏名	生年月日	障害の状態	診
A欄	32 (フリガナ) (氏) (名)	32 7. 平成 9. 令和 年 月 日	32 障害の状態 ある ・ ない	32 診
B欄	33 (フリガナ) (氏) (名)	33 7. 平成 9. 令和 年 月 日	33 障害の状態 ある ・ ない	33 診
C欄	34 (フリガナ) (氏) (名)	34 7. 平成 9. 令和 年 月 日	34 障害の状態 ある ・ ない	34 診

- ② 加給年金額に関する生計維持の申し立てについてご記入ください。

ご本人(年金を受ける方)によって生計維持されている子がある場合、「加給年金額」が加算される場合があります。

以下の2つの要件を満たしているとき、「生計維持されている」といいます。

- ア 生計を同じくしていること(例) 同居している。単身赴任等で住所が異なっているが生活費を共にしている。
- イ 収入要件を満たしていること
年収850万円(所得655.5万円)以上を将来にわたって有しないことが認められること。

生計維持関係に関する申し立て

申立日(記入日) 令和 年 月 日

1. 上記の子と生計を同じくしていますか。該当するものを○で囲んでください。
(同居している場合や、単身赴任等で住所が異なっているが生活費を共にしている場合は生計を同じくしていることとなります。)

☒ はい ・ ☐ いいえ

2. 上記の子の年収について、該当するものを○で囲んでください。

対象者	(1) 年収は850万円未満ですか。 (または所得655.5万円未満ですか。)	(1)で「いいえ」を○で囲んだ方のみご記入 ください。 (2) おおむね5年以内に年収850万円 (所得655.5万円) 未満となる見込み がありますか。
A欄の子	はい ・ いいえ	はい※ ・ いいえ
B欄の子	はい ・ いいえ	はい※ ・ いいえ
C欄の子	はい ・ いいえ	はい※ ・ いいえ

※(2)で「はい」を○で囲んだ方は、おおむね5年以内に年収850万円(所得655.5万円)未満となる見込みがあることが確認できる書類の添付が必要となります。



請求書等記入例 – 必要書類を含む –

年金請求書（様式第101号）

右の13ページを記入する際の注意事項

《作成（記入）時の注意事項》

- 「代理人」（委任を受ける方）欄については、ご本人（委任する方）が決められた代理人（受任する方）の氏名、ご本人との関係、住所、電話番号をご記入ください。
なお、法人を代理人とすることはできません。
- 「ご本人」欄については、委任状を作成（記入）した日付、ご本人の基礎年金番号、氏名（旧姓がある方は、その旧姓もご記入ください）、生年月日、住所、電話番号、委任する内容をご記入ください。
- 委任する内容について、1.～5.の項目から選んで○で囲んでください（5.を選んだ場合には委任する内容を具体的に記入ください）。
- 「年金の加入期間」や「見込額」などの交付については、希望される交付方法等をA. B.の項目から選んで○で囲んでください。

《来所時の注意事項》

- 代理人が来所される場合は、代理人の方の本人確認書類が必要です（代表的な本人確認書類は次の①～③です）。
 - ① 個人番号カード（マイナンバーカード）
 - ② 運転免許証
 - ③ パスポート

※本人確認書類に記載されている氏名および住所は、委任状に記載されているものと同じである必要があります。
上記①～③をお持ちでない場合は、お問い合わせください。
- 基礎年金番号通知書等の再交付については、取扱い上窓口での交付ができません。交付方法を、「A. 代理人に交付を希望する」を選んだ場合であっても、ご本人様の登録の住所あてに送付しますのでご了承ください。



請求書等記入例 – 必要書類を含む –

年金請求書（様式第101号）

6. 代理人に手続きを委任される場合にご記入ください。

委任状

代理人 *ご本人（委任する方）がご記入ください。

フリガナ			ご本人との関係	
氏名				
住所	〒 -		電話	- -
	建物名			

私は、上記の者を代理人と定め、以下の内容を委任します。

ご本人 *ご本人（委任する方）がご記入ください。

作成日 令和 年 月 日

基礎年金番号					-														
フリガナ																			
氏名					(旧姓)														
住所	〒 -																		
委任する内容	●委任する事項を次の項目から選んで○で囲んでください。5.を選んだ場合には委任する内容を具体的にご記入ください。 1. 年金および年金生活者支援給付金の請求について 2. 年金および年金生活者支援給付金の見込額について 3. 年金の加入期間について 4. 各種再交付手続きについて 5. その他(具体的にご記入ください) () ●「年金の加入期間」や「見込額」などの交付について A. 代理人に交付を希望する B. 本人あて郵送を希望する																		

※前頁の注意事項をお読みいただき、記入漏れのないようにお願いします。

なお、委任状の記入内容に不備があったり、本人確認ができない場合はご相談に応じられないことがあります。



請求書等記入例 – 必要書類を含む –

年金請求書（様式第101号）

右の15ページを記入する際の注意事項

「沖縄特例措置」について

- 昭和25年4月1日以前生まれの方はご記入ください。
昭和36年4月1日から昭和47年5月14日までに沖縄に住んでいたことがある場合は、沖縄に住んでいた当時の住所を明らかにすることができる書類の添付が必要な場合があります。
詳しくはお近くの年金事務所にお問い合わせください。

「個人番号（マイナンバー）」について

- 1ページに個人番号（マイナンバー）を記入することにより、生年月日に関する書類（住民票等）の添付が不要になる場合があります。また年1回の現況の確認（現況届）や住所変更等の提出が不要となります。
ただし、住民票の住所以外にお住まいの方などは、住所変更の届出が必要となる場合があります。
※ 共済組合等の加入期間がある方は、個人番号（マイナンバー）をご記入ください。

- 1ページに記入された請求者本人の個人番号（マイナンバー）については、個人番号（マイナンバー）が正しい番号であることの確認（番号確認）および提出する方が番号の正しい持ち主であることの確認（身元（実存）確認）が必要です。以下の(1)または(2)をご準備ください。
※ 配偶者、子および扶養親族の番号確認・身元（実存）確認書類の提出は必要ありません。

(1) 個人番号カード（マイナンバーカード）

番号確認と身元（実存）確認できる情報の両方が記載されているため、1種類で確認が可能です。

(2) 以下の2種類(㊦と㊧)1種類ずつをご準備ください。

㊦ 個人番号（マイナンバー）が記載されている書類から1種類

住民票（個人番号（マイナンバー）記載のもの）または通知カード（氏名、住所等が住民票の記載と一致する場合に限る）

㊧ 身元（実存）確認のできる書類から1種類

運転免許証、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード等
※ 身元（実存）確認のできる書類については、上記㊧以外にも提出可能な書類があります。ご不明な点等は年金事務所にお問い合わせください。

【窓口で提出される場合】

上記(1)個人番号カード（マイナンバーカード）または(2)の㊦と㊧1種類ずつの原本をご提示ください。

【郵送で提出される場合】

個人番号カード（マイナンバーカード）は、両面のコピーまたは(2)の㊦と㊧1種類ずつのコピーをご提出ください。

- ご記入いただいていない場合であっても、ご提出いただいた住民票情報等を基に、番号利用法（マイナンバー法）に基づき、個人番号（マイナンバー）を登録させていただきます。個人番号（マイナンバー）の登録後は、年1回の現況の確認（現況届）や住所変更等の届出が原則不要になります。

1 (2)



機構獨自項目

作成原因	7 進 達 番 号
6 01	



請求書等記入例 – 必要書類を含む –

年金請求書（様式第101号）

「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の記入方法

- 老齢年金は、所得税法の規定により、その支払いを受ける際に源泉徴収が行われます。そのため、配偶者控除等各種控除を受けるためには、原則として17ページの「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」（以下「申告書」という）を提出する必要があります。氏名、生年月日、住所、基礎年金番号をご記入いただき、下の「記入上の注意事項」をお読みいただき、必要事項をご記入ください。
- この申告書に記入した扶養親族等の状況に応じて所得控除を行い、源泉徴収額の計算を行うことになります。また、所得税法の規定により、扶養親族等の個人番号（マイナンバー）をご記入ください。なお、国民年金の老齢基礎年金のみの請求をする方は、源泉徴収等が不要な年金額のため記入する必要はありません。
- 老齢年金から源泉徴収される所得税は、給与所得のように年末調整が行われないことから、その年に納付すべき税額との差額は確定申告により精算する必要があります。ただし、その年中の公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、その公的年金等の全部が源泉徴収の対象となる場合において、その年分の公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下であるときは、その年分の所得税について確定申告は要しません。詳しくは、国税庁のホームページをご確認いただくか、お近くの税務署にお尋ねください。
- 給与等の所得のある方が、その給与等の支払者に提出した「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」に記入した扶養親族等と同じ扶養親族等をこの申告書に記入した場合には、双方の所得について重複して所得控除が行われることになるため、確定申告により所得税額を納付することになります。

記入上の注意事項

- あ** 『源泉控除対象配偶者または障害者に該当する同一生計配偶者』欄は、下記（注）を参照し、該当する場合のみ、配偶者の氏名等を記入してください。
配偶者が「配偶者の区分」に記載されている年金収入に該当する場合は、「配偶者の区分」に○をつけてください。
12月31日現在で70歳以上の方については、『老人』を○で囲んでください。
- （注）この欄に記入する配偶者は、請求者本人と生計を一にする配偶者で、配偶者の収入が「配偶者の区分」の記載に該当するか、合計所得金額が95万円以下となる方です。婚姻届を提出していない方は対象にはなりませんのでご注意ください。
また、配偶者の収入が「配偶者の区分」の記載を超えるか、合計所得金額が48万円を超える場合は、障害者控除、老人控除は受けられません。
- い** 「控除対象扶養親族（16歳以上）」欄は、扶養親族のうち、年金を請求する年の12月31日現在で16歳以上の方をご記入ください。
- ・ 12月31日現在で19歳以上23歳未満の方については「特定扶養親族」に該当しますので、『特定』を○で囲んでください。
 - ・ 12月31日現在で70歳以上の方については「老人扶養親族」に該当しますので、『老人』を○で囲んでください。
- 「扶養親族（16歳未満）」欄は、扶養親族のうち、年金を請求する年の12月31日現在で16歳未満の方をご記入ください。
- ・ 16歳未満の扶養親族については、扶養控除の対象外となりますが、障害者に該当する場合は障害者控除が適用されます。
- 「控除対象扶養親族（16歳以上）」欄および「扶養親族（16歳未満）」欄に記入する「扶養親族」とは、年金を受ける方と生計を同じくする配偶者以外の親族で、合計所得金額が48万円以下の方のことをいいます。
- う** 「障害」欄および「本人障害」欄は、普通障害者の場合は『普通障害』、特別障害者の場合は『特別障害』を○で囲んでください。また、障害者に該当する方がいる場合は、「摘要」欄に、氏名、身体障害者手帳等の種類と交付年月日、障害の程度（等級など）をご記入ください。
- 『特別障害』とは、身体障害者等級が1級または2級に該当するか、重度の精神障害等をいい、『普通障害』とは、特別障害以外の障害をいいます。
- え** 「寡婦等」欄は、請求者本人が寡婦の場合は『寡婦』、ひとり親の場合は『ひとり親』を○で囲んでください。
- ・ 『寡婦』とは受給者ご本人で、以下の（1）または（2）のどちらかに該当する方のうち、ご本人の所得（年金を請求する年）の見積額が500万円以下である方をいいます。
（1）以下の①・②のどちらかに該当する方で、扶養親族（子以外）のある方
①夫と死別・離婚した後、婚姻していない方
②夫の生死が明らかでない方
（2）以下の①・②のどちらかに該当する方で、扶養親族のいない方
①夫と死別した後、婚姻していない方
②夫の生死が明らかでない方
 - ・ 『ひとり親』とは、受給者ご本人で、以下のいずれかに該当する方のうち、生計を一にする子がいて、かつ、ご本人の所得（年金を請求する年）の見積額が500万円以下である方をいいます。
①配偶者と死別・離婚した後、婚姻していない方
②婚姻歴のない方
③配偶者の生死が明らかでない方
- * 「生計を一にする子」とは、他の方の同一生計配偶者または扶養親族とされておらず、所得（年金を請求する年）の見積額が48万円以下の子をいいます。
* ご本人や扶養親族の所得見積額が基準額を超える場合、退職所得を除くと基準額以下となる場合は、「寡婦等」欄の『地方税控除』を○で囲んでください。
* 住民票の続柄欄に「夫（未婚）」、「妻（未婚）」、またはこれらと同様の記載がある方は、「寡婦」および「ひとり親」には該当しません。
- お** 受給者本人の合計所得額が900万円を超える場合は、○をつけてください。
- か** 扶養親族等の対象者で別居している方がいる場合は、区分の『別居』を○で囲み、「摘要」欄に、その方の氏名と住所をご記入ください。
また、扶養親族等の対象者と同居している場合は、区分の『同居』を○で囲んでください。
- き** 「所得金額」欄は、年金を請求する年の所得金額（見積額）をご記入ください。例えば、給与所得がある場合、給与の収入金額から給与所得控除額を差し引いた金額となります。
- く** 所得金額に退職所得が含まれている場合は、「摘要」欄にその方の氏名と退職所得がある旨、および退職所得を除いた所得金額をご記入ください。

国外にお住まいの扶養親族等がいる場合の提出方法

控除対象となる配偶者または扶養親族が非居住者（※1）の場合は、その方の「非居住」を○で囲み、「摘要」欄にその方の氏名、住所、非居住である旨を記入し、親族関係書類（※2）を申告書と一緒に提出してください。

※1 「非居住者」とは、国内に住所を有さず、かつ、現在まで引き続いて1年以上国内に居所を有しない方をいいます。

※2 「親族関係書類」とは、次の①または②のいずれかの書類で、その非居住者があなたの配偶者または親族であることを証するものをいいます。

なお、これらの書類が外国語により作成されている場合には、日本語での翻訳文も必要になります。

①戸籍の附票の写しその他の国または地方公共団体が発行した書類およびその配偶者または扶養親族の旅券の写し

②外国政府または外国の地方公共団体が発行した書類（その配偶者または扶養親族の氏名、生年月日および住所または居所の記載があるものに限り。）

国外にお住まいの配偶者以外の扶養親族がいる場合の記入方法

配偶者以外の扶養親族が非居住者の場合は、その方の「非居住」を○で囲み、「摘要」欄にその方の氏名、住所、非居住である旨および、①～④のいずれかに該当する番号をご記入ください。該当しない場合、控除は受けられません。親族関係書類を申告書と一緒に提出してください。

①対象者の年齢が30歳未満または70歳以上である

②対象者が①に該当せず、留学のため国内に住所を有しなくなった（留学生であることを証明する書類の添付が必要です）

③対象者が①に該当せず、障害者に該当する

④対象者が①に該当せず、年金受給者より、その年において、生活費または養育費に充てるための送金を年間38万円以上受ける見込みがある



請求書等記入例 – 必要書類を含む –

年金請求書（様式第101号）

3. 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書についてご記入ください。

提出年	令和	年	提出日	令和	年	月	日提出	1	1	5	0
-----	----	---	-----	----	---	---	-----	---	---	---	---

- (1) ご本人（年金を受ける方）の氏名、生年月日、住所、基礎年金番号を記入してください。
ご本人自身が障害者・寡婦等に該当しない場合は、下記事項を○で囲む必要はありません。

氏名	(フリガナ) (氏)	(名)	生年月日	1期 3大 5期	年	月	日
住所	(フリガナ) 市区 町 村 建物名						
郵便番号				電話番号	— —		
基礎年金番号							
本人障害	1. 普通障害 2. 特別障害	え 寡婦等	1. 寡婦 2. ひとり親 地方税控除 (退職所得を除く) 4. 寡婦 5. ひとり親	お 本人所得	年間所得の見積額が 900万円を超える		

- (2) 上記の提出年の扶養親族等の状況についてご記入ください。

「うかきく」については「摘要」欄に記入が必要な場合があります。16ページの各欄の説明をご覧ください。
(ご本人に控除対象配偶者や扶養親族がない場合は、下記事項を記入する必要はありません。)

あ	フリガナ 氏 名	続柄	生年月日	う	か	きく
	個人番号（マイナンバー）	種別	障 害	同居・別居 の区分	所得金額	
源泉控除対象 配偶者 または 障害者に該当 する同一生計 配偶者		1. 夫 2. 妻	1期 3大 5期 7平 年 月 日	1. 普通障害 2. 特別障害	1. 同居 2. 別居 1. 非居住	万円（年間）
	配偶者の 区分	収入が年金のみで、以下のいずれかに該当する。 1. 65歳以上の場合、年金額が158万円以下 2. 65歳未満の場合、年金額が108万円以下		機構 使用欄 (本人所得と配偶者所 得、退職所得の有無から 該当するコードを記載)		
控除対象 扶養親族 (16歳以上)			1期 3大 5期 7平 9令 年 月 日	1. 普通障害 2. 特別障害	1. 同居 2. 別居 1. 非居住	万円（年間）
			1. 特定 2. 老人	1. 普通障害 2. 特別障害	1. 同居 2. 別居 1. 非居住	万円（年間）
扶養親族 (16歳未満)			7平成 9令和 年 月 日	1. 普通障害 2. 特別障害	1. 同居 2. 別居 1. 非居住	万円（年間）
			7平成 9令和 年 月 日	1. 普通障害 2. 特別障害	1. 同居 2. 別居 1. 非居住	万円（年間）
う か き く	摘要					

*提出年より前に年金が受けられる場合は、過去の年分の扶養親族等申告書をすべて提出していただくことになります。
(申告書は年金事務所に用意してあります)

*「扶養親族（16歳未満）」欄は、地方税法第45条の3の3および第317条の3の3の規定による「公的年金等受給者の扶養親族等申告書」の記載欄を兼ねています。

*控除対象配偶者や扶養親族の個人番号を確認する書類は提出する必要はありません。

(年金の支払者) 官署支出官 厚生労働省年金局事業企画課長 法人番号 6000012070001



請求書等記入例 – 必要書類を含む –

年金請求書（様式第101号）

年金請求書の提出先について

この年金請求書は、提出先をご確認のうえ、郵送または窓口へご持参ください。

（提出前に添付書類が揃っていることをご確認ください）

*窓口での手続きには、予約相談をご利用ください。お申し込みは「ねんきんダイヤル」へ！



*国民年金第1号被保険者とは、日本国内に住所のある20歳以上60歳未満の自営業者・農業者とその家族、学生、無職の方です。

*国民年金第3号被保険者とは、厚生年金保険の被保険者(民間会社員等)や共済組合の組合員(公務員等)に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者(年収が130万円未満の方)です。

●年金請求書の受付は、全国どここの年金事務所および街角の年金相談センターでも承っております。

※共済組合等の加入期間がある方についても、年金事務所へ年金請求書を提出することで、共済組合等に加入していた期間の年金を請求することが可能です。

「公金受取口座」の利用・登録

○公金受取口座登録制度とは

●公金受取口座登録制度とは、国民の皆さまが金融機関にお持ちの預貯金口座について、一人一口座、給付金等の受取のための口座として、国（デジタル庁）に任意で登録していただく制度です。詳しくは、デジタル庁ホームページ「公金受取口座登録制度」をご確認ください。

(<https://www.digital.go.jp/policies/account-registration/>)

また、口座情報登録・連携システム利用に関する利用規約もあわせてご確認ください。

(<https://img.myna.go.jp/html/account-registration-riyoutakiyaku.html>)

●公金受取口座の登録、登録状況の確認や登録口座の変更、削除を行う場合は、マイナポータルからお手続きください。

○年金振込先に公金受取口座を利用する場合の注意点

●公金受取口座を変更しても、年金の受取口座は変更されません。

●年金の受取口座を変更する場合には、公金受取口座の変更手続きとは別に「年金受給権者受取機関変更届」の提出が必要です。

●また、公金受取口座での年金受取をやめ、別の口座を年金受取口座として指定する場合も「年金受給権者受取機関変更届」の提出が必要です。

○年金振込先の口座を公金受取口座に登録する場合の確認事項

●年金振込先の口座を公金受取口座に登録することに同意（「1. 登録する」に○印を記入）した場合は、年金受取口座の情報は個人番号（マイナンバー）等とともに登録され、口座情報は公的給付を支給する行政機関等に提供されます。ただし、海外に居住している方は、年金請求時における公金受取口座登録の対象外となるため、公金受取口座の登録意思欄への記入は不要です。

●公金受取口座の登録結果は国（デジタル庁）から送付されます。なお、マイナポータルを開設済みの方は、マイナポータル上で通知されます。

●公金受取口座の登録には時間がかかる場合があります。お急ぎの方はマイナポータルでの登録をお願いします。



請求書等記入例 – 必要書類を含む –

年金請求書（様式第101号）

<請求書3ページ>

3. これまでの年金の加入状況についてご記入ください。

(1) 年金制度の被保険者または組合員となっていた期間について、下記の履歴欄にご記入ください。

履歴(公的年金制度加入経過)		被保険者記録照会回答票を添付する場合は、以下にチェックしてください。	
※できるだけ詳しく、正確にご記入ください。 (正確に記入できなかった場合は記入不要です。)		☒ 被保険者記録照会回答票の記載内容と相違ない	
(1) 事業所(船舶・青果)の名称および船名 であったとき、その船名	(2) 事業所(船舶所有者)の所在地または 国民年金加入時の住所	(3) 勤務期間または国民年金 の加入期間	(4) 加入していた 年金制度の種類
最初	八王子市〇〇 X-X-XXXX	(自) S58年4月9日 (至) S60年9月19日	1. 国民年金 2. 厚生年金保険 3. 厚生年金(船員)保険 4. 共済組合等
2	〇〇建設(株) X-X	(自) S60年9月20日 (至) H3年3月31日	1. 国民年金 2. 厚生年金保険 3. 厚生年金(船員)保険 4. 共済組合等
3	〇〇化学(株) 〇〇〇〇支店	(自) H3年4月1日 (至) 令和5年3月31日	1. 国民年金 2. 厚生年金保険 3. 厚生年金(船員)保険 4. 共済組合等

加入していた年金制度が国民年金のときは、記入不要です。

被保険者記録照会回答票をお持ちの方は、☒することで、履歴欄の記入を省略できます。被保険者記録照会回答票の内容をご確認いただき、相違なければ、☒してください。

事業所(会社)の名称、所在地が現在変わっている場合でも、勤務していた当時のものをご記入ください。

(2) 改姓・改名をしているときは、旧姓および変更した年月日をご記入ください。※年金記録の確認に使用します。

旧姓名	フリガナ	新姓名	フリガナ
厚年太郎	コウネン タロウ	タロウ	タロウ
変更日	昭和XX年XX月XX日	変更日	年 月 日

年金記録の確認のため、旧姓名をご記入ください。
3回以上改姓・改名をしている場合は、余白にご記入ください。

<請求書5ページ>

(3) は保険料納付済期間(厚生年金保険や共済組合等の加入期間を含む)および保険料免除期間の合計が25年未満の方のみご記入ください。

(3) 20歳から60歳までの期間における婚姻期間や年金に加入していない期間等について、以下の該当する項番をチェックしてください。
(以下の①～⑧に該当する場合は、添付書類が必要となる場合があります※。)

※以下の書類のほか、受給資格期間の確認のため、別途、他の書類の提出をお願いすることがありますので、お近くの年金事務所へ事前にご相談ください。

項番	確認項目(記入欄)	必要な書類の例
①	☒ 昭和61年3月以前に婚姻していた期間がある →過去に婚姻していた相手方について以下にご記入ください。 (現在婚姻中の相手方については、9ページにご記入ください。) カナ氏名： 漢字氏名： ※生年月日：()年 月 日 ※基礎年金番号： ※生年月日や基礎年金番号はわかる範囲でご記入ください。 複数いる場合は、余白にご記入ください。	・婚姻期間が確認できる戸籍謄本または戸籍抄本※ ※結婚から離婚または死亡まで確認できるもの。複数回離婚されている場合は、すべての戸籍全部事項証明
②	☒ 海外に住んでいたことがある	・海外に住んでいた期間が確認できる戸籍の附票の写し
③	☒ 外国籍である(あった)方で、65歳の誕生日の前日(65歳の誕生日の前々日)までに帰化又は永住許可を受けている	以下のいずれかの書類 ・帰化日が確認できる戸籍謄本または戸籍抄本 ・永住許可年月日が記載された在留カード等 ・特別永住者証明書
④	☒ 平成3年3月以前に大学院・大学・短期大学・専修学校・各種学校の学生であったことがある(夜間部・通信制は除く。)	・在籍(期間)証明書等
⑤	☒ 昭和61年3月以前に本人または配偶者が、国会議員・地方議会議員であったことがある	・国会議員、地方議会議員の期間を証明できる書類
⑥	☒ 昭和61年3月以前に国民年金の任意脱退の承認を受けたことがある	・都道府県知事等の承認により国民年金の被保険者とされなかった期間が確認できる書類
⑦	☒ 本人または配偶者が、4ページの最下段に記載の年金または恩給を受けていたことがある	・年金または恩給を受けていたことが確認できる証書等
⑧	☒ 上記①～⑦に該当しない	・なし

保険料納付済期間(厚生年金保険や共済組合等の加入期間を含む)および保険料免除期間の合計が25年未満の場合は、項番①～⑧をご確認いただき、該当する項目にご記入ください。
なお、項番①～⑦に該当する場合は、添付書類が必要となる場合があります。必要書類は事前にお近くの年金事務所にご確認ください。

※年金請求書を共済組合等に提出する場合は、上記の項目に関して、年金事務所から年金加入期間確認通知書(合算対象期間用)の発行を受け、年金請求書と合わせて提出する必要があります。



＜請求書7ページ＞

4-1. 現在の年金の請求状況についてご記入ください。

今回請求する年金の他に現在請求中の公的年金があれば○で囲んでください。
(請求中の年金がない場合は記入不要です。)

公的年金制度名			年金の種類
☒ 国民年金法	☒ 厚生年金保険法	☒ 船員保険法	☒ 新設または退職年金
☒ 国家公務員共済組合法	☒ 地方公務員等共済組合法	☒ 私立学校教職員共済法	☒ 遺族年金
☒ その他			☒ 遺族年金

4-2. 雇用保険の加入状況についてご記入ください。

65歳になるまでの高齢厚生年金（特別支給の老齢厚生年金を含みます）を請求する方は以下をご記入ください。

(1) 雇用保険に加入したことがありますか。

はい

いいえ

(1)で「いいえ」を○で囲んだ方は(4)へお進みください。

(2) (1)で「はい」を○で囲んだ方は次の欄についてご記入ください。
年金請求を出す時点で、最後に雇用保険の被保険者でなくなった日から3年以上経過していますか。

はい

いいえ

(2)で「はい」を○で囲んだ方は次ページへお進みください。

(3) (2)で「いいえ」を○で囲んだ方は雇用保険被保険者番号(10桁または11桁)を左端までご記入ください。

雇用保険被保険者番号:

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

※ (3)に記入した場合、雇用保険被保険者証等の番号が確認できる書類の添付が必要です。

(4) (1)で「いいえ」を○で囲んだ方は雇用保険に加入していなかった理由について、次のアまたはイのいずれかをチェックしてください。

☒ ア	雇用保険の加入事業所に勤めていたが、雇用保険の被保険者から除外されていたため。 雇用保険法による適用事業所に雇用される者であるが、雇用保険被保険者の適用除外であり、雇用保険被保険者証の交付を受けたことがない。 (例 事業主、事業主の妻等)
☒ イ	雇用保険に加入していない事業所に勤めていたため。 雇用保険法による適用事業所に雇用されたことがないため、雇用保険被保険者証の交付を受けたことがない。

※(5)は非該当組合の加入開始がある方のみにご記入ください。

(5) 65歳から69歳になるまでの間に、雇用保険の基本手当または高年齢雇用継続給付を受けていますか(または受けたことがありますか)。「はい」または「いいえ」を○で囲んでください。

はい

いいえ

現在請求中の公的年金があれば、○で囲んでください。

なお、2つ以上の年金を受ける権利を得た場合は、原則として、どちらか一方の年金を選択することになり、もう一方の年金は支給停止になります。詳しくは、「ねんきんダイヤル」またはお近くの年金事務所にお問い合わせください。

※ (2)で「いいえ」を○で囲んだ場合は、直近に交付された雇用保険被保険者証等に記載された雇用保険被保険者番号を(3)にご記入ください。

(1)で「いいえ」を○で囲んだ方は、(4)の記入が必要です。

＜請求書9ページ＞

5-1. 配偶者についてご記入ください。

(1) 配偶者はいますか。

はい

いいえ

(1)で「いいえ」を○で囲んだ方は次ページへお進みください。

(2) (1)で「はい」を○で囲んだ方は、次の1～4までにご記入ください。

① 配偶者の氏名、生年月日、個人番号(または基礎年金番号)、別居している場合は別居先住所

氏名	生年月日	個人番号(または基礎年金番号)	性別	別居先住所
年金花子	XXXX年XX月XX日	XXXXXXXXXXXX	男	XXXX年XX月XX日

※ 個人番号(マイナンバー)については、14～17桁までご記入ください。基礎年金番号(10桁)を記入する場合は左端までご記入ください。

② 配偶者の住所が本人(年金を受ける方)の住所と異なる場合は、配偶者の住所をご記入ください。

郵便番号	住所
XXXX-XXXX	XXXX-XXXX

③ 配偶者について、現在請求中の公的年金があれば○で囲んでください。
(請求中の年金がない場合は記入不要です。)

公的年金制度名			年金の種類
☒ 国民年金法	☒ 厚生年金保険法	☒ 船員保険法	☒ 新設または退職年金
☒ 国家公務員共済組合法	☒ 地方公務員等共済組合法	☒ 私立学校教職員共済法	☒ 遺族年金
☒ その他			☒ 遺族年金

④ 加給年金額および無給加算に関する生計維持の申立についてご記入ください。

ご本人(年金を受ける方)によって生計維持されている配偶者や、ご本人(年金を受ける方)が配偶者によって生計維持されている場合、「加給年金」が加算される場合があります。以下の2つの要件を満たしているとき、「生計維持」されていると見なされます。

ア 生活が同一であること(同一住所) 同一住所、専ら同居しているが生活費を共にしていない。

イ 収入要件を満たしていること
配偶者の月平均所得(5万円以上)を超過した上で、ご本人が収入を得ていること。

生計維持関係に関する申立書

申立日: 令和XX年XX月XX日

1. 上記の配偶者と生計を同じくしていますか。該当するものを○で囲んでください。
(同居している場合や、専ら同居しているが生活費を共にしていない場合は生計を同じくしていないこととなります。)

はい

いいえ

2. 上記の配偶者または本人の年収について、該当するものを○で囲んでください。

対象者	(1) 年収は850万円未満ですか。 (または所得655.5万円未満ですか。)	(2) (1)で「いいえ」を○で囲んだ方のみご記入ください。 (3) おおむね50万円以上550万円未満(所得65.5万円)未満となる見込みがありますか。
配偶者 (加給年金に関する所定)	はい	いいえ
本人 (無給加算に関する所定)	はい	いいえ

※ (2)で「はい」を○で囲んだ方は、おおむね55万円以内(年収850万円(所得655.5万円)未満となる見込みがあることが確認できる書類の添付が必要となります。)

生計を同じくしている配偶者がいる場合に記入してください。

配偶者のマイナンバーを記入いただくことで、戸籍の添付を省略できる場合があります。

ご本人(年金を受ける方)によって生計を維持されている配偶者がいる場合または、ご本人(年金を受ける方)が配偶者によって生計を維持されている場合は「生計維持関係に関する申立書」をご記入ください。

1.で「はい」を○で囲んだ場合、同居の事実を明らかにすることができる住民票(コピー不要)が必要です。

※ マイナンバーを記入した方の住民票は不要です。

収入について証明する書類が必要です。

※ マイナンバーを記入した方の収入について証明する書類は不要です。

生計維持に関する④の説明をお読みいただき、「加給年金額」に該当する場合は、上段の「はい」を○で囲んでください。「振替加算」に該当する場合は、下段の「はい」を○で囲んでください。どちらにも該当する場合は、上下段両方の「はい」を○で囲んでください。



請求書等記入例 – 必要書類を含む –

年金請求書記載例（様式第101号）

＜請求書11ページ＞

5-2. 子についてご記入ください。

- (1) 以下のいずれかに該当する「子」はいますか。
① 18歳になった後の最初の3月31日までにある子
② 20歳未満であって、国民年金法施行令別表に定める障害等級1級・2級の障害の状態にある子

はい・いいえ

「いいえ」を○で囲んだ方は次ページへお進みください。

- (2) (1)で「はい」を○で囲んだ方は、次の①～②についてご記入ください。

- ① 子の氏名、生年月日、個人番号(マイナンバー)および障害の状態についてご記入ください。
(4人目以降は別紙にご記入ください。)

子	氏名	生年月日	障害の状態
A欄	年金 太郎	平成 10 年 10 月 10 日	ある
B欄			
C欄			

- ② 加給年金額に関する生計維持の申し立てについてご記入ください。

ご本人(年金を受ける方)によって生計維持されている子がいる場合、「加給年金額」が加算される場合があります。

以下の2つの条件を満たしているとき、「生計維持されている」といいます。
ア 生計を同じくしていること(例) 同居している。専業主婦等で住所が異なっているが生活費を共にしている。
イ 収入要件を満たしていること
年収850万円(所得655.5万円)以上を将来にわたって有しないことが認められること

生計維持関係に関する申し立て

申し立て 令和 XX 年 XX 月 XX 日

1. 上記の子と生計を同じくしていますか。該当するものを○で囲んでください。
(同居している場合、専業主婦等で住所が異なっているが生活費を共にしている場合は生計を同じくしていることとなります。)

はい・いいえ

2. 上記の子の年収について、該当するものを○で囲んでください。

対象者	(1) 年収は850万円未満ですか。 (または所得655.5万円未満ですか。)	(2) 年収850万円(所得655.5万円)未満となる見込みがありますか。
A欄の子	はい	はい
B欄の子	いいえ	いいえ
C欄の子	いいえ	いいえ

※(2)で「はい」を○で囲んだ方は、おおむね5年以内に年収850万円(所得655.5万円)未満となる見込みがあることが確認できる書類の添付が必要となります。

11

生計を同じくしている子がいる場合にご記入ください。

※「子」とは、18歳になった年度の3月31日までの間の子、または20歳未満で障害等級1級・2級の障害状態にある子

「ある」を○で囲んだ場合は、診断書の提出が必要です。

※対象となる子が3人を超える場合は、4人目以降を別紙にご記入の上、請求書に添付してください。なお、別紙の様式については、日本年金機構のホームページに掲載していますので、ご活用ください。

子のマイナンバーを記入いただくことで、戸籍の添付を省略できる場合があります。

ご本人(年金を受ける方)によって生計を維持されている子がいる場合は、「生計維持関係に関する申し立て」をご記入ください。

1. で「はい」を○で囲んだ場合、同居の事実を明らかにすることができる住民票(コピー不可)が必要です。

※子のマイナンバーを記入した場合、住民票は不要です。

収入について証明する書類が必要です。

※子のマイナンバーを記入した場合、収入について証明する書類は不要です。

＜請求書13ページ＞

6. 代理人に手続きを委任される場合にご記入ください。

委任状	
代理人 *ご本人(委任する方)にご記入ください	
フリガナ コノネ サブロー	ご本人との関係 会社の同僚
氏名 国年 三郎	
〒168-XX XX 電話 090-XX XX-XX XX	
住所 杉並区 〇〇〇〇 9-9-9	建物名 〇〇マンション101

私は、上記の者を代理人と定め、以下の内容を委任します。

ご本人 *ご本人(委任する方)にご記入ください	
基礎年金番号	作成日 令和 XX 年 XX 月 XX 日
フリガナ 年金 太郎	生年月日 大正 昭和 XX 年 XX 月 XX 日
氏名 年金 太郎	
〒168-0071 電話 090-XXXX-XXXX	
住所 杉並区高井戸西3丁目5番24号	建物名
●委任する事項は次の範囲から選んで○で囲んでください。5.を選んだ場合には委任する内容を具体的に記入してください。 ① 年金および年金生活者支援給付金の請求について ② 年金および年金生活者支援給付金の受給開始について ③ 年金の加入期間について ④ 給付金交付開始について その他(具体的に記入してください)	
委任する内容	
●年金の加入期間、や「受給額」などの交付について A. 代理人に交付を希望する B. 本人が交付を希望する	

※給付の生活費をお預けいただき、記入されないようお願いします。
なお、委任状の記入内容に間違いがあったり、本人確認ができない場合は一部に訂正を必要とする場合があります。

13

■個人番号(マイナンバー)による戸籍、住民票、所得証明書等の添付省略について

マイナンバーによる情報連携の仕組みを利用して、情報の取得を行うことにより、戸籍、住民票、所得証明書等の添付省略を行っています。

なお、以下の場合については、原則、戸籍、住民票、所得証明書等が必要となります。

- ・マイナンバーにより情報連携ができない場合(マイナンバーのご記入がない場合等)
- ・過去5年分より前の住民票又は所得証明書等が必要な場合
- ・令和4年1月10日以前に亡くなった方の情報を確認するために戸籍が必要な場合
- ・戸籍の電算化前に別の戸籍に移った方の情報を確認するために戸籍が必要な場合(※)

※市区町村の電算化の時期によってはマイナンバーによる情報連携で確認ができない場合がありますので、ご了承ください。戸籍の電算化については、平成6年より順次行われており、令和2年9月28日に全市区町村で完了しています。



75



● 老齡基礎年金支給繰上げ請求書（繰上げ請求する場合）

厚生年金保険・国民年金 老齢厚生年金・老齢基礎年金支給繰上げ請求書

※基礎年金番号(10桁)で届出する場合は左詰めでご記入ください。

電話番号 () - () - ()



請求書等記入例 – 必要書類を含む –

場合に応じて提出・添付するもの②

- 老齢基礎年金支給繰下げ申出書（年金の請求と同時に繰下げ申出する場合）

様式第103-1号

老齢基礎年金・老齢厚生年金 支給繰下げ申出書

平成19年4月1日以後に老齢厚生年金の受給権を有した方が老齢基礎年金または老齢厚生年金の繰下げを希望するときの申出書

※基礎年金番号（10桁）で振出する場合はお願ひで記入ください。		課 所 符 号	進 達 番 号
① 個人番号(または基礎年金番号)			
② 氏 名	(フリガナ) _____ (氏 名) _____		
③ 生年月日	大正・昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日		
④ 住 所	_____ TEL(_____)—(_____)—(_____) _____		
⑤ 繰下げを希望する年金に○印をご記入ください。	1. 老齢基礎年金の繰下げを申し出します。 2. 老齢厚生年金の繰下げを申し出します。 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日		

注 意 事 項

- この申出書は、65歳以後に老齢基礎年金および老齢厚生年金の裁定の請求を行い、いずれかの年金について支給の繰下げを希望するときに必要な届書です。
なお、平成19年3月31日前に老齢厚生年金の受給権が発生した方は、様式第103号の申出書で届け出てください。

【詳しくは裏面をご覧ください】

- 65歳の誕生日の前日から、66歳の誕生日の前日までに、他の年金（※）の受給権を有したことがあるときは、支給繰下げの申し出をすることができません。
- 66歳の誕生日以後、他の年金（※）の受給権を有したことがある方が、それ以後、支給繰下げの申し出をした場合は、他の年金の受給権を有した日において支給繰下げの申し出があったとみなされます。
- この申請書は、年金請求書（国民年金・厚生年金保険老齢給付）（様式第101号）と同時に提出してください。
- 黒インクのボールペンで記入してください。鉛筆や、摩擦に伴う温度変化等により消色するインクを用いたペン又はボールペンは、使用しないでください。

※ 他の年金とは、老齢基礎年金の場合は、障害基礎年金・障害厚生年金・障害共済年金等の障害給付や遺族基礎年金・遺族厚生年金・遺族共済年金等の遺族給付をいいます。老齢厚生年金の場合は、上記の年金から障害基礎年金・旧法国民年金の障害年金を除いた残りの年金をいいます。





請求書等記入例 – 必要書類を含む –

場合に依じて提出・添付するもの③

● 年金受給選択申出書（他の年金を受け取っている場合）

国民年金 共済年金 厚生年金保険		年金受給選択申出書		日本年金機構		二次元コード																					
※裏面の「年金受給選択申出に関するご確認事項」を必ずお読みください。 年金受給の選択は、将来に向かって変更することができます。																											
基礎年金番号(10桁)で届出する場合は左詰めでご記入ください。				令和 年 月 日 提出																							
①	個人番号 (または基礎年金番号)																										
②	選択方法	下欄のアからエのうち、いずれかに○を付してください。 ア 国から支給される年金額を比較して、年金額が高い方を選択する ⇒③欄に年金額の高い年金コード、④欄にそれ以外の年金コードをご記入ください。 (注) 額の比較にあたっては、企業年金などの支給の有無や金額は考慮されません。国の年金以外に企業年金など支給される場合で、その支給の有無や金額について考慮を要とする場合は(ア)をご記入ください。 イ 選択する年金を具体的に指定する ⇒③欄に選択する年金コード、④欄にそれ以外の年金コード、⑥欄に受ける年金を指定する理由をご記入ください。 (注) 企業年金や特別年金など国の支給する年金以外の要素を考慮した結果、国の支給する年金のうち年金額が低い方を選択する場合または年金額の高低にかかわらず受給する年金の種別が決定している場合(イ)をご記入ください。																									
③	選択する年金の年金証書の年金コード(支給停止の解除を申請する年金)																										
④	選択する年金以外の年金証書の年金コード																										
⑤	65歳以上で障害給付の受給を選択する場合の併給方法	下欄のアからエのうち、いずれかに○を付してください。 ア 障害基礎年金と障害厚生(共済)年金(※同一事由によるもの) イ 障害基礎年金と老齢厚生年金(退職共済年金)、または、障害基礎年金(※)と遺族厚生年金(遺族共済年金) ウ 障害基礎年金と老齢厚生年金(退職共済年金)の1/2と遺族厚生年金(遺族共済年金)の2/3 エ 障害基礎年金の一部と遺族厚生年金(遺族共済年金)と旧老齢年金(旧退職年金)の一部 (注) イ、ウの「障害基礎年金」は、障害基礎年金または旧国民年金法の障害年金。 エの「障害基礎年金」は、障害基礎年金(確定給付)または旧国民年金法の障害年金。																									
⑥	備考																										
⑦	生計維持申立	<table border="1"> <thead> <tr> <th>加算額・加給年金額の対象者の氏名</th> <th>生年月日</th> <th>個人番号</th> <th>受給権者との続柄</th> <th>障害の状況にありませうか</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>明治・平成 大正・令和 昭和</td> <td>年 月 日</td> <td></td> <td>ある ない</td> </tr> <tr> <td></td> <td>明治・平成 大正・令和 昭和</td> <td>年 月 日</td> <td></td> <td>ある ない</td> </tr> <tr> <td></td> <td>明治・平成 大正・令和 昭和</td> <td>年 月 日</td> <td></td> <td>ある ない</td> </tr> </tbody> </table> 上記の加算額・加給年金額の対象者は、加算の対象となったときから引き続き生計を維持していることを申し立てます。						加算額・加給年金額の対象者の氏名	生年月日	個人番号	受給権者との続柄	障害の状況にありませうか		明治・平成 大正・令和 昭和	年 月 日		ある ない		明治・平成 大正・令和 昭和	年 月 日		ある ない		明治・平成 大正・令和 昭和	年 月 日		ある ない
加算額・加給年金額の対象者の氏名	生年月日	個人番号	受給権者との続柄	障害の状況にありませうか																							
	明治・平成 大正・令和 昭和	年 月 日		ある ない																							
	明治・平成 大正・令和 昭和	年 月 日		ある ない																							
	明治・平成 大正・令和 昭和	年 月 日		ある ない																							
⑧	住所	〒 〇〇〇〇-〇〇〇〇																									
⑨	(フリガナ) 氏名																										
⑩	生年月日	明治・平成 大正・令和 昭和 年 月 日																									
⑪	連絡先の電話番号	() - () - ()																									



請求書等記入例 – 必要書類を含む –

場合に依じて提出・添付するもの④

● 年金裁定請求の遅延に関する申立書

年金裁定請求の遅延に関する申立書

私は、_____年金について、下記の理由により請求を行って
いなかったことを申し立てます。

また、年金の支払を受ける権利について、5年の時効が完成している分
については、支給がない旨を理解しています。

(遅延理由) ☒を付けてください。

☐ 年金を請求することができると知らなかった。

☐ 年金制度について、よく理解していなかった。

☐

令和 年 月 日

厚生労働大臣 様

住 所 _____

氏 名 _____



請求書等記入例 – 必要書類を含む –

場合に応じて提出・添付するもの⑤

● 生計同一関係に関する申立書

加給年金

子の加算等

様式1

生計同一関係に関する申立書

1 生計同一関係にあることの申立

申立年月日：令和____年____月____日 ※ この申立書の記入日を記載してください。

私と下記②の者は、生計を同じくしています。

① 受給権者の住所、氏名

住所 _____

氏名 _____

② 受給権者の配偶者または子の住所、氏名

住所 _____

氏名 _____ (①との続柄： _____)

氏名 _____ (①との続柄： _____)

氏名 _____ (①との続柄： _____)

2 生計同一関係の開始日

※ 加給年金や子の加算の支給を希望していて、既に障害年金を受給されている方の場合、記入してください。

(昭和 ・ 平成 ・ 令和 ____年____月____日 ・ 頃)

上記①・②の方の状況に応じて、次の1～3のいずれか1つに○を付した上で、必要事項を記載してください。

1. ①と②は、住民票上は別世帯ですが、住民票上の住所は同一です。

【住民票上、別世帯となっている理由を以下に記載してください。】

2. ①と②は、住民票上は別住所ですが、実際は同居しています。

【住民票上、別世帯（別住所）となっている理由を以下に記載してください。】

裏面へ続く



請求書等記入例 – 必要書類を含む –

場合に応じて提出・添付するもの⑤

● 生計同一関係に関する申立書

加給年金

子の加算等

様式1

3. ①と②は、別居しています。また、住民票上も別住所です。

(1) 別居している理由を以下に記載してください。

(2) 経済的援助の状況について、以下の㉖～㉙に記載してください。

㉖ ①(受給権者)から②(配偶者等)に対する経済的援助 (あり・なし)

㉗ 経済的援助の回数 (年・月・約 _____ 回程度)

㉘ 経済的援助の内容

(3) 音信・訪問の状況について、以下の㉚～㉜に記載してください。

㉚ 音信の手段 (訪問・電話・メール・その他: _____)

㉛ 訪問回数 (年・月・週: 約 _____ 回程度)

㉜ 音信・訪問の内容

第三者による証明欄

※ 上記1に○をされた場合(住民票上は別世帯だが、住民票上の住所は同一である場合)または生計同一関係証明書類を提出している場合は記入不要です。

上記の事実と相違ないことを証明します。

また、私は上記①及び②の者の民法上の三親等内の親族ではありません。

証明年月日: 令和____年____月____日 ※ 1の申立日(記入日)以後に証明してください。

住所 _____

氏名 _____ 電話番号 _____ - _____

※ 法人(会社、病院、施設等)・個人商店として証明する場合は、所在地・名称及び証明者の役職名と氏名を記入してください。

日本年金機構理事長 様



請求書等記入例 – 必要書類を含む –

場合に応じて提出・添付するもの⑤

● 生計同一関係に関する申立書

振替加算

様式2

生計同一関係に関する申立書

生計同一関係にあることの申立

申立年月日：令和____年____月____日 ※ この申立書の記入日を記載してください。

私と下記②の者は、生計を同じくしています。

① 受給権者の住所、氏名

住所 _____

氏名 _____

② 受給権者の配偶者の住所、氏名

住所 _____

氏名 _____

上記①・②の方の状況に応じて、次の1～3のいずれか1つに○を付した上で、必要事項を記載してください。

1. ①と②は、住民票上は別世帯ですが、住民票上の住所は同一です。

【住民票上、別世帯となっている理由を以下に記載してください。】

2. ①と②は、住民票上は別住所ですが、実際は同居しています。

【住民票上、別世帯（別住所）となっている理由を以下に記載してください。】

裏面へ続く



請求書等記入例 – 必要書類を含む –

場合に応じて提出・添付するもの⑤

● 生計同一関係に関する申立書

振替加算

様式2

3. ①と②は、別居しています。また、住民票上も別住所です。

(1) 別居している理由を以下に記載してください。

(2) 経済的援助の状況について、以下の㉠～㉢に記載してください。

㉠ ㉡(配偶者)から㉠(受給権者)に対する経済的援助 (あり・なし)

㉡ 経済的援助の回数 (年・月・約 _____ 回程度)

㉢ 経済的援助の内容

(3) 音信・訪問の状況について、以下の㉣～㉥に記載してください。

㉣ 音信の手段 (訪問・電話・メール・その他: _____)

㉤ 訪問回数 (年・月・週: 約 _____ 回程度)

㉥ 音信・訪問の内容

第三者による証明欄

※ 上記1に○をされた場合(住民票上は別世帯だが、住民票上の住所は同一である場合)または生計同一関係証明書類を提出している場合は記入不要です。

上記の事実と相違ないことを証明します。

また、私は上記①及び②の者の民法上の三親等内の親族ではありません。

証明年月日: 令和____年____月____日 ※ 表面の申立日(記入日)以後に証明してください。

住所 _____

氏名 _____ 電話番号 _____ - _____

※ 法人(会社、病院、施設等)・個人商店として証明する場合は、所在地・名称及び証明者の役職名と氏名を記入してください。

日本年金機構理事長 様



請求書等記入例 – 必要書類を含む –

場合に応じて提出・添付するもの⑥

● 事実婚関係に関する申立書

加給年金

事実婚用

様式5

事実婚関係及び生計同一関係に関する申立書

1 婚姻の意思及び夫婦として共同生活を営んでいること並びに生計同一関係にあることの申立

申立年月日：令和____年____月____日 ※ この申立書の記入日を記載してください。

私と下記②の者は、戸籍簿上の婚姻関係にはありませんが、将来において婚姻する意思を持って夫婦としての共同生活を営み、生計を同じくしています。

① 受給権者の住所、氏名

住所 _____

氏名 _____

② 受給権者の配偶者の住所、氏名

住所 _____

氏名 _____

2 生計同一関係の開始日 ※ 加給年金の支給を希望していて、既に障害年金を受給されている方の場合、記入してください。

(昭和 ・ 平成 ・ 令和 ____年____月____日 ・ 頃)

上記①・②の方の状況に応じて、次の1～3のいずれか1つに○を付した上で、必要事項を記載してください。

1. ①と②は、住民票上は別世帯ですが、住民票上の住所は同一です。

【住民票上、別世帯となっている理由を以下に記載してください。】

2. ①と②は、住民票上は別住所ですが、実際は同居しています。

【住民票上、別世帯（別住所）となっている理由を以下に記載してください。】

裏面へ続く



請求書等記入例 – 必要書類を含む –

場合に応じて提出・添付するもの⑥

● 事実婚関係に関する申立書

加給年金

事実婚用

様式5

3. ①と②は、別居しています。また、住民票上も別住所です。

(1) 別居している理由を以下に記載してください。

(2) 経済的援助の状況について、以下の㉗～㉙に記載してください。

㉗ ①(受給権者)から②(配偶者)に対する経済的援助 (あり・なし)

㉘ 経済的援助の回数 (年・月 約 _____ 回程度)

㉙ 経済的援助の内容

(3) 音信・訪問の状況について、以下の㉚～㉜に記載してください。

㉚ 音信の手段 (訪問・電話・メール・その他: _____)

㉛ 訪問回数 (年・月・週 : 約 _____ 回程度)

㉜ 音信・訪問の内容

第三者による証明欄

※ 上記1に○をされた場合(住民票上は別世帯だが、住民票上の住所は同一である場合)で、事実婚関係・生計同一関係証明書類を提出している場合は記入不要です。

上記の事実と相違ないことを証明します。

また、私は上記①及び②の者の民法上の三親等内の親族ではありません。

証明年月日: 令和____年____月____日 ※ 1の申立日(記入日)以後に証明してください。

住所 _____

氏名 _____ 電話番号 _____ - _____

※ 法人(会社、病院、施設等)・個人商店として証明する場合は、所在地・名称及び証明者の役職名と氏名を記入してください。

日本年金機構理事長 様



請求書等記入例 – 必要書類を含む –

場合に依じて提出・添付するもの⑥

● 事実婚関係に関する申立書

振替加算

事実婚用

様式6

事実婚関係及び生計同一関係に関する申立書

婚姻の意思及び夫婦として共同生活を営んでいること並びに生計同一関係にあることの申立

申立年月日：令和____年____月____日 ※ この申立書の記入日を記載してください。

私と下記②の者は、戸籍簿上の婚姻関係にはありませんが、将来において婚姻する意思を持って夫婦としての共同生活を営み、生計を同じくしています。

① 受給権者の住所、氏名

住所 _____

氏名 _____

② 受給権者の配偶者の住所、氏名

住所 _____

氏名 _____

上記①・②の方の状況に応じて、次の1～3のいずれか1つに○を付した上で、必要事項を記載してください。

1. ①と②は、住民票上は別世帯ですが、住民票上の住所は同一です。

【住民票上、別世帯となっている理由を以下に記載してください。】

2. ①と②は、住民票上は別住所ですが、実際は同居しています。

【住民票上、別世帯（別住所）となっている理由を以下に記載してください。】

裏面へ続く



請求書等記入例 – 必要書類を含む –

場合に依じて提出・添付するもの⑥

● 事実婚関係に関する申立書

振替加算

事実婚用

様式6

3. ①と②は、別居しています。また、住民票上も別住所です。

(1) 別居している理由を以下に記載してください。

(2) 経済的援助の状況について、以下の㉗～㉙に記載してください。

㉗ ②(配偶者)から①(受給権者)に対する経済的援助 (あり・なし)

㉘ 経済的援助の回数 (年・月 約 _____ 回程度)

㉙ 経済的援助の内容

(3) 音信・訪問の状況について、以下の㉗～㉙に記載してください。

㉗ 音信の手段 (訪問・電話・メール・その他: _____)

㉘ 訪問回数 (年・月・週 : 約 _____ 回程度)

㉙ 音信・訪問の内容

第三者による証明欄

※ 上記1に○をされた場合(住民票上は別世帯だが、住民票上の住所は同一である場合)で、事実婚関係・生計同一関係証明書類を提出している場合は記入不要です。

上記の事実と相違ないことを証明します。

また、私は上記①及び②の者の民法上の三親等内の親族ではありません。

証明年月日: 令和____年____月____日 ※ 表面の申立日(記入日)以後に証明してください。

住所 _____

氏名 _____ 電話番号 _____ - _____

※ 法人(会社、病院、施設等)・個人商店として証明する場合は、所在地・名称及び証明者の役職名と氏名を記入してください。

日本年金機構理事長 様

— 年齢早見表 —（令和8年1月1日～12月31日）

和暦（年）	西暦（年）	年齢	和暦（年）	西暦（年）	年齢	和暦（年）	西暦（年）	年齢
昭和10	1935	91	昭和41	1966	60	平成8	1996	30
昭和11	1936	90	昭和42	1967	59	平成9	1997	29
昭和12	1937	89	昭和43	1968	58	平成10	1998	28
昭和13	1938	88	昭和44	1969	57	平成11	1999	27
昭和14	1939	87	昭和45	1970	56	平成12	2000	26
昭和15	1940	86	昭和46	1971	55	平成13	2001	25
昭和16	1941	85	昭和47	1972	54	平成14	2002	24
昭和17	1942	84	昭和48	1973	53	平成15	2003	23
昭和18	1943	83	昭和49	1974	52	平成16	2004	22
昭和19	1944	82	昭和50	1975	51	平成17	2005	21
昭和20	1945	81	昭和51	1976	50	平成18	2006	20
昭和21	1946	80	昭和52	1977	49	平成19	2007	19
昭和22	1947	79	昭和53	1978	48	平成20	2008	18
昭和23	1948	78	昭和54	1979	47	平成21	2009	17
昭和24	1949	77	昭和55	1980	46	平成22	2010	16
昭和25	1950	76	昭和56	1981	45	平成23	2011	15
昭和26	1951	75	昭和57	1982	44	平成24	2012	14
昭和27	1952	74	昭和58	1983	43	平成25	2013	13
昭和28	1953	73	昭和59	1984	42	平成26	2014	12
昭和29	1954	72	昭和60	1985	41	平成27	2015	11
昭和30	1955	71	昭和61	1986	40	平成28	2016	10
昭和31	1956	70	昭和62	1987	39	平成29	2017	9
昭和32	1957	69	昭和63	1988	38	平成30	2018	8
昭和33	1958	68	昭和64／ 平成元	1989	37	平成31／ 令和元	2019	7
昭和34	1959	67	平成 2	1990	36	令和 2	2020	6
昭和35	1960	66	平成3	1991	35	令和 3	2021	5
昭和36	1961	65	平成4	1992	34	令和 4	2022	4
昭和37	1962	64	平成5	1993	33	令和 5	2023	3
昭和38	1963	63	平成6	1994	32	令和 6	2024	2
昭和39	1964	62	平成7	1995	31	令和 7	2025	1
昭和40	1965	61						

— 年齢早見表 —（令和7年1月1日～12月31日）

和暦（年）	西暦（年）	年齢	和暦（年）	西暦（年）	年齢	和暦（年）	西暦（年）	年齢
昭和9	1934	91	昭和40	1965	60	平成7	1995	30
昭和10	1935	90	昭和41	1966	59	平成8	1996	29
昭和11	1936	89	昭和42	1967	58	平成9	1997	28
昭和12	1937	88	昭和43	1968	57	平成10	1998	27
昭和13	1938	87	昭和44	1969	56	平成11	1999	26
昭和14	1939	86	昭和45	1970	55	平成12	2000	25
昭和15	1940	85	昭和46	1971	54	平成13	2001	24
昭和16	1941	84	昭和47	1972	53	平成14	2002	23
昭和17	1942	83	昭和48	1973	52	平成15	2003	22
昭和18	1943	82	昭和49	1974	51	平成16	2004	21
昭和19	1944	81	昭和50	1975	50	平成17	2005	20
昭和20	1945	80	昭和51	1976	49	平成18	2006	19
昭和21	1946	79	昭和52	1977	48	平成19	2007	18
昭和22	1947	78	昭和53	1978	47	平成20	2008	17
昭和23	1948	77	昭和54	1979	46	平成21	2009	16
昭和24	1949	76	昭和55	1980	45	平成22	2010	15
昭和25	1950	75	昭和56	1981	44	平成23	2011	14
昭和26	1951	74	昭和57	1982	43	平成24	2012	13
昭和27	1952	73	昭和58	1983	42	平成25	2013	12
昭和28	1953	72	昭和59	1984	41	平成26	2014	11
昭和29	1954	71	昭和60	1985	40	平成27	2015	10
昭和30	1955	70	昭和61	1986	39	平成28	2016	9
昭和31	1956	69	昭和62	1987	38	平成29	2017	8
昭和32	1957	68	昭和63	1988	37	平成30	2018	7
昭和33	1958	67	昭和64／ 平成元	1989	36	平成31／ 令和元	2019	6
昭和34	1959	66	平成 2	1990	35	令和 2	2020	5
昭和35	1960	65	平成3	1991	34	令和 3	2021	4
昭和36	1961	64	平成4	1992	33	令和 4	2022	3
昭和37	1962	63	平成5	1993	32	令和 5	2023	2
昭和38	1963	62	平成6	1994	31	令和 6	2024	1
昭和39	1964	61						

－ 特別支給の老齢厚生年金について－

☑ 受け取るための要件

- ・ 男性の場合、昭和36年4月1日以前に生まれたこと。
- ・ 女性の場合、昭和41年4月1日以前に生まれたこと。
- ・ 老齢基礎年金の受給資格期間（原則として10年）があること。
- ・ 厚生年金保険等に1年以上加入していたこと。
- ・ 60歳以上であること。

また、「特別支給の老齢厚生年金」には、「報酬比例部分」と「定額部分」の2つがあり、生年月日と性別により、支給開始年齢が変わります。

☑ 例示

【男性】昭和16年4月1日以前、【女性】昭和21年4月1日以前		
60歳	65歳	70歳
報酬比例部分		老齢厚生年金
定額部分		老齢基礎年金
【男性】昭和16年4月2日～昭和18年4月1日、【女性】昭和21年4月2日～昭和23年4月1日		
60歳	65歳	70歳
報酬比例部分		老齢厚生年金
61歳	定額部分	老齢基礎年金
【男性】昭和18年4月2日～昭和20年4月1日、【女性】昭和23年4月2日～昭和25年4月1日		
60歳	65歳	70歳
報酬比例部分		老齢厚生年金
62歳	定額部分	老齢基礎年金
【男性】昭和20年4月2日～昭和22年4月1日、【女性】昭和25年4月2日～昭和27年4月1日		
60歳	65歳	70歳
報酬比例部分		老齢厚生年金
63歳	定額部分	老齢基礎年金

－ 特別支給の老齢厚生年金について－

【男性】 昭和22年4月2日～昭和24年4月1日、【女性】 昭和27年4月2日～昭和29年4月1日		
60歳	65歳	70歳
報酬比例部分		老齢厚生年金
64歳	定額部分	老齢基礎年金
【男性】 昭和24年4月2日～昭和28年4月1日、【女性】 昭和29年4月2日～昭和33年4月1日		
60歳	65歳	70歳
報酬比例部分		老齢厚生年金
		老齢基礎年金
【男性】 昭和28年4月2日～昭和30年4月1日、【女性】 昭和33年4月2日～昭和35年4月1日		
61歳	65歳	70歳
報酬比例部分		老齢厚生年金
		老齢基礎年金
【男性】 昭和30年4月2日～昭和32年4月1日、【女性】 昭和35年4月2日～昭和37年4月1日		
62歳	65歳	70歳
報酬比例部分		老齢厚生年金
		老齢基礎年金
【男性】 昭和32年4月2日～昭和34年4月1日、【女性】 昭和37年4月2日～昭和39年4月1日		
63歳	65歳	70歳
報酬比例部分		老齢厚生年金
		老齢基礎年金
【男性】 昭和34年4月2日～昭和36年4月1日、【女性】 昭和39年4月2日～昭和41年4月1日		
64歳	65歳	70歳
報酬比例部分		老齢厚生年金
		老齢基礎年金
【男性】 昭和36年4月2日以後、【女性】 昭和41年4月2日以後		
	65歳	70歳
	老齢厚生年金	
	老齢基礎年金	

－ 年金請求窓口のご確認ほか －



年金請求窓口のご確認

20歳から60歳までに加入していた年金制度の内容によって、年金請求窓口は以下のようになっています。

年金制度の内容	請求窓口
第1号被保険者期間のみ有する場合 (任意加入被保険者を含む)	当市区町村窓口
第2号被保険者期間を有する場合	年金事務所
第3号被保険者期間を有する場合	年金事務所



年金のご相談

問い合わせ先	電話番号 (FAX番号)	受付時間
〇〇年金事務所	00-0000-0000	平日：〇〇時～〇〇時 土日祝：〇〇時～〇〇時
街角の年金相談 センター	00-0000-0000	平日：〇〇時～〇〇時 土日祝：〇〇時～〇〇時
ねんきんダイヤル ※土曜日、日曜日、祝 日（第2土曜日を除 く）、12月29日から1 月3日はご利用いた だけません。	0570-05-1165	・月曜日：午前8時30分～午後 7時00分（月曜日が祝日の場 合は翌開所日） ・火曜日～金曜日：午前8時30 分～午後5時15分 ・第2土曜日：午前9時30分～ 午後4時00分
〇〇市区町村窓口	00-0000-0000 (00-0000-0000)	平日：〇〇時～〇〇時 土日祝：〇〇時～〇〇時

－ 年金請求窓口のご確認ほか －



国民年金被保険者の種類

国民年金被保険者の種類は職業などによって3種類あり、それぞれ加入手続きや保険料の納付方法が違います。

	どんな人が？	加入の届出先は？	保険料の納付は？
第1号 被保険者 (20歳以上 60歳未満)	国内居住者である ・ 学生 ・ 自営業者 ・ 農林漁業者 等	お住まいの市区役所 または町村役場	各自が納付
第2号 被保険者	・ 会社員 ・ 公務員 等	お勤め先で事業主が 届出	お勤め先で納付 (給料から天引き)
第3号 被保険者 (20歳以上 60歳未満)	第2号被保険者に 扶養されている 配偶者	配偶者のお勤め先経 由で届出	自己負担なし (配偶者が加入する年金 制度が負担)

※なお、国民年金に任意加入する方も第1号被保険者と同じ扱いとなります。

➡ 老-No.10

— 年金額の推移 —

種別			年月	令和3.4～	令和4.4～	令和5.4～（※）	令和6.4～（※）	令和7.4～（※）
				年 額	年 額	年 額	年 額	年 額
老 齢 基 礎 年 金			-	(定額分) 780,900円 (満額) (付加年金) 200円×納付 月数	(定額分) 777,800円 (満額) (付加年金) 200円×納付 月数	(定額分) 795,000円 (満額) (付加年金) 200円×納付 月数	(定額分) 816,000円 (満額) (付加年金) 200円×納付 月数	(定額分) 831,700円 (満額) (付加年金) 200円×納付 月数
障 害 基 礎 年 金	1級			976,125円	972,250円	993,750円	1,020,000円	1,039,625
	2級			781,700円	780,900円	777,800円	795,000円	831,700円
	子の加算（1人）			224,700円	223,800円	228,700円	234,800円	239,300
	3人目以後			74,900円	74,600円	76,200円	78,300円	79,800
遺 族 基 礎 年 金	配 偶 者 に 支 給 す る 額	子が1人		1,005,600円	1,001,600円	1,023,700円	1,050,800円	1,071,000
		子が2人		1,230,300円	1,225,400円	1,252,400円	1,285,600円	1,310,300
		3人目以後		74,900円を 加算	74,600円を 加算	76,200円を 加算	78,300円を 加算	79,800円を 加算
	子 に 支 給 す る 額	子が1人		780,900円	777,800円	795,000円	816,000円	831,700
		子が2人		1,005,600円	1,001,600円	1,023,700円	1,050,800円	1,071,000
		3人目以後		74,900円を 加算	74,600円を 加算	76,200円を 加算	78,300円を 加算	79,800円を 加算
寡婦年金		計算方法	死亡した夫の第1号被保険者期間に係る老齢基礎年金の額×4分の3					
死 亡 一 時 金	定 額 給 付	36ヵ月以上 180ヵ月未満	120,000円					
		180ヵ月以上 240ヵ月未満	145,000円					
		240ヵ月以上 300ヵ月未満	170,000円					
		300ヵ月以上 360ヵ月未満	220,000円					
		360ヵ月以上 420ヵ月未満	270,000円					
		420ヵ月以上	320,000円					

※ 昭和31年4月2日生まれ以降の方の満額となります。